

令和元年

富士川町議会 6 月定例会会議録

令和元年 6 月 7 日 開会

令和元年 6 月 14 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和元年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 7 日

令和元年第2回富士川町議会定例会（1日目）

令和元年6月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 平成30年度富士川町一般会計繰越明許費の件 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 平成30年度富士川町一般会計事故繰越費の件 |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 平成30年度富士川町下水道事業特別会計繰越明許の件 |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 平成30年度富士川町下水道事業特別会計事故繰越費の件 |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 9 | 報告第 6 号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 10 | 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 11 | 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 12 | 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町一般会計補正予算（第9号）） |
| 日程第 13 | 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 14 | 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 15 | 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 16 | 議案第48号 富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告 式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第49号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第50号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第51号 富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 20 | 議案第52号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 2 1 議案第 5 3 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）
請負契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負
契約の締結について
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負
契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 富士川町学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結に
ついて
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 富士川町学校給食センター厨房設備機器購入契約の締結に
ついて
- 日程第 2 8 同意第 5 号 富士川町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれら
に準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき議会の
同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである。（14 名）

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 眞	6 番	秋 山 稔
7 番	成 田 守	8 番	小 林 有紀子
9 番	深 澤 公 雄	10 番	青 柳 光 仁
11 番	堀 内 春 美	12 番	鮫 田 洋 平
13 番	長 澤 健	14 番	井 上 光 三

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

6 番 秋 山 稔 7 番 成 田 守

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町	長	志村 学	副	町	長	齋藤 靖
教	育	長	野中正人	会	計	管
政	策	秘	書	課	長	秋山 佳史
管	財	課	長	樋口 一也	税	務
防	災	交	通	課	長	長澤 康
福	祉	保	健	課	長	松井 清美
産	業	振	興	課	長	依田 正紀
土	木	整	備	課	長	志村 正史
教	育	総	務	課	長	中込 浩司
				生	涯	学
				習	課	長
				深	澤	千
				秋		

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	早川 竜一
書 記	中沢 美和子

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。

議場内での上着の着用は、自由としますのでご了承願います。それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（井上光三君）

富士川町告示第27号をもって招集されました、令和元年第2回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和元年第2回富士川町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。第2回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

30年余り続いた平成が終わり、5月1日に第126代天皇がご即位され、新元号「令和」が幕開けしました。5月4日のご即位一般参賀において、陛下は、「我が国が、諸外国と手を携えて、世界の平和を求めつつ、一層の発展を遂げることを心から願っております。」と、お言葉を述べられました。一方、町内においては、元号が「平成」から「令和」に変わった5月1日に婚姻届の提出が数組ありました。新元号とともに新婚生活をスタートされました方々に、心よりご祝福を申し上げます。さて、来年に迫った、2020年東京オリンピック・パラリンピック組織委員会から今月1日、聖火リレーのルート概要が発表されました。山梨県内は、来年6月27日に南部町を出発して12市町を巡り、翌28日に11市町村を回って富士山の麓に到着する2日間で計23市町村を通過するルートが示されました。このうち、富士川町については、6月27日、早川町から引き継いだ聖火を、市川三郷町に引き継ぐルートとなっており、町内を聖火ランナーが走ることにになります。県内区間を走る聖火ランナーは、160人程度で、県実行委員会が募集する40人のうち、27市町村から1人ずつ選ばれ、来月から募集が開始されます。今後、市町村ごとに聖火ランナーが走る区間を設定し、具体的な経路を定めた詳細ルートは、年末までに決定することになります。

今定例会では、議会基本条例に基づき休日議会を開催いたします。休日議会の開催は、平成23年から実施しておりますが、本会議2日目に行う一般質問を、6月9日、日曜日に行います。また、議会基本条例では、議会と町民の関係について、「議会は多様な媒体を活用して、積極的に広報及び広聴に努めるものとする。」と、あります。こうしたことから、今定例会から一般質問の模様を撮影し、富士川CATVを活用して録画による放送を開始することになりました。放送開始は、6月24日月曜日からを予定し、午前9時30分から11時と、午後8時30分から10時の1日2回、通告順に1日1議員ずつ行います。放送日程の詳細につきましては、富士川CATV番組内の、富士川町からのお知らせのコーナーを利用し、周知を行いますので、多くの町民の皆様のご視聴をお願いいたします。今定例会では、条例改正や補正予算などを中心に審議をお願いすることになりますが、議員各位におかれましては、活発な論議をお願い申し上げ、あいさつといたします。

○議長（井上光三君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により6番秋山稔君及び7番成田守君を指名します。

○議長（井上光三君）

日程第2 「会期決定」を、議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から14日までの8日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと、認めます。

したがって、会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

○議長（井上光三君）

日程第3 「諸般の報告」

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。このほか議員各位には、各種行事などにも積極的に参加していただき、大変ご苦労さまでした。本日は、提案説明に留め、質疑につきましては、10日の本会議で議事日程により、審議をお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長、志村学君。

○町長（志村学君）

本日ここに、令和元年6月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中を、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから町政推進のため、格段の御理解と御尽力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。それでは、開会にあたり、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なるものにつきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

はじめに、本町の名誉町民であります志村司郎氏が、去る4月18日、90歳で御逝去されました。志村司郎氏は、旧制甲府中学校（現在の甲府一高）、山梨青年師範学校（現在の山梨大学教育学部）を御卒業し、昭和23年4月、鰍沢中学校教諭として3年間の教鞭を執られた後、東京都の九段小学校の教諭をされながら日本大学経済学部で学び、昭和30年、卒業と同時に株式会社 鎌倉書房に入社されました。同社の婦人雑誌の創刊に携わるなど、16年余りの御勤務後の昭和47年3月に、株式会社ブティック社を設立するとともに、代表取締役役に就任され、読者に必要とされる情報を、適切で分かりやすい書籍の刊行を目指し、

特に、洋裁や手芸などの手作り実用書を中心に、本を作る人の想いが、読む人の心に鮮明に届く 存在意義のある書籍を送り続けられました。

このように出版業に精励される傍ら、万葉集の研究者である文化功労者・犬養孝先生と深い親交を持つこととなり、犬養先生の活動を支援する中で、平成5年8月に、犬養先生の撰文揮毫による万葉歌碑を、母校の増穂小学校とまほら文化公園に建立 寄贈され、万葉集を通じた地域活動や文化振興に多大な御貢献をされました。

特に、増穂小学校に建立されている山上憶良の歌碑は、どんな宝であっても子どもには敵わないという心情を吐露した有名な歌であり、お金より何よりも子どもは世の宝であるという正しい人生観を伝える歌として、今日の富士川町教育の礎となっているところであります。

5月に、元号が「平成」から「令和」となった今、令和の典拠となった万葉集が脚光を浴び、「万葉ブーム」が到来しております。山梨県内には万葉集の歌碑が 少なくとも4市町村にあります、その多くの歌碑建立に、志村氏が関わっておられたことは、富士川町民として誇らしく思うと同時に、感謝いたしているところであります。

このように、志村氏は常にふるさとに想いを寄せられ、首都圏増穂会、首都圏富士川会をはじめ、山梨県人会連合会の要職を歴任され、ふるさととの文化交流を積極的に推進し、山梨県の発展や社会文化の興隆はもとより、ふるさとへの偉大な御功績に対し、平成14年、旧増穂町において、名誉町民の称号をお贈りしたところであります。

志村司郎氏の数々の御薫陶を生かして、富士川町の更なる成長と発展に向けて、「暮らしと自然が輝く交流のまち」を目指して、まちづくりに邁進することを、心から誓うものであり、志村司郎氏のご冥福を町民の皆さまとともに心よりお祈り申し上げる次第であります。

さて、5月1日に、新天皇陛下が御即位され、新元号「令和」の時代が幕を開けました。「令和」には、「人々が美しく心を寄せ合うなか、文化が育つ」という意味が込められています。本町は、平成22年3月8日に合併し、今年度は10周年を迎えることとなります。本町のまちづくりは、第2次総合計画に基づき展開をしており、そのテーマは、住民の皆様や、地域の皆様といっしょに町を作り上げていく“協働”であります。新元号に込められた意味と本町のまちづくりのテーマは大きく共通する点があり、今後のまちづくりが、さらに大きく前進することを期待しているところであります。

さて、我が国の経済状況を見ますと、内閣府が発表した5月の月例経済報告では、景期は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとのことであります。

一方、先行きにつきましては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題や、中国経済の先行き、海外経済の動向などに留意する必要があるとしております。

政府としては、全ての世代が安心でき、活躍できる「全世代型 社会保障制度」を実現するため、労働制度をはじめ、制度全般の改革を進めることとしております。また、経済財政運営に万全を期していただき、さらなる経済の成長と、消費税増税の円滑な実施など、財政規律を維持しつつ、持続可能な社会保障や経済環境の整備に期待をしているところであります。

それでは、今定例会に提出しました、主な案件と主要な事業への取り組み状況について申

し上げます。まず、役場新庁舎の整備についてであります。役場新庁舎の整備につきましては、新庁舎整備基本計画に基づき、プロポーザル方式により設計業者を選定することとし、プロポーザルの条件として、庁舎の延床面積を最大5,900㎡とする中で、建設面積や建築費用の削減策、維持管理費の削減策、環境対応策などの提案を求めたところ、3つの新庁舎建設基本設計業務 共同企業体から応募があったところであります。これらの共同企業体について、厳正かつ公正な審査を行うため、審査委員会を設置し、一次審査では、配置予定主任技術者の業務実績などの書類審査、二次審査では、技術提案、プレゼンテーション、ヒアリングなどの審査を行った結果、山形一級建築士事務所、総合建築設計事務所による新庁舎建設基本設計業務 共同企業体を受託候補者として契約に向けた協議を行い、3月27日にプロポーザルの受託業者と本年12月末を履行期限とした契約を締結したところであります。

今後は、受託業者と協議をしながら基本設計を進めて参りますが、現本庁舎周辺の敷地内へ、効率よく建物を配置し、設計の工夫などで無駄を省き、費用の縮減を図って参りたいと考えております。また、基本設計を進めるにあたっては、新庁舎に関する幅広い分野の意見を反映させるために、町内の有識者や公募する町民の皆様による懇話会を開催し、御意見をいただきながら進めて参りたいと考えております。なお、基本設計には、建設場所の、より詳細な土質データが必要なことから、今定例会に土質調査業務に要する経費を計上いたしております。

次に、役場分庁舎の解体についてであります。旧鯉沢町役場は、合併以来、役場分庁舎として利用して参りましたが、業務の集約化を図ること、及び建物の耐震性の問題から、公共施設再配置計画に基づき、平成28年10月に、その機能を移設したところであります。

分庁舎は、老朽化による建物倒壊の恐れがあるため、早急な解体が求められておりましたが、分庁舎内に設置してある、防災行政無線設備や情報機器の移設、県道の歩道橋の撤去などを優先したため、現在に至っておりますが、これらの移設、撤去が完了したことから、分庁舎の解体工事を執行することといたしました。しかし、解体にあたっては、分庁舎敷地内に設置されている電柱が支障となることが判明したため、今定例会に電柱移設にかかる所要の経費を計上いたしております。また、分庁舎の廃止に伴い、同敷地内に設置しておりました公示等の掲示場の場所を変更する必要があるため、今定例会に公告式条例の一部を改正する条例案を提出しております。なお、分庁舎を解体した跡地については、鯉沢小学校の正門につながる道路を拡幅するとともに、残地については、駐車場として活用して参りたいと考えております。

次に、プレミアム付き商品券事業についてであります。

本年10月から、消費税・地方消費税の10%への引き上げが予定されている中、国では、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、最高5,000円のプレミアムを付けた、プレミアム付き商品券事業を単年度事業として実施することといたしました。本商品券は、10月から町内の商店等で使用ができる商品券で、購入対象者は、一定の条件を満たした低所得者及び、子育て世帯として、3歳未満児がいる世帯の世帯主に、それぞれ1人につき2万5千円分を購入限度額

として販売するものであり、今定例会に本事業実施に必要な経費を計上いたしております。

次に学校給食センター建設工事についてであります。

学校給食センターについては、明年の2学期から供用開始できるよう、本年4月から敷地造成工事を進めております。5月には、富士川町学校給食センター建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事の一般競争入札を実施したところであります。また、厨房設備工事及び厨房設備機器の購入については、平成29年12月に、厨房設備機器一式の導入に係る覚書を交わしております、株式会社 日新厨房企画と随意契約をしたところであります。これらの工事契約案件4件と物品購入案件1件につきましては、議会の議決が必要なことから、今定例会に契約締結案件として提出しております。

次に、今後の学校教育についてであります。

平成25年度に策定した「富士川町 学校規模適正化 基本方針」につきましては、策定から5年が経過しており、この間、学校の現状や児童生徒数の見込み等についても変化してきております。このため、児童生徒数の減少による教育効果への影響が懸念されることから、町教育委員会では昨年11月に、町内小中学校の退職校長による「富士川町小中学校のあり方検討会」を設置し、今後の本町における小中学校の教育制度や適正規模・適正配置についての検討を重ねていただき、本年3月に、小中学校のあり方基本方針の提言書を取りまとめたところであります。今後は、教育委員会での協議を経て、保護者や地域の皆様の御意見をも伺いながら、新たな学校規模 適正化基本方針など、新たな学校教育のあり方を取りまとめて参りたいと考えております。

次に、殿原スポーツ公園、ふれあいスポーツ公園の一部管理についてであります。

スポーツ公園と遊園施設を併設した、殿原スポーツ公園は、昭和48年から工事に着手し、昭和55年に全施設が完成して以来、スポーツ競技や大法師公園と隣接する桜の名所として、多くの町民に親しまれている公園であります。しかし、近年の少子高齢化により、スポーツ施設の利用者が減少してきたところであります。こうした中、昨年、硬式野球チームの「山梨バンディッツヤング」から、殿原スポーツ公園を拠点に、青少年の育成や野球競技の振興のため、少年の硬式野球を普及させたいとの話がありましたので、これまで殿原の野球場やソフトボール場を利用しているチームやスポーツ協会の専門部と協議を進めてきたところ、町内の利用者がこれまで同様の使用を最優先することで、御了解をいただいたところであります。こうしたことから、殿原スポーツ公園の野球場、ソフトボール場、テニスコート跡地、及び鰍沢のふれあいスポーツ公園ソフトボール場については、年間を通した施設管理をすることを条件に「山梨バンディッツヤング」の使用を認めることといたしました。今後は、山梨バンディッツヤングと公園の一部管理契約を締結し、7月から利用できるようにして参りたいと考えております。なお、一部管理契約では、使用施設の施設利用料は、施設管理費と相殺されるため、無料とすることとしております。

次に、増穂児童センターについてであります。

リニア中央新幹線のルート上に位置する公共施設は、本年9月までに更地にするとしております。こうしたことから、利根川公園に位置する増穂児童センターも解体に向け、4月に解体工事の入札を執行し、エコワークス㈱を落札者と決定したところであります。先般、

解体についての地区説明会を開催させていただき、解体工事につきましては、今月から開始し、8月中に終了する予定で進めているところであります。なお、本年4月に移設、開設いたしました富士川町児童センターは、開所して約2ヶ月が経過したところでありますが、日中は、児童はもとより、乳幼児と保護者の皆様に、夜間は、各種団体や地域の皆様に御利用をいただき、昨年同月比では、2倍以上の御利用をいただいている状況であります。

次に、町立保育所の再編についてであります。

現在、町内には町立保育所が5箇所ありますが、少子化により、すべての保育所が定員に満たない状況にあり、将来的に集団保育の効果の低下が懸念される状況であります。このような状況を改善するために、保育所の適正規模、適正配置や保育所施設の老朽化などを総合的に判断する中で、第3保育所を閉園し、第4保育所に統合する再編計画を進めて参りました。この再編計画案につきましては、説明会を開催し、第3保育所及び第4保育所の保護者の皆様と協議を重ねて参りましたところ、先般、御了承をいただきましたので、明年度の統合再編に向け、準備を進めて参りたいと考えております。

次に、富士川いきいきスポーツ公園についてであります。

富士川いきいきスポーツ公園は、本年4月1日から供用を開始し、毎週、土曜・日曜・祝日の全てにおいて御利用いただいている状況であります。現在、施設利用の希望日が集中する状況でありますので、今後、利用者調整会議などを設け、幅広く、多くの団体にご利用いただき、円滑な運用ができるよう努めて参りたいと考えております。また、公園整備は引続き行って参りますが、今年度は主に管理棟の建築を実施することとしております。

次に、シビックコア地区整備事業についてであります。

鰯沢地区シビックコア整備事業につきましては、今年度、国は富士川合同庁舎の実施設計を行うこととしております。この1階に整備いたします町立図書館につきましては、現在、町立図書館整備・管理運営検討委員会の御意見を伺いながら、平面計画における配置について、国と最終協議を進めております。また、図書館の管理・運営方法等についても、幅広く御意見を伺いながら、検討していくこととしております。なお、合同庁舎の周辺整備は町が行うこととなっていることから、敷地西側の擁壁改修工事につきまして、今年度着手して参ります。さらに、町道大法師線につきましても、道路計画に伴い移転していただく1軒と、平成31年3月に土地売買契約及び物件移転補償契約を締結し、現在、移転先についての手続きを進めているところであります。こうした周辺整備が完了する、明年度から合同庁舎本体工事に着手して行けるものと考えております。

次に、町道大櫛大久保線についてであります。

平成17年度から始めた町道大櫛大久保線の県道42号線（旧国道52号）から町道天神中条長沢1号線までの延長約500mのうち、町道長沢青柳線（廃軌道）から町道金手小林2号線（8m道路）までの間、約58mの道路改良工事が完成し、5月14日午前10時に供用開始いたしました。この区間の開通により、これまでの区間と合わせて、約185m全体の37パーセントが供用となったところであります。残りの町道金手小林2号線（8m道路）から町道天神中条長沢1号線までの延長約315mまでの間におきましては、今年度から、用地測量に着手して参りたいと考えております。

最後に、6月から9月に開催する「町制施行10周年記念事業」についてであります。

まず、6月29日（土）に行う「町制施行10周年記念事業富士川町落語まつり」は、落語「鰻沢」実行委員会を立ち上げ、委員の皆さまのご協力により、1日をとおして落語を楽しんでいただけるよう、開催するものであります。午前の部は全席無料とし、3名の噺家に、子どもからお年寄りまで、みんなが楽しめる寄席を行っていただくこととしております。また、午後の部は全席有料として、「柳家三三師匠」「柳家小八師匠」ほか4名の噺家による、大落語会を開催し、富士川町にまつわる落語「鰻沢」のほか、本格的な落語を楽しんでいただきたいと考えております。また、県内外のお客様にもご来町いただくため、見ごろを迎えたあじさいと本格落語を満喫する特別企画として、「落語まつり」と「妙法寺あじさいまつり」を巡る、日帰りバスツアーも計画したところであります。7月には、富士川町商工会主催による「2019ふじかわ夏まつり」が、例年同様、車両通行規制とした県道42号線を会場として、7月27日（土）に開催されます。このイベントにおきましても、イベント名に「町制施行10周年記念」の冠をつけていただくことで、町全体に笑顔があふれるお祝いムードの演出に御協力いただけることとなっております。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。なお、今定例会に提出いたしました案件は、報告案件6件、専決処分承認案件6件、条例改正案件5件、補正予算案件2件、契約締結案件5件、同意案件1件、合わせて25件の議案を提出しております。提案理由は、議案ごとに申し上げさせていただいておりますが、よろしく御審議の上、御議決あらんことをお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長のあいさつを、終わります。

○議長（井上光三君）

日程第4 報告第1号 平成30年度 富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第5 報告第2号 平成30年度 富士川町一般会計事故繰越費の件

日程第6 報告第3号 平成30年度 富士川町下水道事業特別会計繰越明許費の件

日程第7 報告第4号 平成30年度 富士川町下水道事業特別会計事故繰越費の件

日程第8 報告第5号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第9 報告第6号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の6件は、報告案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、報告第1号から第6号までの補足説明を求めます。

まず、報告第1号及び第2号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

報告第1号及び報告第2号の補足説明をさせていただきます。

この繰越計算書につきましては、地方自治法施行令の規程に基づき、5月31日までに作成し、次の議会に報告するものであります。まずはじめに、報告第1号タブレット3ページになりますが、平成30年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

（以下、平成30年度富士川町一般会計繰越明許費の件朗読。）

次の次のページ、タブレット6ページをご覧ください。

（平成30年度富士川町一般会計事故繰越費の件朗読。）

以上、報告第1号、報告第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、報告第3号及び第4号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは、報告第3号及び第4号の補足説明をさせていただきます。繰越計算書、タブレット8ページをご覧ください。

（以下、平成30年度富士川町下水道事業特別会計繰越明許費の件朗読。）

次に、報告第4号の補足説明をさせていただきます。繰越計算書、タブレット10ページをご覧ください。

（平成30年度富士川町下水道事業特別会計事故繰越費の件朗読）

以上、報告第3号、報告第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、報告第5号について補足説明を求めます。

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

それでは、報告第5号の補足説明をさせていただきます。タブレット12ページをお開きください。12ページから、第5期、平成30年度の決算報告となります。

次の13ページをお開きください。平成30年度事業報告であります。抜粋をして概要を報告します。

事業の現況です。株式会社富士川は、富士川町から指定管理を受け、道の駅富士川、塩の華、つくたべかんの3つの観光施設を運営しております。まず、道の駅富士川であります。道の駅富士川は中部横断自動車道が下部温泉早川インターまでと富沢インターから新東名の清水ジャンクションが供用を開始し、山梨県と静岡県が繋がったことにより、人や物の交流が盛んになり、増穂パーキング下り線への立ち寄り台数も増加するものと思われます。しかし、高速道路の延伸により交流人口が増加することが予想される反面、高速道路 上り線から道の駅に立ち寄れないことから、道の駅への立ち寄り率をいかに上げていくかが急務で

あります。厳しい交通環境が予想される中、新たな取り組みとして、お客様におもてなしの心でサービスを提供するため、専門家による「接客マナー研修」を実施し、マナーの向上を図りました。また、各種イベント、観光バスの誘致等を積極的かつ継続的に実施しました。こうしたことから、前年度を上回る集客を達成しました。

次に塩の華であります。塩の華は道の駅富士川がオープン以来、道の駅と同一路線にあるため、客数、売上高とも減少してきました。また、一昨年の中部横断自動車道の六郷インターまでの供用の開始に伴い、国道52号線の交通量が減少し、客数、売上高に拍車がかかったものと思われます。こうした中、陳列場所も適宜変えるなど、売り場の鮮度維持に努めました。

次につくたべかんであります。客数、売上高ともに、前年より減少しておりますが、つくたべかんが郷土料理「みみ」を提供する唯一の公共施設であることから、訪れるお客様に「みみ」を知っていただけるよう、大法師さくらまつりや十日市などのイベントで「みみ」を提供し、周知に努めました。次のページをお願いします。

ここにある表は、施設別損益一覧であります。共通の収益及び経費は、各施設に按分してあります。次のページをお願いします。15ページからが、平成30年度の施策であります。1つ目の販売促進事業では、朝市、もちつき大会を開催しました。2つ目の協賛事業では、自転車協議である、南アルプスロングライドの他3つのイベントへ協賛し、「みみ」の提供等を行いました。次のページをお願いします。3つ目の地域への還元事業では、富士川町民への還元策として、下記の4つのイベントを実施し、ご好評をいただいたところであります。次のページをお願いします。4つ目の催事への出店では、十日市と大法師さくらまつりに出店をし、道の駅の人気商品である、みみ、小麦まんじゅう、ねじり菓子の販売を行いました。次のページをお願いします。5つ目の自転車関連事業では、レンタサイクルやスポーツ自転車の体験会を行いました。6つ目の催事その他では、盆栽・植木市の他4つのイベントや、神明の花火への協賛、接客マナー研修や、道の駅利用実態調査の他、観光商談会へ参加し、営業活動を行いました。

次の20ページをお開きください。20ページの貸借対照表を説明させていただきます。左側の資産の部ですが、流動資産が、現金及び預金等の合計で、150,322,355円で固定資産が1,971,513円で資産の部の合計が152,293,868円であります。次に負債の部ですが、合計57,895,553円であり、「純資産の部」が、資本金50,000,000円、利益剰余金44,398,315円で、合計94,398,315円となり、負債及び純資産合計152,293,868円であります。次のページをお願いします。

損益計算書であります。

科目の「売上高」502,831,329円「売上原価」339,571,627円で、売上総利益金額が、163,259,702円となります。販売費及び一般管理費合計が、147,378,684円で、営業利益が、15,881,018円であります。

営業外収益は、受取利息1,559円、町からの指定管理委託料と中日本高速道路からのトイレ管理負担金を合わせて8,074,155円、商工観光事業費補助金800,000

円、自動販売機手数料等の雑収入が5,915,867円で営業外収益の合計が14,791,581円であります。営業外費用は、道の駅富士川の施設整備のための「道の駅富士川整備基金」へ拠出する寄付金7,800,000円、町への納入金が14,259,260円で法人税等1,738,638円を差し引いた、当期純利益金額は、6,874,701円であります。次のページをお願いします。22ページは、販売費及び一般管理費内訳表であります。

次のページをお願いします。23ページは、貸借対照表の純資産を表す、株式資本等変動計算書となります。次のページをお願いします。24ページは個別注記表となります。次のページをお願いします。25ページからは、第7期 経営方針と今後の見通しとなります。次のページをお願いします。26ページからは、経営方針であります。

1つ目は、経営理念であります。経営ビジョンは「地域の魅力を創造するとともに内外に広く周知し、地域社会の発展及び、地域住民の幸せに貢献することを目指す」ため、次の3つの基本姿勢で運営します。

次に事業目標です。中部横断自動車道の延伸に伴い、交通量が増加し、他県からの交流人口の増加が見込まれますが、国道52号線交通量の減少やストローク現象による通過車両の減少、高速道路 上り線から立ち寄り不可能なため、立ち寄り台数の低下も懸念されるところです。今後は、事業環境が、厳しくなることや、市場が熟成してきたことから、道の駅も売上高伸び率が次第にへっていくと思われますが、これらの変化に対応するため、中部横断自動車道開通に向けた施策や販売促進イベントを推進します。次のページをお願いします。

次に施策です。上記の事業目標を達成するため、以下の7つの施策に取り組みます。1中部横断自動車道を利用したPR活動を行います。2店舗運営として、商品の開発や接客マナーの向上等に取り組みます。次のページをお願いします。3イベント関係では、各種イベントを開催します。次のページをお願いします。4観光地域づくりでは、大柳川ガイドクラブとの連携強化や、ツアーコースの提案、観光商談会への参加を行います。5その他では、塩の華の強化、イベント対策、レンタサイクル利用者の促進を行います。次のページをお願いします。6課題として、塩の華の業務形態変更を検討する。7は、予算の前提です。次のページをお願いします。31ページは第7期株式会社富士川の予算の見通しであります。会社予算ですが、レジ通過客見込みは、455,245人で、売上見込みは513,580,112円で、30年度決算より、10,748,783円の増額を見込んでおります。また、2は、施設別の予算となっております。

以上報告第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（井上光三君）

次に、報告第6号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 深澤千秋君

○生涯学習課長（深澤千秋君）

それでは、報告第6号について、補足説明させていただきます。はじめに、一般社団法人ふじかわ第3期決算報告書について、その概要をご説明申し上げます。1ページ、タブレットで

は、33ページをお開きください。なお、当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定款で定められており、第3期決算報告書につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの、事業実績及び収支となっております。設立法人3年度目であります、第3期は、まずほ文化ホール管理運営にかかる指定管理者の2年目として事業展開をして参りました。2ページから8ページ、タブレット34ページから、40ページにかかるわけですが、事業報告書が記載されております。富士川町民の芸術文化、生活文化の振興に関する事業や、地域文化の創造と発信並びに、地域住民の芸術文化活動の推進を図り、豊かな人材と文化を育む町づくりに寄与することを目的としまして、自主文化事業など18本の事業を円滑に開催することができました。

また、社員2名、理事4名、監事1名の体制のもと、理事会を5回、社員総会を2回、指定管理の協定に基づき、事業計画、収支予算についての審議を行ったところであります。事業報告につきましては、先ほど申し上げましたように、34ページから40ページにあるわけですが、主な事業としましては、38ページでございますけど、文化普及公演事業としまして、鼓童の開催を行いました。それから、39ページでございますけど、上段には、町制施行10周年事業では、コロッケコンサートを行ったものでございます。

なお、タブレット41ページでございますが、平成30年度の富士川町まずほ文化ホールの施設利用状況は掲載されておりますのでよろしくお願ひします。次に10ページから13ページ、タブレット42ページから、45ページでございますが、計算書類としまして、貸借対照表、正味財産計算書、いわゆる損益計算書、財務諸表計算書の注記が記載されております。なお、会計処理につきましては、前年度と比較ができるよう、通常使用されております、貸借対照表及び、正味財産増減計算書とは、異なりますが、会計ルールに基づいたものでございますので、ご理解願ひしたいと思います。10ページ、タブレット42ページでございますが、貸借対照表でございます。決算日の3月31日におけるすべての、資産、負債、資本を科目区分に、したがって記載したものでございます。資産の部においては、資産合計が1073万2,867円となりました。負債の部においては、負債合計は962万3,503円となったところでございます。正味財産の部において、法人設立当時に出資いたしました100万円が基金として記載され一般正味財産が10万飛んで9,364円となり、正味財産の合計は110万9,364円となりました。こうしたことにより、負債及び正味財産の合計は1,177万1824円となったところでございます。11ページから12ページ、タブレットでは43ページから44ページでございますが、正味財産増減計算書でございます。収益と費用を記載したものでございます。経常収益は4,173万8,053円でございます。経常費用は4,768万909円となったところでございます。当期の一般正味財産増減額は5万7,144円で前年度の一般正味財産残高の5万2,220円を加算した当期の一般正味財産期末残高は10万9,364円となっております。なお、国税でございます法人税や地方法人税、県税でございます事業税や法人県民税、町税でございます法人町民税については申告書に基づくものであり、納期限が決算後の5月31日となっているため、各決算において流動負債として処理されているところでございます。次に14ページ、タブレットでは46ページをお開きください。第4期の経営方針と事業計画、及び予算についてでございます。基本の方針といたしましては、昨

年度と引き続き、町の文化振興策の推進、町民の多様なニーズに対応した多彩な文化事業を創造発信していくこととしています。また、事業計画といたしましては、これまで富士川町として実施して参りました多彩な事業を今後も引き継ぐとともに、計20本の文化事業を計画しているところでございます。なお、事業ごとの詳細につきましては、15ページから18ページ、タブレットでは47ページから50ページにわたり記載されてございますので、後ほどご確認願いたいと存じます。最後になりますが、19ページ、タブレットでは51ページでございますが、第4期の収支予算でございます。予算総額は4,278万9,000円ということでございます。まずは文化ホールの管理自主事業に係る経費でございます。以上で簡単でございますが、報告第6号のご説明を終わります。以上です。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11時03分

再開 午前 11時13分

○議長（井上光三君）

- 日程第10 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第13 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第14 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第15 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））

以上の6議案は、専決処分の承認案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、承認第1号から第6号までの補足説明を求めます。

まず、承認第1号及び第2号について補足説明を求めます。

税務課長 遠藤悦美さん。

○税務課長（遠藤悦美さん）

それでは、承認第1号の補足説明をさせていただきます。

富士川町税条例等の一部を改正する条例の、改正する条文につきましては、第1条から第5条までの構成となっております。主な改正内容としましては、大きく4点ございます。まず1点目は、個人町民税の寄附金税額控除について、ふるさと納税制度が見直され、ふるさと納税の基準に適合する地方団体を、国がふるさと納税の対象として指定することに伴う改正でございます。2点目は、個人町民税の住宅ローン控除制度の適用期限が3年延長されたことによる改正。3点目は、軽自動車税に係るもので、自動車取得税のエコカー減税に係る改正と、本年10月に、この自動車取得税が撤廃され、軽自動車税の環境性能割が導入されることに伴う改正。また、税率を軽減措置するいわゆるグリーン化特例につきまして、現行の軽自動車税の税率を、本年4月から3段階、1条から3条で改正するものでございます。次に4点目は、子どもの貧困に対応するための個人町民税の非課税措置につきまして、ひとり親家庭への経済的支援の充実を図るため、寡婦控除の対象を、婚姻等をしていないひとり親、単身児童扶養者まで拡大し、所得額により非課税とするものでございます。

それでは15ページ、タブレット68ページからの新旧対照表でご説明いたします。なお、この条例案件につきましては、平成31年3月31日の専決処分案件でありますので、元号は平成でご説明いたします。まず第1条関係の第34条の7につきましては、改正点の1つ目で申し上げました個人町民税の寄附金税額控除について、対象となる寄附金を、上から2つ目の新の下線部分の特例控除対象寄附金、いわゆるふるさと納税と規定するものでございます。

次の69ページの附則第7条の3の2は、改正点2つ目の個人町民税の住宅ローン控除制度に係る改正で、平成31年10月から32年12月までに入居した場合、住宅ローン控除の適用期限が、対照表の一番上の下線部分の旧の平成43年度から、平成45年度に延長されるものでございます。19ページタブレット72ページをお願いいたします。附則第10条の2の第5項から74ページの26項までにつきましては、固定資産税のわがまち特例に係る改正でございまして、2項が新たに設けられたための改正となります。

次に、24ページタブレット77ページをお願いいたします。中段部分の第16条第1項は、第3点目の軽自動車税のグリーン化特例に関するもので、新車の新規登録から、13年を経過した車両に関しての課税を、平成31年度に限ったものとし、次の78ページで、29年度分の税率の軽減を削除とするものです。

次に29ページタブレット82ページをお願いいたします。第2条関係でございます。中段の第36条の3の2と次の83ページの第36条の3の3につきましては、先程の4点目となります。単身児童扶養者を、個人町民税の申告書に追加をするための改正で、施行日は、平成32年1月1日でございます。なお、第3条関係の第24条では単身児童扶養者を、非課税の範囲に追加をしております。

次の31ページタブレット84ページの、第15条の2につきましては、改正点3点目の軽自動車税の環境性能割の税率について、本年10月から1年の間に、燃費基準に適応した車両を、新規取得した場合は、優遇措置として、環境性能割を課さないとする改正です。続きまして、86ページの第15条の6第3項は、この1年間の優遇措置として、対象車両

の税率２％を、１％に臨時的に軽減とする改正でございます。次の第１６条は、軽自動車税のグリーン化特例に関するもので、１４年を経過した車両の課税の整備と、平成３２年度と３３年度分の税率の軽減の追加でありまして、施行日は、平成３１年１０月１日でございます。また ３９ページタブレット９２ページの第３条関係の、第１６条第５項は 平成３４年度と３５年度の軽減対象を、電気自動車等に限った改正でございます。

次の４１ページ タブレット９４ページの第４条関係は、２８年改正条例の軽自動車税の環境性能割の、税率区分の改正でございます。

次に、９６ページから１００ページの第５条関係は、３０年改正条例の法人町民税の大法
人に対する申告書等に関する条文の追加と改正でございます。以上が富士川町 税条例の一部を改正する条例の、補足説明でございます。

ひきつづき、承認第２号の補足説明をさせていただきます。

富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、タブレット１０４ページの新旧対照表でご説明いたします。今回の改正は、町税条例の附則第１０条の２と同様でありまして、わがまち特例に係る改正で、２項が新たに設けられたための改正となります。

以上が富士川町 都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、承認第３号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、承認第３号の補足説明させていただきます。タブレット１０６ページになります。

（以下、専決第３号 専決処分書の朗読）

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の次のページ、タブレット１１８ページをご覧ください。

（以下、平成３０年度富士川町一般会計補正予算（第９号）事項別明細書朗読）

以上承認第３号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、承認第４号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

それでは、承認第４号の補足説明させていただきます。タブレット１６０ページになります。

（以下、専決第４号 専決処分書の朗読）

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の次のページ、タブレット１６５ページをご覧ください。

（以下、平成３０年度富士川町介護保険特別会費補正予算（第４号）事項別明細書朗読）
以上承認第４号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、承認第５号及び第６号について補足説明を求めます。

上下水道課長 原田和佳君。

○上下水道課長（原田和佳君）

それでは、承認第５号及び第６号の補足説明させていただきます。専決処分書タブレット１７５ページになります。

（以下、専決第５号 専決処分書の朗読説明）

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。次のページにお進みください。

（以下、平成３０年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）朗読）

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の１ページ、タブレット１８２ページをご覧ください。

（以下、平成３０年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）事項別明細書朗読）

次に承認第６号の補足説明させていただきます。専決処分書、タブレット１８７ページをご覧ください。

（以下、専決第６号 専決処分書の朗読）

次のページにお進みください。

（以下、平成３０年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第５号）朗読）

第１表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書１ページ、タブレット１９４ページをご覧ください。

（以下、平成３０年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第５号）事項別明細書朗読）

以上承認第５号及び第６号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由 並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第１６ | 議案第４８号 | 富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第１７ | 議案第４９号 | 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第１８ | 議案第５０号 | 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について |

日程第 19 議案第 51 号 富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 20 議案第 52 号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について

以上の 5 議案は、条例改正案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第 48 号から第 52 号について補足説明を求めます。

まず、議案第 48 号及び第 49 号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、まず、議案第 48 号富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告式条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。タブレット 199 ページになります。この改正は、役場の分庁舎を廃止したことに伴い、分庁舎名を削除するとともに、同所に設置していた条例公布の掲示場所を変更するものであります。新旧対照表で説明いたします。タブレット 200 ページになります。富士川町の役場の位置を定める条例では、2 条中の富士川町役場分庁舎を削除し、富士川町公告式条例では、第 2 条 2 項で、条例公布の掲示場について、富士川町役場分庁舎前を富士川町教育文化会館前掲示場に変更するため、改正するものであります。続きまして、次のページ 議案第 49 号 富士川町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、国の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、同様に報酬を改正するものであります。新旧対照表でご説明いたします。タブレット 203 ページになります。選挙長及び開票管理者は 1 万 600 円を 1 万 800 円に、投票所及び共通投票所の投票管理者の 1 万 2,600 円を 1 万 2,800 円に、期日前投票管理者 1 万 1,100 円を 1 万 1,300 円に選挙及び開票立会人の 8,800 円を 8,900 円に、投票所及び共通投票所立会人の 1 万 700 円を 1 万 900 円に、期日前投票立会人 9,500 円を 9,600 円に改正するものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。議案第 48 号 49 号とも、施行日は、公布の日からとしております。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

説明の途中ですが、ここで暫時休憩します。なお再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

次に、議案第 50 号及び第 51 号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

それではタブレット 204 ページです。議案第 50 号、富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。本条例改正につきましては国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものであります。次のページにお進みください。改正の概要でございますが、省令において家庭的保育事業等による保育過程終了後の満 3 歳以上の児童に対する保育所等の連携施設確保義務の経過措置期限のさらに 5 年間延長、及び市町村長が認めるときは連携施設確保を不要とし地方自治体が運営支援等を行う認可外保育施設等で市町村長が適当と認めるものを連携協力を行うものとして確保すること、並びに満三歳以上を既に受け入れている保育所型事業所内保育施設については市町村長が適当と認めるものについて連携施設の確保を不要とすること、加えて家庭的保育事業認可を受けた施設については自園調理への経過措置期間を 10 年とすることによる改正であります。207 ページの新旧対照表をご覧ください。第一条主旨については家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について省令番号を明記しました。第六条第四項については家庭的保育事業卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすること、第 5 項については前項の場合には市町村長が認める、次のページにあります。一号又は二号の連携協力を行う舎を確保しなければならないことが新設されています。次のページです。第 16 条第 2 項 4 号では附則の改正により、削除しております。次のページになります。209 ページです。第 45 条第 2 項は特例保育所型事業所内保育所についての連携施設確保の緩和について新設され、次のページの附則第 4 項で経過措置延長対象の家庭的保育事業者と分けられました。附則第 3 項では家庭的保育事業について全般に経過措置を適応させています。206 ページに戻っていただきまして、附則として施工期日であります。交付の日から施工するとしております。続きまして、211 ページ、議案第 51 号をお願いいたします。議案第 51 号、富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。この改正につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。改正の概要ですが、省令において、放課後児童支援員は保育士の資格を有する舎など条例第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する舎であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととされておりましたが、今般の改正により当該研修の実施の事務、権限につきましては今年度より、指定都市の長も実施できることとなったための改正であります。213 ページ新旧対照表をお願いいたします。第 10 条第 3 項都道府県知事の後に「又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加えるものです。附則として施行期日ありますが、公布の日から施行する。とします。以上議案第 50 号及び議案 51 号の補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（井上光三君）

次に、議案第 52 号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

議案第52号の補足説明をさせていただきます。タブレット215ページからとなります。富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について、この改正は低所得者の介護保険料の軽減強化として、介護保険料を定めるための介護保険条例の一部改正です。平成27年度から一部実施している所得段階が第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階から第3段階まで保険料の軽減を拡大させるものです。タブレット216ページの新旧対照表をご確認ください。第2条第2項では、軽減対象となる期間を令和元年度及び令和2年度とし、保険料は、基準額に0.375を乗じた28,125円としています。また新たに第3項で第2段階の保険料を、基準額に0.625乗じた46,875円とし、第4項では、第3段階の保険料を、基準額に0.725を乗じた54,375円としています。第5項では、前各項で計算した保険料に10円未満の端数が出た場合には、端数を切り捨てるとしました。タブレット215ページに戻っていただき、附則としましてこの条例は公布の日から施行し平成31年4月1日から適用するとしております。また、経過措置としまして、この条例による改正後の富士川町介護保険条例第2条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適応し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものです。以上議案第52号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

日程第21 議案第53号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第54号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上の2議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第53号及び第54号について補足説明を求めます。

まず、議案第53号について、補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君

○財務課長（秋山忠君）

それでは議案第53号の補足説明させていただきます。タブレット219ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算（第1号）朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては事項別説明書により説明させていただきます。タブレット223ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算（第1号）事項別説明書朗読）

以上、議案第53号の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

次に、議案第54号について、補足説明を求めます。福祉保健課長 松井清美さん

○福祉保健課長（松井清美）

それでは議案第54号の補足説明させていただきます。タブレット、229ページからです。

（以下、令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）朗読）

次のページにお進みください。タブレット、233ページの事項別説明書により説明させていただきます。

（以下、令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）事項別説明書朗読）

以上、議案第53号の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由 並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第23 議案第55号 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）
請負契約の締結について

日程第24 議案第56号 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負契約の
締結について

日程第25 議案第57号 富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負契約の
締結について

日程第26 議案第58号 富士川町学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結について

日程第27 議案第59号 富士川町学校給食センター厨房設備機器購入契約の締結について

以上の5議案は、契約締結案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について 提案理由の説明を求めます。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第55号から 第59号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

議案第55号から議案第59号までの補足説明をさせていただきます。

この5件につきましては、富士川町学校給食センター建設等に関するものであります。

はじめに、議案第55号についてです。①工事名につきましては、富士川町学校給食セン

ター建設工事（建築主体・外構工事）です。②施工場所につきましては、富士川町小林字南明寺東地内であります。③工事概要につきましては、鉄骨造、2階建て（一部平屋）建築面積1,170.09㎡、延床面積1,460.86㎡であります。④入札の方法につきましては、2社の共同企業体による一般競争入札であります。⑤本年、4月3日に入札参加に関する公告を行い、その結果、3つの共同企業体から参加申請があり、参加資格を満たしていることから、5月21日に入札を実施いたしました。結果としまして、入札は1回行い、内藤ハウス・興龍社 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）共同企業体が落札いたしました。⑥落札金額につきましては、470,800,000円でありました。⑦落札率につきましては、96.50%。⑧工期につきましては、議会議決日の翌日から令和2年6月30日となっております。⑨契約の相手方につきましては、内藤ハウス・興龍社 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）共同企業体で、代表構成員は、山梨県韮崎市円野町上円井3139株式会社 内藤ハウス 代表取締役 内藤 篤であります。⑩なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

次に議案第56号の補足説明をさせていただきます。①工事名につきましては、富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）です。②施工場所につきましては、同地内であります。③工事概要につきましては、受変電、発電機、幹線、動力、電灯コンセント等の設備工事であります。④入札の方法につきましては、先ほどと同様の共同企業体による一般競争入札であります。⑤本年、4月3日に入札参加に関する公告を行い、その結果、2つの共同企業体から参加申請があり、参加資格を満たしていることから、5月21日に入札を実施いたしました。結果としまして、入札は1回行い、伸電工業・深沢電気商会 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）共同企業体が落札いたしました。⑥落札金額につきましては、161,700,000円でありました。⑦落札率につきましては、99.80%。⑧工期につきましては、議会議決日の翌日から令和2年6月30日となっております。⑨契約の相手方につきましては、伸電工業・深沢電気商会 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）共同企業体で、代表構成員は、山梨県甲斐市富竹新田1619-1株式会社 伸電工業 代表取締役 笹本優司であります。⑩なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

次に議案第57号の補足説明をさせていただきます。①工事名につきましては、富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）です。②施工場所につきましては、同地内であります。③工事概要につきましては、衛生器具、給水、排水、給湯、ガス、冷暖房、換気等の設備工事であります。④入札の方法につきましては、先ほどと同様の共同企業体による一般競争入札であります。⑤本年、4月3日に入札参加に関する公告を行い、その結果、3つの共同企業体から参加申請があり、参加資格を満たしていることから、5月21日に入札を実施いたしました。結果としまして、入札は1回行い、渡辺工業所・梶本管工 富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）共同企業体が落札いたしました。⑥落札金額につきましては、200,970,000円でありました。⑦落札率につきましては、99.75%。⑧工期につきましては、議会議決日の翌日から令和2年6月30日となっております。⑨契約の相手方につきましては、渡辺工業所・梶本管工 富士川町学校給食センター建設工

事（機械設備工事）共同企業体で、代表構成員は、山梨県甲府市国母五丁目9番24号株式会社 渡辺工業所 代表取締役 渡辺一郎 であります。⑩なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

次に議案第58号の補足説明をさせていただきます。①工事名につきましては、富士川町学校給食センター厨房設備工事です。②施工場所につきましては、同地内であります。③工事概要につきましては、煮炊き調理室、器具洗浄室、ノロ対策室、残菜庫、炊飯室等の設備工事であります。④契約の方法につきましては、1社への特命随意契約であります。⑤契約金額につきましては、181,170,000円であります。⑥工期につきましては、議会議決日の翌日から令和2年6月30日となっております。⑦契約の相手方につきましては、山梨県中央市山ノ神流通団地北一番地 株式会社 日新厨房企画 代表取締役 小林光であります。⑧なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

次に議案第59号の補足説明をさせていただきます。①物品名につきましては、富士川町学校給食センター厨房設備機器購入です。②納入場所につきましては、同地内であります。③物品概要につきましては、フードミキサー、フードスライサー、和え物用回転釜等の備品購入であります。④契約の方法につきましては、1社への特命随意契約であります。⑤契約金額につきましては、26,510,000円であります。⑥納入期限につきましては、令和2年6月30日となっております。⑦契約の相手方につきましては、山梨県中央市山ノ神流通団地北一番地 株式会社 日新厨房企画 代表取締役 小林光であります。⑧なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上、議案第55号から議案第59号までの補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（井上光三君）

日程第28 同意第 5号 富士川町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき議会の求めることについて

を、議題とします。町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（志村学君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、同意第5号について補足説明を求めます。

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

それでは、同意第5号の補足説明をさせていただきます。タブレット251ページをお願いします。任期満了を迎える農業委員の改選では、農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者又は、これらに準ずる者が定数の過半数を占めるよう規定されていま

す。

本町の状況にあつては、これらの者で過半数を占めることは不可能であり、同法施行規第2条第2項において、町議会の同意を得ることで、4分の1以上で任命が可能と規定されておりますので、富士川町農業委員会委員に占める認定農業者又は、これらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、提案させていただきます。

以上同意第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由 並びに担当課長の補足説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後1時33分

令和元年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 9 日

令和元年第2回富士川町議会定例会（2日目）

令和元年6月9日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

通告 1 番	1 3 番	長 澤 健 議員
通告 2 番	2 番	樋 口 正 訓 議員
通告 3 番	4 番	井 上 和 男 議員
通告 4 番	6 番	秋 山 稔 議員
通告 5 番	9 番	深 澤 公 雄 議員
通告 6 番	8 番	小 林 有紀子 議員
通告 7 番	1 番	秋 山 仁 議員
通告 8 番	7 番	成 田 守 議員
通告 9 番	1 0 番	青 柳 光 仁 議員
通告 1 0 番	1 1 番	堀 内 春 美 議員
通告 1 1 番	3 番	笹 本 壽 彦 議員
通告 1 2 番	5 番	望 月 眞 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 眞	6 番	秋 山 稔
7 番	成 田 守	8 番	小 林 有紀子
9 番	深 澤 公 雄	1 0 番	青 柳 光 仁
1 1 番	堀 内 春 美	1 2 番	鮫 田 洋 平
1 3 番	長 澤 健	1 4 番	井 上 光 三

3. 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町	長	志村 学	副町長	齋藤 靖
教 育	長	野中正人	会計管理者	内田 一志
政策秘書課	長	秋山佳史	財務課	長 秋山 忠
管 財 課	長	樋口一也	税 務 課	長 遠藤悦美
防災交通課	長	長澤 康	町民生活課	長 中込裕子
福祉保健課	長	松井清美	子育て支援課	長 佐藤洋子
産業振興課	長	依田正紀	都市整備課	長 河原恵一
土木整備課	長	志村正史	上下水道課	長 原田和佳
教育総務課	長	中込浩司	生涯学習課	長 深澤千秋

5. 職務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長 早川 竜一
書 記 中沢 美和子
書 記 依田 文哉

開会 午前9時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。令和元年第2回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員並びに町長はじめ執行部各位には、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行ないます。議長から報告します。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、一般質問の日程になっております。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔にお願いします。

なお、本日の一般質問を富士川CATVにおいて、録画により6月24日、月曜日から放送いたします。このため、議場内に3台のカメラを設置し作成いたしますので、ご協力をお願いいたします。また、傍聴者の皆様につきましても撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上光三君）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、12名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは、通告1番 13番長澤健君の一般質問を行います。

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

おはようございます。13番長澤健です。今議会から、CATV放送がスタートし、さらに多くの町民が、議会を見れるようになりました。富士川町になって2年目の議会改革で、平日来れない町民に、議場へ足を運んでもらえるよう始めた休日議会、今日はその休日議会です。開かれた議会の推進が、このテレビ放送によって、さらに一步進むと感じております。議場に来れない町民の皆さんには、議会の様子をCATVで見てほしいと思います。カメラがあると、少し緊張しますが、年号が令和に変わった最初の議会、そして、テレビ中継での一般質問の、記念すべき通告1番ですので、町民にわかりやすく、通告していきたいというふうに思います。今回の質問も、いつもの通り町民の意見、要望を反映しています。ぜひ、前向きな答弁を期待したいというふうに思います。

それでは早速、通告に従いまして質問します。大きく分けて4点について質問します。まず大きい項目の1つ目、通学路の安全対策についてです。（1）の質問、登下校や交差点で、信号待ちの園児を巻き込む痛ましい事故が多発しています。これまで、議員活動の一つとして、通学路の安全対策にも取り組んでまいりました。中でも、通学路のグリーンベルトを事業化できたことは、ドライバーへの通学路の啓蒙、安全対策につながったというふうに思います。しかし、注意や啓蒙していても、巻き添えの事故だけは逃れられません。アクセルとブレーキを

踏み間違えて、暴走する事故もニュースで流れています。安全に、「絶対」という言葉はありません。できる対策はとことんやるべきだと考えます。町内の通学路を見回ってみました。無防備な交差点が多々ありました。

そこで質問ですけれども、通学路での巻き添え事故の防止として、交差点へのガードレール設置など防護対策をすべきと考えますが、こうしたことから、当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えします。通学路の安全対策につきましては、平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、町教育委員会において、平成24年8月に各小学校の通学路について、道路管理者などの関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関と協議をしたところであります。

こうした中、引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成27年3月に教育委員会教育総務課において、国土交通省甲府河川国道事務所、山梨県峡南建設事務所、鰍沢警察署、各小中学校の教頭、町の建設課、農林振興課、防災課、教育委員会をメンバーとする「富士川町通学路安全推進会議」を設置し、これまで、年1回の合同点検を実施して参りました。

こうしたことから、今年度も、富士川町通学路安全推進会議におきまして、年1回の合同点検を実施した結果、巻き添え事故防止対策の必要性が明らかになった箇所については、道路管理者及び、交通管理者において、ガードレールの設置や注意喚起の看板設置によるハード対策、及び交通安全教育によるソフト対策を検討し、実施可能な安全対策を図って参りたいと、考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

はい、それでは再質問します。ハード面の対策ということですが、通学路で、例えば、竹重のほうに向かっていく最勝寺小林2号線、それとあの春米小林2号線、通称泥棒道ですか、その交差点にはですね、仮設のガードレールが歩道のところに設置されています。そこでは子どもたちが信号待ちの時に安全に待っています。ただ、仮設のガードレールだと、非常にコンクリートの基礎が場所をとってしまうので、できれば道路とかに埋め込み式の頑丈なガードレールが設置できれば安全が守れると思いますけれども、このようなガードレールの設置について当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。通学路における交差点の歩道につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、今年度も富士川町通学路安全推進会議において年1回の合同点検を実施する中で、巻き添え事故の防止対策などを検討して参りたいと考えております。なお、先ほどの議員さんの答弁の質問でもありましたが、最勝寺小林2号線と春米小林2号線の交差点につきましては、当時、供用開始に伴いまして、警察本部からの指示がございまして、

隅切り部が広いと、車両が交差点に入らないよう、工事中に設置しておりました独立式のガードレールを路側帯に設置したものでありますので、そのようなことも含めて、検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

はい。ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

それでは次の（2）の質問の方に移ります。町内の通学路を見回ってみましたが、通学路の路肩にも、危険な箇所が多くあります。今後町内はリニア建設に伴って、大型ダンプカーが多く行き交うことも予測されます。

そこで質問ですけれども、通学路の危険箇所へガードパイプ設置など、安全対策をすべきと考えますが、当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えいたします。通学路の安全対策につきましては、富士川町通学路安全推進会議において、路肩も併せて年1回の合同点検を実施して参りましたが、これまで路肩の危険箇所の点検報告はございませんでした。

こうした中、今年度も、富士川町通学路安全推進会議において、年1回の合同点検を実施する中で、路肩の危険箇所の転落防止対策の必要性が明らかになった箇所につきましては、道路管理者において、ガードパイプの設置や注意喚起の看板設置によるハード対策、及び交通安全教育によるソフト対策を検討し、実施可能な安全対策を図って参りたいと考えております。以上であります。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい。それでは再質問になります。これ町民からも要望を受けているんですけれども、天満宮の西側の最勝寺小林2号線の路肩、あとですね、児童センター、新しくできた児童センターの向かいの本浄寺の路肩のようにですね、非常に高低差がある、子どもたちが落下する危険があるような通学路、そのところへのガードパイプ、今の2カ所も含めてですけれども考えを伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えいたします。ご質問のちょうど最勝寺小林2号線の天満宮付近や新児童センター付近の通学路であります。ちょうど路肩につきましては、農地などとの高低差があることから、今年度の、その点検を通学路の安全推進会議に持っていく、点検を実施する中で、転落防止対策の必要性が明らかな箇所、区間ですね、その辺につきましてはガードパイプの設置など、実施可能な安全対策を図って参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

ぜひよろしくお願いいたします。

それでは大きい項目の2つ目、ごみの減量対策について質問に移ります。まず（1）の質問です。地球規模で、マイクロプラスチックが、大きな環境問題となっています。2050年には、海洋プラスチックごみの量が海の魚の数を上回るという、ショッキングな予測もでした。海洋ごみの8割は陸地からの流出でありますので、我々にも責任はあります。富士川町には、「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、これを町民に親しみやすいよう、通称「きれいなふるさとづくり条例」として、3R（リユース、リデュース、リサイクル）を推奨して、ごみの減量対策には積極的に取り組んでいます。

しかし、先ごろ、富士川のマイクロプラスチック汚染が、東京、多摩川の河口と同じレベルの汚染という残念なニュースが流れました。富士川は町の名前にも使われていて、我が町のシンボルとも言えます。富士川の汚染は非常にショックです。マイクロプラスチックは、長年のビニール劣化が原因であり、ポイ捨て、または、自販機周辺や、ゴミ出し周辺の散乱されたごみが、側溝などを伝って川へ流出することも原因と考えられています。

そこで質問ですが、環境に配慮したまちづくりについて、当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの長澤議員のご質問にお答えします。山梨県内の4河川において、マイクロプラスチックが検出され、その中でも富士川は他の3河川よりもマイクロプラスチックが含まれる量が多いとの報道がありました。

富士川に含まれるマイクロプラスチックは、最終的に太平洋に注がれる可能性があり、海洋汚染につながることが懸念されます。町では、平成29年に「富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例通称、きれいなふるさとづくり条例」を施行し、ごみの減量化、リサイクルによる再資源化、リユース食器導入促進事業や、環境教育の推進などを実施して参りました。

こうしたことから、今後もプラスチックごみの減量化を目指し、野外へのごみ捨て禁止、マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの推奨、リユース食器の活用など、身近に出来ることを 啓発して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

それでは、再質問になります。ポイ捨て禁止条例を制定している自治体も全国にはあります。例えば神奈川県伊勢原市では「ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」によって罰金規則もあります。岐阜県では、市町村で連携してポイ捨て条例を制定しています。

そこで質問なんですが、富士川町としてポイ捨て条例制定の考えがあるか伺います。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまのごみ捨て・ポイ捨て禁止条例等のご質問にお答えします。大都市や観光地を持つ

自治体では、ポイ捨て禁止条例等が制定されていると承知しております。条例では、市、事業者、市民の責務、ごみの散乱防止重点区域の指定、注意や指導に従わない場合の過料規程等が定められています。

本町においては、きれいなふるさとづくり条例で、廃棄物に関する町、事業者、町民の責務を定め、第6条で生活環境の清潔の保持に努めるよう定めております。条例では過料規定はありませんが、悪質な場合は、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律にのっとり、対応して参ります。

このようなことから、町では今後も環境教育の不法投棄の対策を進める中で、安易なごみ捨ての予防啓発を進めていきたいと考え、ポイ捨て禁止条例の制定は考えておりません。

以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい。国の法律で対応するということですが、町民すべてが、ごみを減らす意識、捨てない意識を持つことが大事だと思いますので、富士川がきれいな川に戻るよう、当局もさらなる啓蒙の方をお願いしたいと思います。

それでは次の（2）の質問に移ります。

富士川町では、「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」によって、一般廃棄物の収集運搬を有料化しています。有料化が原因かわかりませんが、町内でも粗大ごみの不法投棄が後を絶ちません。年に1回、町内の建設業の皆さんがボランティアで不法投棄の片づけをしてくれています。これには本当に頭が下がります。町としても、何か策を打つべきではないでしょうか。

そこで、粗大ごみの不法投棄をなくす策として、処分費の無料化を提案したい。ただし、代理搬入を防ぐための措置として、年に1回、マイナンバーカードを持っている人のみの対応にすれば誰が来たかを管理できて、さらにはマイナンバーカード所持率のアップにもつながるというふうに思いますけれども、当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。マイナンバーカードを持っている人への粗大ごみ処理費の無料化は、カード取得率が上がる可能性はありますが、一方で無料化による粗大ごみの排出量の増加も見込まれます。また、無料化することにより、町外者や町外事業者などが富士川町の知り合いに、粗大ごみの処理を託す行為なども懸念され、町の粗大ごみの処分費用の増加にもつながる恐れがあります。

このようなことから、粗大ごみの不法投棄対策としては、処分費の無料化ではなく、県林務環境部、警察、地域などとの連携および、町内に設置してある防犯カメラなどを活用しながら、不法投棄の監視強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい、それではですね、今、マイナンバーカード所持率非常に低いんですけども。この所持率のアップの対策としてはどう考えているかを教えてください。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。平成27年からマイナンバーカードの取得が始まり、取得状況は非常に緩やかであり、本町においては平成31年3月末現在で取得数1391枚。取得率9%となっております。

このようなことから、今年度はマイナンバーカードの取得を進めるため、現在住基カードを所有している方々にマイナンバーカードへの切り替えの案内をする計画であります。

以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい、わかりました。それでは、次の（3）の質問のほうに移ります。町の配布資料、これをトータルすれば相当な量になると思います。これも読み終われば、処分されて、ごみとなってしまいます。これからの時代は配布資料のデータ化が主流になるというふうに思います。そこで、データ配信の可能性について調べてみました。2019年2月の、年代別スマホ利用率をみると、20代30代は90%を越え、40代50代も86%超え、60代は68%とやや下がるが、25%の方がガラケーを使っているとのことで、ほとんどの人が、スマホや携帯電話を所持しているということになります。このデータを見る限り、今後、行政の配布資料をデータ配信に移行することは、十分可能性があるというふうに思います。データ配信の先進自治体となるよう、ホームページなどをアプリにして、配布資料を読めるようにできないでしょうか。アプリやラインを活用すれば、紙資料の削減につながります。まだまだ、紙資料が欲しい方もいるので、すぐにゼロにすることはできませんが、紙資料を必要な家庭、また要らない家庭を調査して、アプリやラインでの配信を活用し、配布資料を減らせば、ごみの減量につながると思いますが、当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの長澤議員のごみの減量化対策についてのご質問にお答えをいたします。

本町におきましては、ごみの減量化やペーパーレス社会の実現に向けまして、行政手続の電子化やタブレット端末を使用した議会への取組など、資料作成の負担軽減や経費削減に取り組んでいるところであります。また、これまで配布物の数量が多く、各区役員への負担が生じていたことや、家庭においては不用品情報もあり、廃棄するケースもあったものと認識しております。

こうした中、スマートフォンなどの普及率の高い携帯端末などを活用し、住民自身が必要とする子育て情報、広報誌など、生活に密着した情報をタイムリーに取得することも可能な時代となって参りました。

このような携帯端末などを活用した取り組みは、ごみの減量化に繋がるものと考えておりますが、現時点では配信システムや配信運用面などに課題もあることから、その実現に向けましては、さらに研究が必要であると考えております。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい、それでは再質問となります。平成29年の12月の議会で、私は行政アプリの活用について質問をしました。そのときは費用対効果を鑑みて、導入できるものを導入するというような答弁でした。その後、私もいろいろ調べてみて、行政ラインという富士川町でも有効活用できそうなものがありました。課長の中にも、今、連絡の手段にラインを使っている人もいますが、メールと同じ機能でありまして、グループで連絡ができる便利なアプリです。それを情報発信として活用することを提案したいというふうに思います。すでにラインの公式アカウントを持っている福岡市、ここ人口154万人いるんですけれども、その中でアカウント登録をしている人が100万人を超えています。3分の2の市民の人が活用していて、しかも年間のランニングコストが65万円弱ということで、富士川町の規模なら、もっともっと少ないコストでできるというふうに思います。やり方ですけれども、これは先ほど課長もこの話は知っているといます。個々の登録方法としては、このQRコードから、例えば防災、子育て、ごみの収集、広報誌など、自分で選んで、防災ラインを登録したときには普段持っているスマホの方に緊急速報が鳴ったり、あと雨量、河川水位、PM2.5などの予報が見られます。町で配布している、ハザードマップなんかの代役にはなるというふうに思います。

また、子育てラインというものを登録すると、各種の子育てイベント、また予防接種などのいろんな通知がこの携帯のほうに鳴るようになっていきます。これは、町で配布しているイベント情報などの代役になるというふうに思います。

また、ごみの日ラインというものを登録すると、ごみの種類、可燃物、不燃物ですね、例えばエリア、自分が住んでいる天神中條とか、青柳とかそういうところに設定すると、ごみ出しが近づいたときにその携帯の方に鳴るというような通知がきます。さらには、お年寄りの見守りとか、居場所確認ができることなど、非常に便利で、安い費用でできる行政でラインです。

そこで質問ですけれども、このような行政ラインのアカウント取得の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。スマートフォンなどの携帯端末につきましての高い普及率、こういったことは承知をしております。先ほども答弁で申し上げましたが、現時点におきましては、配信運用面につきまして、課題もありますことから、今後さらに研究を進めて参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

あと10年もすれば、ほぼ全員がほぼスマホを持つ時代が来るというふうに思います。ちょっと時代に先駆けてしまった質問になりましたけれども。何年か先にはデータ配信は当たり前

の時代になります。このデータ配信で紙資料、ごみの削減、そんな先進事例を、ぜひ富士川町でつくってほしいというふうに思います。

それでは大きい項目の3つ目。町民議会についてです。全国の町村議会で、今、議員のなり手不足が問題となっています。全国町村議会議長会の実態調査によると、平成30年7月1日現在全国に10,956人の町村議会議員がいます。このうち、男性議員が9,856人、女性議員が1,100人と、女性議員は約1割。年齢別に見ると、60歳以上の議員が77%を占めていて、40～59歳が21%、25～39歳の働き盛りの若者に至っては、210人とわずかに2%と偏った構成というふうになっています。

富士川町議会では、若者・女性のなり手不足の解消と、無投票を回避する目的で、今回の改選から報酬を引き上げました。無投票は免れましたけれども、20代から50代の新たな若者、また女性の候補者はいませんでした。決して、年輩の議員を否定しているのではなくて、幅広い年代、女性議員の視点が、偏った政策をなくすことにもつながるというふうに考えます。富士川町が、県内初のタブレット議会をスタートできたのも、私や鮫田副議長の提案であり、若手議員のひとつの成果だと思います。今から5年前、平成25年8月に中学生議会、9月には女性議会を開催しました。子どもたちや女性が町づくりに関心を持つよい機会となりました。

そこで質問ですが、町民が町政や町の未来を考えたり、政策提言し、町政に反映される機会を提供することで、自分の町を真剣に考える若者や女性が出てくる可能性もあるのではないのでしょうか。議員のなり手不足、町民の政治離れを解消する策として、また、若者・女性の声を聞く機会として、町民議会の開催を、これは議会でも検討していますが、当局の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの長澤議員の町民議会の開催についてのご質問にお答えをいたします。今日の地方議会は、さまざまな課題に直面しており、特に若い世代の政治離れや議員のなり手不足などが懸念されているところであります。

このような中、その解消策のひとつとして、地域住民に議会制度を理解していただくことや、議会に関心を持っていただくことは、極めて重要であると考えております。

本町では、町民に議会を体験していただく機会として、本会議の一般質問日と同様に、町議会議長が議長となる模擬議会を、平成25年8月に中学生議会、翌9月に女性議会を開催していました。

その後も、継続していく予定でありましたが、中学生については授業数不足や年間行事との調整が困難なこと、また、女性については女性団体連絡協議会が解散したことにより、模擬議会の開催が難しくなったところであります。今後、議会が中心となって町民議会を考えているのであれば、町も協力して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい、じゃあ協力しているといってくださいということで、ぜひ議員のなり手不足、特に若者・女性議員の育成に、今後議会と共に考えていってほしいというふうに思います。

それでは大きい項目の4つ目、最後の質問になります。職場の環境改善についてです。(1)の質問、先の3月議会定例会で富士川町初の副町長が設置されました。職場内の体制管理強化を図る具体的な職場環境改善策を伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

ただいまのご質問にお答えします。役場内の体制としては、町長、副町長、教育長、会計管理者を筆頭に、これまでと同様に15の部署で職務を管理しております。

職場内の政策的な課題は政策秘書課が行い、総合的な人事管理、公文書の指導・監督、予算及び財務管理は財務課が、財産管理などは管財課が、教育の課題は教育委員会が、出納事務に関しては会計課が行っております。

その他、専門的な部署はそれぞれの所属長を中心に行っております。

今後とも、今まで以上に事務の適正な執行に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい、再質問です。職場内の体制管理という部分ですね。今職場でのですね、パワハラやセクハラこんなものが社会問題として取り上げられています。これを何でもかんでも問題とするのは良くないと思いますけれども、ただ、されている側としては相談しづらい、という声もよく聞きます。風通しのよい職場づくり、これをお願いしたいと思いますけれども、そんな職員の声を吸い上げる対応策をお答えください

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、働きやすい環境づくりということで働き方改革を進めております。

時間外労働時間の削減や、年次有給休暇の取得の促進、職務の健康や生活の満足度を挙げられるよう取り組んでおります。

また、職員の声を聞くために各課内でのヒアリングが、仕事の悩み、私生活での悩みなどを聞く、希望と意見も活用しております。

今後とも働きやすい職場になるよう取り組み、風通しのよい職場環境を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番（長澤健君）

はい、ぜひよろしくお願いします。また副町長には、町長の補佐として、よりよいまちづくり、職場づくりに期待したいというふうに思います。さらに、町の情報発信にも力をいれてほしいというふうに思います。我々議員もそれぞれ地域で、支援者や地域の方や支援者に町政報告をしています、今残念ながら、間違った情報も飛び交っています。やはり我々議員も正しい情報の中で議論をしていく。このためにもぜひ、副町長としても町民への正しい情報

発信に努めていただきたい。このあと通告にもあるので、再質問はしませんけれども、ぜひ7大事業については、町民に出向いて、しっかりと説明をしていてもらいたいというふうに思います。

それでは次の(2)の質問に移ります。副町長を設置したことによる町長の町政運営のメリットを伺います。

○議長(井上光三君)

財務課長 秋山忠君。

○財務課長(秋山忠君)

それではご質問にお答えします。副町長は町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより町長の職務を代理することとなります。

副町長を設置したことにより、現在町で掲げている7大事業をはじめとする多くの事業について、町長が国や県に出向き、予算の折衝や獲得、リニア中央新幹線事業では、県やJR東海鉄道整備機構などに対して、工事中の安全対策補償問題など対外的な折衝をなっていることを重点において取り組む考えであります。

さらに、町長不在においても、しっかりとした事務の管理監督をしていることや町政の運営、政策企画推進にも幅広く取り組めるところであります。

以上です。

○議長(井上光三君)

13番議員 長澤健君。

○13番(長澤健君)

はい、対外的な折衝をさらにできるということですね。例えば、内閣府の地方創成推進交付金、ここ2、3年、毎年1,000億円の予算がついている交付金で、地方自治体の、自主的・主体的な取り組みを支援する交付金。これに、国とか県からの情報がなかったのか山梨県の自治体は申請がないというふうに聞きました。申請がなければ、これはまた他の自治体で使われてしまいます。こういう補助金も職員から知恵を引き出して積極的に申請して欲しいと思いますけれども、再質問といたしまして、長崎知事は山梨県発展のため、予算や補助金を山梨へ引っ張ってくる宣言をしています。

そこで、町長も富士川町の町民の福祉向上に向けて、有利な補助金を多くとっていただきたいというふうに思いますけれども、それについて町長の考えを伺います。

○議長(井上光三君)

町長 志村学君。

○町長(志村学君)

副町長を設置したことによる町のメリットということでの再質問でありますけれども、副町長を設置いたしましたして、ほんと私が自由に県のほうにも、国の方に行けるようになっております。ひとつ例を挙げますと、今、町民交流広場、今いきいきスポーツ公園でありますけれどもまだまだこれから令和4年まで続く長い事業であります。前回の議会で望月議員からも、質問のありましたトイレの部分です。それですね、今までの予算配分では、到底まだまだ先になる予定でしたが、本年3月末であります。4月の国の交付金が配分される前に国土交通副大臣のところに直談判いたしましたして、これはリニアの代替設備です。まあ国土交通省の方ですね、リ

ニアでつぶれるんだからリニアから補償金をもらえばいいじゃないかというふうな考えの人もいました。しかし、リニアは線を買っていくところで、移設する時には面で整備をしなきゃなりませんので、ぜひリニアに関連する事業でありますんで、全体的な交付金、町が要望する交付金を付けてほしいという要望をしてきました。線で補償が出るのが、面で整備をしていかなきゃなんということはよく理解をしていただきまして、今回の令和元年度の予算に管理棟の経費も全部つけていただきましたんで、これから管理等の発注もする中で、いち早くトイレの整備もできていく。こういうことができるようになったということ。

それとまた、これから7大事業もまあ既に完成してきてるものもありますけども、しっかりした、国の有利な予算措置のある借入金をしながらですね、やっていきたい。そういう中で、合併推進債というのもうちは使えるようになってます。特例債が使えればもっと有利だったんですが、合併の時期が遅れたがために、推進債をうまく活用してるわけでありまして、この推進債が令和6年で最終期限を迎えます。特例債の方は、借入れ期間が延びたわけですが、推進債はまだそう手続きがしてありません。今富士川町が中心となり全国で同様な自治体が17自治体ありますんで、それらと連携をとりながら、今度は財務省、総務省のほうにですね、この期限延長もこれからやっていく予定であります。こういうことが可能になったということは非常にいいことだと思っております。そしてまた、そういった交渉に行ってるときに役場、私いなくなりますけども、これからは、これまでもいないときはありましたが、今まで以上に、そういったことができる、これは副町長がしっかり職員の事務の監督していただいている、できるということでもありますんで、含めて、そしてまた、うちの町の副町長は職員から登用しておりますんで職員も頑張れば、またそういうところまで行ける。こういう意欲を喚起する道も開けたんじゃないかなと思っております。いずれにしても、現体制で役場を執行しておりますんで、管理職、一般職員含めて、役場一丸となって、町民の福祉向上のために頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上光三君）

13番議員 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

はい、ぜひですね、対外的な折衝を力入れてもらいたいというふうに思います。

以上で私の一般質問の通告はすべて終了いたしました。今後も町民の声を町政へ、このスタンスで議員活動に努めていきたいと思っております。これで終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告 1番 13番 長澤健君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告2番 2番樋口正訓君の一般質問を行います。2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

2番、樋口正訓です。令和になりました、初めての定例会ということで、一般質問を緊張感を持って望みたいと思います。

早速ですが、今回は大きく分けて2つの質問を行いたいと思います。初めに、定住人口を拡大への取り組みということです。現在、日本では、少子化と高齢化が同時に住み、状況が非常に深刻といえます。2006年の人口をピークに、全国のほとんどの自治体が人口減となり、

特に若者の数が減り、高齢者の割合が一段と高まっております。各市町村の活力も徐々にではありますが、減退していくことが避けられない状況です。

本町においても、やはり減少傾向にあり、令和元年5月1日現在1万5,955人で、昨年同時期と比較すると222人の減であると聞いております。人口のもたらす影響は非常に大きく、地域経済やコミュニティをどのように維持していくのか。また、継続的な自治体経営が問われております。

こうした中、各自治体では、定住人口の拡大に向けた取り組みを推進しております。地域の特性に応じた定住政策を展開しております。さて、そこで最初の質問です。暮らしと自然が輝く交流のまちづくりを掲げる本町におきまして、地域の産業や自然環境など特色を生かした、また、町内に点在する観光資源なども融合させた施策で積極的に地域に人を呼び込み、観光やイベントなどを通じての交流で活性化を図りたいと私は考えますが、町はどのようなお考えでしょうか。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまの地域の特色を生かした観光振興策についての質問にお答えします。町では、自然環境をはじめとする、特色ある地域資源を活用した観光振興が必要であると考え、町内三筋と交流拠点を結ぶ観光周遊ルートの開発や、町の魅力のPR強化を行なって参りました。

現在、昨年度まで実施しておりました「誇れるもの、何これなもの」募集事業で選定した作品と、町内三筋の自然散策や交流体験などの観光資源を紹介した、散策マップの作成を計画しております。

また、毎年秋に実施しております「ゆずの里絶景 ラン&ウォーク大会」では、地域の皆さまのご協力による、地域の特色を生かしたエイドステーションでの運営など、参加者へのさまざまな「おもてなし」により、町の魅力を発信しております。

イベント展開においては、春に開催する大法師さくら祭りなど、イベントを開催する季節に応じた町の魅力を発信しております。

今後、中部横断自動車道の全線開通により、東海・中京圏や上信越地方からの利用者の増加が見込まれることから、富士川町に立ち寄っていただくため、新たな観光資源を掘り起こすとともに、既存資源の連携と、地域全体でのおもてなしの心で、魅力ある観光事業を企画・提案及び発信し、今以上に交流人口を増やすことで、定住人口の増加に繋がるものと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

まず、お答えの中から、地域の特色を生かした観光資源の開発や季節に応じた祭りやイベントの開催、また平林穂積、大柳川溪谷の観光ルートの整備などの観光資源、また観光産業をより一層推進させていただきたいと思います。また、先日産業振興課に伺ったわけですが、産業振興課では職員各自の名刺にQRコード張りつけてありました。その内容を尋ねますと町の観光スポットのPR動画が配信されているとのことでした。私も課長に見せていただきましたが、非常に内容も濃くてさすがに産業振興課だなと。すばらしいアイデアだと思いました。

ぜひ、この機会に職員の名刺にも活用していただき、魅力ある富士川を全国にまた世界に発信していただきたいと提案をいたします。議会でもまた活用し、積極的に観光宣伝もお手伝いができるかなとも思っております。

そこで質問ですが、これもお答えの中から、町内外から多くの参加者におもてなしの心を大切に開催されているというイベントの、ゆずの里絶景ラン&ウォーク、これの開催状況等を教えていただければと思います。

○議長（井上光三君）

産業振興課長 依田正紀君。

○産業振興課長（依田正紀君）

ただいまのご質問にお答えします。ゆずの里絶景ラン&ウォーク大会については、平成26年度に第1回大会を開催し、281名の参加をいただいてから参加者も順調に増え、昨年度の第5回大会では約1.7倍の469名の参加をいただき、大変好評をいただいているところでございます。またリピーターも毎年増えているところでございます。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、2項目の質問に入らせていただきます。町では、待望の中部横断道が全線開通すると、静岡長野の物流の中継点でもあり、道の駅富士川を中心に活性が期待をされます。そこで、さらに戦略的な情報を発信して、観光や観光産業を柱に例えば、いきいきスポーツ公園を活用したスポーツイベント、または、交流都市の関係にある町田市との交流、さらに模索・検討しているという友好都市との真の友好都市との交流にも大きく期待をするところです。私たち議会も行政視察など、積極的に受け入れて、交流人口から定住人口の増加を図りたいと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの樋口議員の定住人口増加を目指す施策についてのご質問にお答えします。県内外から訪れる観光客などの交流人口を定住人口の増加につなげるためには、町の自然環境の魅力や各種支援制度を周知することにより、住みやすさをPRし、移住者の増加につなげていく必要があるものと考えております。

このことから、本町では、平成27年度に作成した富士川町移住プロモーション動画や移住・定住促進パンフレットを活用し、各種イベントや県主催の移住セミナーにおきまして、町の魅力や支援制度についてPRし、県内外からの移住・定住の促進に努めているところであります。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

分かりました、私も定住人口の一環として、他の自治体との交流をより一層進めることも重要であると考えております。そこで再質問です。この町の良さをPRをして、しっかりとした交流を深めることにより、本庁への来訪者も増加や地域の振興、また、観光振興にもつながる

と期待をしております。定住人口の増加につなげるための一つの施策として、自治体間の交流に対する考えを今一度伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。観光や教育文化スポーツ等、多方面にわたった、自治会、自治体間の交流を深めますことは本町にとりましてもメリットがあるものと考えております。現在、他の自治体との交流を促進するため、友好交流自治体の制定に向けまして検討を進めているところであります。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

分かりました。それでは、再質問ですが、富士川町の三筋の地区には、県内外から多くの芸術家や作家の皆さん、また、職人さんが定住をされ作品などを通じて、すでに富士川町の宣伝をしていただいています。私はこのような方々との交流する機会を推進し、さらなる移住・定住者の増加につなげていくことも良いではないかと考えますが、町の考えを聞かせてください。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの質問にお答えします。近年、三筋を中心に移住者の増加傾向が見られております。こうした移住者との交流を深めまして、県内外からの移住、情報の発信に結び付けることも移住者増加策のひとつであると考えております。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

今後とも、ぜひその関係を重視してもらって推進させていただくようによろしく願いいたします。

3項目目の質問に入ります。町内在住者へのサポートや情報の提供、失礼しました。町内移住者です。町内移住者へのサポートや情報の提供、または、これから富士川町への移住を検討されている方などへの相談窓口など、町としての支援対策の現状を伺います。

○議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの移住者への支援対策につきましてのご質問にお答えをいたします。町内移住者への支援対策といたしましては、平成25年9月に空き家バンク制度を創設し、平成26年10月には空き家バンク制度に登録した物件への空き家改修費補助金制度をはじめ、中山間地域等における住宅用地取得費補助金交付制度や定住奨励金補助制度を創設するなど、移住者への各種支援策を講じ、定住促進に努めているところであります。

また、子育て世帯への支援として、平成27年4月に小中学校給食費補助制度を創設、10月には子ども医療費助成制度を15歳から18歳までに拡大、平成28年1月から病後児保育

を開始、平成29年4月から出産祝金の支給を開始し、安心して定住できる環境づくりに努めているところであります。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

今後ともよろしくお願いいたします。今は、全国のほとんどの自治体が人口減少の中、人口が減少しても、人と人がふれあう機会を増やすことで、また、文化は維持できるのではないかと思います。本町だけでなく近隣の市町村との連携や交流も検討して、まずは地域の産業・特色を生かした観光振興策で、交流人口の拡大と活性化を図っていただきたいと思います。富士川町に生まれてよかった、富士川町に住んで良かった、富士川町に越してきて良かったと思えるような、暮らしと自然が輝く交流のまちづくりのために、私はこれからも提案をさせていただく所存であります。

続いて次の質問に入ります。2つ目ですが、防災、地域の防災対策についてです。平成30年度の富士川町地域防災計画の中に、一般災害と地震災害編があります。いつ発生してもおかしくないと言われている東海地震発生についての対策を考えてみると、1995年1月に発生した阪神淡路大震災をも上回る甚大な被害が想定されています。このような大規模な災害に対応するために、町は防災会議を組織して地域の防災への意識を高めると同時に、町を挙げて防災力の向上を図っているところです。今後においても町や議会にも消防団、また自主防災組織、各種団体などの活動を支援し、防災、減災に強い町づくりを進めていきたいと考えております。

そこで、最初の質問ですが、災害発生時及び災害発生後において、消防団や自主防災会がもちろんのこと、地域の自主防災の活動の中心となる防災リーダーの存在が必要不可欠であると考えますが、地域防災リーダーの養成講座の開催や、また、地域の実情にも詳しい家庭婦人を対象にした女性防災講座などの開催も効果的ではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。これまで町は、単独で防災リーダー養成講座等を行っておりませんが、山梨県が主催する「峡南地域防災リーダー養成講座」や「甲斐の国・防災リーダー養成講座」の内容を区長会で説明し、地域のリーダーとなる方々の参加を要請してきたところであります。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

再質問です。必要に応じては、より防災意識の向上や防災力を高めるためには、町が進んで各地域へ積極的に出向いて出前的な講座の開催も必要ではないでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問に答えます。地区及び団体等から、防災に関する出前講座の希望があった場合、職員を出向かせての出前講座の開催はもちろんのこと、山梨県の出前講座や、気象庁

の行っている出前講座などを活用して開催して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

よろしくお願いいたします。

続いて2項目目の質問に入りますが、避難場所の状況についてです。災害の危険が切迫した緊急時において、被災者の安全が確保された避難生活を送る避難所の数、規模、救護又は災害ボランティア等の緊急時の体制の詳細を伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。町が指定している避難所は指定避難地が110カ所、指定避難所が81カ所で合計191カ所となっております。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

再質問です。避難場所において使用する主な防災用の備品または食料や飲料水などの備蓄状況を伺いたい。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。町では備蓄しているものにつきましては、毛布、ビニールシートや災害用簡易トイレなどを備蓄しております。また食料につきましては、現在、2万1,600食。飲料水につきましては2リットルのペットボトルで7,200本備蓄してるところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

2番 樋口正訓君。

○2番議員（樋口正訓君）

分かりました。近年では、異常気象のためか大雨、また台風災害や地震が多くいざというきのために、私たちが普段できることは自分の住んでいる地域を自分たち自らが知って、日ごろから危険な場所または設備、避難経路などの確認をしておきたいと改めて感じております。町ぐるみ地域ぐるみで、防災組織の意識の向上を図り、人や物の備えを怠ることなく、明日の笑顔のために、今まで以上に、防災力の向上を図り、災害、減災に強い町づくりを目指したいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告2番 2番 樋口正訓君の一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10時03分

再開 午前 10時11分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。続いて通告3番 4番井上和男君の一般質問を行います。

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

これより通告に基づいて一般質問させていただきます。

利根川町民体育館の解体作業が始まり、リニア中央新幹線の建設が現実味を帯びてきました。小林区では、リニア中央新幹線の計画線上に及びソフト計画線上ある立ち退き対象となる住宅にアンケートを実施いたしました。JR東海との交渉状況については、昨年2月以降何の連絡もない状況であります。また、町からのアプローチも何もない状況で、側道計画がどうなっているのかわからないとの声が寄せられました。そこで側道計画の進捗状況につきまして、お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えいたします。リニア側道計画につきましては、平成28年8月に、小林区、天神中條区、最勝寺区の計画沿線住民などを対象に、リニア中央新幹線高架橋の計画概要及び富士川町の側道基本計画を説明し、その後、平成29年1月から詳細設計を進めてきたところでございます。

これまで、リニアの橋脚位置の決定及び電気設備の規模や配置計画の決定に日数を要しましたが、今般、既存町道等の付替え及び廃止、側道と交差する既存町道などの交差点計画を含めた、側道詳細設計案が、概ね固まってきたところであります。

こうしたことから、今後はその設計案について、交通管理者及び県道管理者と協議を進め、まずは、地区単位で設計案の説明会を開催し、土地所有者及び地元地区役員などにご説明させていただき、ご理解をいただいたところから、用地幅の打設をお願いして参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

再質問です。該当地区への説明会開催時期についてお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○都市整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。設計案の説明につきましては、関係機関と協議し、順次地区単位で開催したいと考えております。なお、次期については現在協議中でございますので、未定ではありますが、早期に説明会が開催できますよう関係機関と協議を進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○4番議員（井上和男君）

はい。当事者の不安を解消するために1日も早い開催時期の計画をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。移転に伴う補償額の提示についてであります。ＪＲ東海との補償額と町の補償額の提示時期にずれが生じると、補償全体の補償額がわからず、移転先を検討することが難しくなります。つきましては、ＪＲ東海と町の補償額が同時に提示される可能性について伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えいたします。リニア中央新幹線の個別用地説明につきましては、ＪＲ東海が平成３０年２月から進めております。この個別用地説明の際に、土地所有者から、速度の補償内容が明確にならないため、今後の移転計画が立てられないとのご意見があったことを聞いております。

こうしたことから町としては今後、地区単位で側道詳細設計案の説明会を開催し、その後、個別に、リニア補償と一緒に、側道補償額を提示して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

４番 井上和男君。

○４番議員（井上和男君）

再質問です。同時に提示をしていただけるという回答でございますが、補償額の提示時期について伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君。

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えいたします。補償額につきましては、現時点では、個別に提示することになると考えておりますので、時期は説明会以降でありますので、現時点では未定であります。なお今後のスケジュールにつきましては、説明会の中で示していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

４番 井上和男君。

○４番議員（井上和男君）

はい。それでは１日も早い提示時期を明確にさせていただいて当事者の不安を解消することに努力をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告３番 ４番 井上和男君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告４番 ６番秋山稔君の一般質問を行います。

６番 秋山稔君。

○６番議員（秋山稔君）

６番秋山稔です。通告に従いまして一般質問を行います。

これからの質問におきまして。新潟県見附市の災害に対する取り組みを何点か述べさせていただきますが、参考としてとらえていただければ幸いです。

昨年１１月１８日の山日新聞に掲載された記事に新潟県見附市では平成１６年の新潟福島豪

雨の被害を教訓に、要支援者一人当たり3人の支援者を決めるなど支援をする体制を整えたということ、3行ほどの記事を見て、富士川町において、少しでも災害時に役立つ実証があるのではないかと思います、議会事務局を通じ、5月の16、17両日議員4名で議員活動を行い、活発な意見交換をいたしました。そして、その立ち上げ時において、6名の担当者が支援者3名で要支援者1名を支援する体制を整えるための取り組みを開始した。各地区で説明会を開催しましたが、地区の皆さんにはなかなか理解されなかった。それでもなんとか理解を得ようとして何回も何回も説明会を開催し、ようやく少しずつではあるが、納得していただくことができた。今では名簿を各地区の責任者に送付すると、3名の支援者を地区で決定し、返送してくれる体制を築くことができたということです。今では、その後、防災ファミリーサポートという避難行動要支援計画というパンフレットを作成してですね。このようなパンフレットがあります。これの中身には、非常によいこともたくさん入っています。それで、(1)なんですけれども、富士川町の災害時の避難行動要支援者の支援体制をどう行なっていくのか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの質問にお答えいたします。避難行動要支援者とは、災害時に情報の把握が困難であり、自力又は家族の援助があっても避難するのに支障がある在宅者で、避難後の生活にも支援が必要と思われる者としております。

町では、災害時避難行動要支援者支援マニュアルに沿って、要支援者の支援体制の整備を行っております。

要支援者の支援体制として、町は要支援者支援班を立ち上げ、連絡会議を開催し、情報の交換調整を行い、支援活動の強化を図るとともに、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立して参ります。

また、地域においては、避難勧告等が発令された場合、安否確認や避難誘導等支援を行うこととしております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

再質問です。先ほど3人といいましたけれど、3人で要支援者を助けるということではありませんけれど、1人では無理だと思いますので、せめて2人以上の支援者が必要ではないかと思います。例えば支援体制のモデル地区を選定し、組織づくりの事例ができた後、全地区に展開するのもひとつの方法ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまのご質問にお答えします。災害時の初動期というのは、地域、特に近隣の救助体制づくりが重要となります。町では災害時の避難行動要支援者を把握、名簿を作成し、地区の自治会役員、民生児童委員の皆さまにお渡し、活用していただいております。地区によっては、既に自主防災組織と連携し、活用されているようではありますが、地区の実情に合わせた自主的

な活動としてお任せにしているところではありますが、今後も町として関係課と連携する中で災害時要支援者避難支援者のご案内を通じ、これまで以上に、災害時要支援者が安心して暮らせるために、災害に備え、準備していきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

はいわかりました。それでは（2）の次の質問です。昨年、福祉保健課で災害時、要支援者避難支援の御案内を対象者900件発送し、返送のない対象者が500件と伺っております。ここでいう対象者とは、介護保険利用者、重度医療費対象者とあります。なおこの件数は平成30年11月時点の件数であります。そこでまた見附市では、同意のない対象者に対しし市で名簿を整備して封入した名簿を閉じて民生委員、警察等にあらかじめ渡し、市から連絡があった場合に開封して安否を確認する方法がとられています。記入をして返送をしていただいた方はもちろんですが、返送のない対象者について今後どう対応していくのか伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの返信のない対象者の状況確認についてのご質問に答弁させていただきます。町が行う「災害時要支援者・避難支援者のご案内」は、要支援者等の把握のために行うものです。この案内には、平常時や災害時の支援についての説明があり、災害時に円滑かつ早急に避難するために、災害時避難行動要支援登録者支援カードの提出をお勧めしております。案内の方法は、重度医療費更新者と介護保険利用者に、それぞれ通知する際に、同封しております。それ以外にも、民生児童委員の皆さまに、訪問時、制度の説明や登録の声掛けのお願いをしております。

また、町の広報紙やCATVでの広報活動も行っております。このような案内を行っても返信のない方につきましては、重度医療費更新時に専用窓口を設け、登録等の案内を行っております。

また、介護保険利用者には、介護保険更新時等に窓口で声掛けを行っております。その際、支援の必要がないという方や、同居する家族が対応するので登録はしないという方もいらっしゃいます。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

再質問です。そのカードの中にですね、支援関係者への情報提供に関する同意書の中に、同意の有無にかかわらず情報を支援関係者に提供しますと、支援関係者とは民生児童委員、自主防災組織、自治会役員、消防関係者、警察関係者とあります。その方たちとどう対応して支援関係者とどう対応するのか、支援関係者との意見交換または意識合わせができていますでしょうか。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

支援関係者とは、ただいま議員さんがおっしゃったように、今町で行なっている団体としましては民生児童委員の皆さま、あと自治会役員の皆さま、区長さん、組長さんの方々と連絡調整は行っているところであります。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

災害発生時には、何ととっても近助、共助が最も大事ではないかと思います。今後について要支援者がいるのか、いないのか、周りの人が承知していることが最も大切であると思います。プライバシーの保護の観点からも、難しい問題ではありますが。行政と住民等で解決できる方法を何とか見出すことができればと思います。

それでは（3）の次の質問です。昨年、災害時に避難行動の支援登録者支援カードの内容について、区長を通じ関係者に渡しました。この登録者支援カードの取り扱いについて伺います。各区長や組長等役員は1年から2年で交代します。その際、登録者支援カードの保管状況はどうするのか。区長の責任を持って処理するのか、だれがどう保管管理するのか、そして、そういう約束事ができているのか伺います。

○議長（井上光三君）

福祉保健課長 松井清美さん。

○福祉保健課長（松井清美さん）

ただいまの支援登録カードの保管状況についてのご質問に答弁させていただきます。提出がありました災害時避難行動要支援登録者支援カードにつきましては、町が取りまとめて名簿としてデータ管理しております。

区長、組長、民生児童委員の皆さまには、昨年度より、名前、住所、生年月日、身体状況、支援者の有無が記載された名簿を配布させていただき、活用いただいております。

また、年度に一度行う、情報を更新した新しい名簿の配布時には、昨年度配布した名簿を回収させていただく等のお願いをし、情報管理の徹底に努めております。以上です。

○議長（井上光三君）

6 番 秋山稔君。

○6 番議員（秋山稔君）

要支援者の方は、真面目ににちゃんと書いている大切な個人情報でありますので、ぜひその辺の管理は徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、（4）番の次の質問いきます。要支援者が避難所に避難した時に、例えば小中学校あるいは体育館などには多目的トイレの設置がありません。要支援者は健常者に比べ非常にトイレや周囲に気を使うと伺っております。多目的トイレは不可欠です。全施設とは言いませんけれど、少しでも早く設置することを検討していただきたいが伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。多目的トイレは、車いす使用者が利用できる広さに加え、手すりやベビーチェアを備えることで、高齢者や子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレであります。町は、このような設備をすべての避難所に備えることは、難しいと

考えております。

しかし、発災時の避難者の中には要支援者も含まれており、通常のトイレでは対応できないことも予想されますので、可能な範囲でトイレの改修、簡易トイレや災害用トイレなどの備蓄品の活用、さらに、状況によっては多目的トイレを備えております福祉避難所を開設して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

はい、ぜひ、お願いいたします。

それでは2の（1）の次の質問です。災害発生時に、各避難所に避難している町民はもちろんのこと、他人に迷惑かけたくない方が車中で避難する人もたくさんいるのではないかというふうに思います。避難所では比較的状况を把握することができますけれど、避難所以外、車中や在宅で避難している場合の避難状況をどのように把握するのか、例えば、車中で避難で大丈夫なら白色のタオル、具合が悪く救助要請するなら赤色のタオルを窓から表示してすることも考えられますが、これは在宅で避難している場合にも適用できると思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康さん。

○防災交通課長（長澤康さん）

避難時災害時の車中や在宅避難者の健康状態を把握する方向については、各自主防災組織の連携により、避難状況を確認したうえ、保健師等による巡回健康相談を実施する中で、健康状態を把握して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

再質問です。先ほどの答弁の中に、保健師さんとも回るということで把握するということがよろしいですね。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

はい、保健師が巡回して健康状態を確認するとなっております。以上です。

○議長（井上光三君）

6番 秋山稔君。

○6番議員（秋山稔君）

わかりました。先月、5月8日から3日間、千葉県幕張の市町村アカデミーにおいて市町村特別講座に富士川町議3名で参加しました。そのなかで私が選択したテーマは防災、災害対策でした。グループのメンバーは福島県、広島県、熊本県、新潟県のいずれも被災した県の方々でした。福島県の議員が東日本大震災の状況を話してくれました。そのとき家がミシミシとなり、家中のものが全部飛び出した。何事が起ったかが理解できず、頭が真っ白になり、パニックになった、そのときに他人のことを考える余裕はない。自分が安全であるとわかると、次は

家族であり、その次は原発である。自助、共助、公助はご承知のとおりですが、自助、家族、共助、公助かなと個人的には思いました。自然災害が起こったとき、日ごろからは近所付き合いが必要であり、それが命の基盤になるかと思います。そして近所に声をかけ、助けることや逃げることもまた大切であります。早め早めの準備と対策が、やがては減災につながるのではないかというふうに思います。以上述べさせていただきます、私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告 4 番 6 番秋山稔君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告 5 番 9 番 深澤公雄君の一般質問を行います。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

では通告に基づきまして質問させていただきます。まず初めに、新庁舎建設について、質問させていただきます。いよいよ役場本庁舎建設もプロポーザルに、設計業者が決定し、基本設計に入っていく段階にきています。町内でもいろいろな意見も出ています。私は今回の新庁舎建設はしっかりとした町民に親しまれる建物を造るべきと考えます。もちろん必要以上に大きな建物を造る必要はありません。その辺はしっかり精査しながら建設に向け、進んでいくことが大事だと考えます。そして、次の世代、次の時代の富士川町の中核とし、町民の暮らしに役立つ、庁舎にすることが最優先だと考えます。本日は、新庁舎建設に関し、私の考えを示しながら質問したいと思います。

まず初めに、今回の新庁舎建設に関し、木質化の考え方をお聞きます。今までも何人かの議員が質問しましたが、ここでもう一度木質化の考えがあるのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまの木質化に関するご質問にお答えいたします。新庁舎建設の木質化につきましては、「富士川町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」におきまして、内装等の木質化や、備品などの木材利用を促進するとしています。

また、「新庁舎整備基本計画」におきましても、県産材を活用した内装の木質化を検討するとしています。4月にオープンしました富士川町児童センターにおきましては、積極的に木質化を図り、内装に木材をふんだんに使用したことで、温かみがあり、心地よく安心して過ごせる施設として整備したところであります。こうしたことから、新庁舎建設におきましても、積極的に木質化を図って参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

今の答弁では、内装については木質化を考えているということで、児童センターも内装を木質、非常にすばらしい木質化をしていると思います。ただ私もいろいろな庁舎を、視察に行きましたけれども、外壁に、木質化を使っている庁舎もたくさんあります。これは、メンテナンスなんかでも非常に大変だということもお聞きしていますが、外から見た感じも材木化があ

ると感じが印象が変わってくると思うんで、ぜひ外壁の木質化も考えてもらいたいと思うんですけどそのへんの考えをお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

外装の木質化につきましても、内装と同様に使用できる個所等を検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。

次に2番目の質問に移ります。庁舎建設における町有林の使用の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまの町有林に関する質問にお答えいたします。町有林につきましては、平成30年度に木の樹種や本数、材積、搬出に係る周辺状況などの「森林経営計画に伴う町有林現地調査」を実施いたしました。

その結果、切り出しやすい場所に使用できそうな木材が多くあることから、今後、県の関係機関や林業事業者等と協議を行いながら、費用面、木材の利用方法、建設スケジュールなどを含め、町有林の木材の利用を検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

今の答弁の中で、町有林の木材が多くあるということで、本数はわかりますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

町有林の調査におきましては、面積といたしまして、全体で542,700㎡、そのうち、利用可能と思われる木材は、25,844本を調査したところであります。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

25,844本が使用可能ということでよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

使用可能ということではなくて調査の中で、25,844本を調査いたしました。この内、使用可能となりますと、現地の中で調査しなければならないということと。地区が広くございますので、どの地区の本数を使ってよいかということまでは現在調査はしてございません。以

上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

出来るだけ多く町有林を使っていただければと思います。また調査の方も引き続きお願いしたいと思います。では3番目の質問に移らせていただきます。2年ほど前ですけども何人かの議員で、山形県の鶴岡市に、地域材の分離発注及び木材調達について勉強してきました。ここで少し鶴岡市の取り組みを紹介させていただいていただきます。鶴岡市ではまず、地元の森林再生計画から始めたそうです。その再生構想第一に、適正な森林保全に向けた、森林環境循環システムの構築を掲げ、その中で、積極的な木材の利用を推進、そして木材の分離発注の推進を掲げ、実際に取り組んできたということでした。この分離発注、今までの材料が、何からなににまでも、すべて業者に一括発注していたものを、材料の発注は、発注者がみずから地元の森林組合や、製材会社に発注をして、その木材を工事業者に材料支給するというものです。もちろんたくさん課題があり、簡単にはいかないと思いますが、この取り組みは今後富士川町でも、ぜひ検討し研究していつてもらいたい。そして今回の本庁舎建設においても、ぜひこの分離発注の考え方を、いきなりすべては難しいと思いますが、どうか一部分でもこの取り組みを取り入れるということができないかと考えます。町としてもこの本庁舎建設から、ぜひこの分離発注の考えを取り入れていただきたいと思うが、町の考えをお伺いします。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

分離発注に関する質問にお答えいたします。分離発注につきましては、建築工事とは別に地元産材を調達し、製材まで行った材料を施工業者に直接支給する方式でございます。

町では、この方式の導入に向けて、費用面や乾燥期間の確保などの検討が必要と考えており、現在、県の関係機関や林業事業者等と協議を行っているところであります。

新庁舎の建設に町有林の木材を利用することは、森林整備や産業振興にもつながることから分離発注の利点について精査しながら、導入に向け検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

今、答弁の中に費用面の検討も必要という答弁がありましたが、費用面の課題も多分出てくると思います。しかし、分離発注の考えを考えると、森林環境の保全も視野にいれていかなければならなくなると思います。今、地元の山は荒廃しています。以前にも里山再生について質問もありました。鶴岡市の取り組みも先ほど申し上げましたように、森林環境の保全から始めたとのこと。分離発注というということで、地元の森林の保全にもつながってくるのではないかと思います。そういったことも考慮して考えてもらいたいと思いますけども、その辺、課題もあると思いますが、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

先ほどの答弁と重なりますけど、費用面の問題、それと分離発注の利点がございます。そういうものを精査しながら、導入に向けて考えて参りたいと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

9番 深澤公雄君。

○9番議員（深澤公雄君）

分離発注に関しては大変前向きなご答弁をいただきました。ぜひお願いしたいと思います。では2つ目の質問に移りたいと思います。2つ目の学校の再編についてお伺いします。議会の初日に、町長のあいさつの中でも学校再編についての考えが示されましたけれども、ここでもう一度質問させていただきます。昨年の9月議会の一般質問で、中学校の再編の考えをお聞きしました。そのときの答弁は、町の学校規模適正化方針においては、当分の間は現状での配置を継続するとしている。しかし、本町の生徒数は平成33年度をピークに減少が予想される。特に鰯沢中学校においては集団学習による教育効果が懸念されるため、学校規模を適正化方針の見直しをする必要がある。学校再編、義務教育額を含む小中一貫教育など、さまざまな教育制度から、最善の選択となるように議論を深めていくということでした。あれからちょうど1年が経過しましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。平成25年に策定した「富士川町学校規模適正化基本方針」は、策定からすでに5年が経過しており、学校の現状等についても変化していることや、児童生徒数の減少により教育効果への影響も懸念されております。

こうしたことから、町では、今後の町内小中学校における教育制度のあり方や学校の適正な規模・配置について検討していただくため、平成30年11月に小中学校の校長経験者を委員とした「富士川町小中学校のあり方検討会」を設置しました。

検討会では慎重な検討を重ねていただき、その結果、増穂小学校、増穂南小学校、鰯沢小学校については継続して配置し、増穂中学校と鰯沢中学校については再編統合し、両校の歴史や伝統を併せ持つ新たな学校として設置することが望ましいとする提言書が、平成31年3月に教育委員会に提出されました。

この提言書を受け、児童生徒数が減少する中で、教育環境をどのように整備していくことが望ましいか、現在、教育委員の中で議論しているところであります。

○議長（井上光三君）

9番 深澤公雄君。

○9番議員（深澤公雄君）

再質問です。先ほどの中学校は再編統合、そして新たな学校として設置するとおっしゃっていますが、これはどちらかの学校に吸収合併という考えではないのでしょうか。

議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

お答えします。それぞれの特色を生かすことができるよう、両校の歴史や伝統をあわせ持つ

、中学校を設置することが望ましいとする提言ですから、どちらかに吸収する形の方角の意味ではございません。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

そのへんが私も一番気になっていたもので、いい答弁が聞けたと思っております。2 つ目の質問に移りたいと思います。今年の4 月に、鰯沢小学校の入学式に出席させていただきました。新入生は10 人でした。私が小学生であったころの鰯沢中部小学校とちょうど同じくらいの人数です。今年の鰯沢小学校入学1 年生が入学する前にぜひ結論を出すべきと考えます。いつまでに、学校規模を適正化方針の見直しの結論を出すのかお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。学校規模適正化方針の見直しの結論につきましては、先に述べました提言書につきまして、その内容を教育委員会の中で議論した後、児童生徒の保護者、学校、地域の皆さまからも幅広い意見をいただくため、新たな懇話会を開催する考えでおります。また、この懇話会で出された意見を集約して、改めて教育委員の中で議論し、新しい学校規模適正化基本方針を、今年中を目標に策定して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

再質問ですが、懇話会を新たに設置して開催するということですが、両校の通学地域、それぞれの方々の意見を聞かないと思うんですが、選任はどのようにされるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。両学校の地域から公平に意見をいただけるよう、地域の代表者や一定の役員など、学校関係者の中から選んでいきたいと考えてございます。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

ぜひ、両校の歴史と文化、長い歴史がありますので、そのへんも汲み取れるような再編をしていただければと思います。この質問を終わりますので次の質問に移らせていただきます。先日の5 月18 日の山梨日日新聞に、東京五輪開会式、装いは赤と白という見出しで、「来年開催される東京オリンピック、パラリンピックの日本選手団が入場行進で着用する公式服装の選定作業がはじまった。」との記事が掲載されています。そしてその関連記事として、前回の東京オリンピックにおいて、当町出身の望月靖之氏がデザインを考案された、男女ともにデザインは深紅で、下は白に統一された公式服の採用の苦勞が紹介されています。また、今日持ってきたん

ですけれども、この、「1964年東京五輪ユニホームの謎」という本が最近出版されて、誰が日の丸カラーをつくったのか、サブタイトルなんですけれども、多分富士川町にも取材に来ているみたいですね。非常に大変魅力的な本が出されました。この中でまた、望月靖之氏の功績を再確認するという本です。ぜひ皆さんも読んでいただきたいと思いますけれども、今この、塩の華にですね、スポーツミュージアム。平成29年には、室内の修繕をしてあります。そして何よりも1964年の東京オリンピック公式ブレザーが展示されています。ただ私も近くに住んでいますので、たまに行くのですがあまり人が入っていません。たぶん、山梨県の人あまりこのスポーツミュージアムのことや、望月靖之氏の功績も知らないのではないかと思います。来年、ちょうど1年後には2回目の東京オリンピック、そしてパラリンピックが開催されます。このスポーツミュージアムと望月靖之氏の功績を知ってもらいたい機会をとらえます。町の、貴重な資産として、この機会にぜひ県内外の人にアピールしていくべきと考えますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

生涯教育課長 深澤千秋君。

○生涯教育課長（深澤千秋君）

ただいまのスポーツミュージアムの情報発信についてお答えさせていただきます。スポーツミュージアムは、本町出身の望月靖之さんがデザインを考案し、東京オリンピックも公式服装のブレザーとして展示されたものを中心に、オリンピックの関係資料を展示しております。こうした中、2回目の東京オリンピックが開催されることが決定したことを受け、今年の3月、道の駅富士川においてオリンピックフラッグツアーの開催に合わせて、望月靖之さんデザインのブレザーを展示し、アピールしたところであります。町では、ホームページやパンフレットの配布により、スポーツミュージアムの広報を行っているところでございますが、今後、県で予定されているイベントと連携した情報発信に努めていくとともに、観光業者とタイアップした企画などを行って、スポーツミュージアムのアピールを進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

9番 深澤公雄君。

○9番議員（深澤公雄君）

再質問させていただきます。アピールはいろんなイベントで、これからしていくということなんですけれども、当のスポーツミュージアム、非常に看板等がわかりづらいんですよね。国道から見てもわかりません。スポーツミュージアムの前にスポーツミュージアムって書いてあって、オリンピックという文字がないんですよね。何が飾ってあるのかちょっとわかりづらいんで、そのへんのところはどういうふうにお考えか、ちょっとお聞きます。

○議長（井上光三君）

生涯教育課長 深澤千秋君。

○生涯教育課長（深澤千秋君）

ただいまの看板について、答弁させていただきます。現在、明確な案内看板表示板がないことから、施設のPRを図るためには、今後関係機関と協議しながら改善していきたいと考えております。それで、オリンピックの文字を使うことに関しては、その看板をどういうイメージで作っていくかによって状況が変わってきますので、県に照会しながら、看板設置の方を、可

能かどうかを進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

ぜひ看板、せっかくありますんで、作っていただければと思います。もう1点再質問させていただきますけども、スポーツミュージアム、音がないんですよね。よくああいうところいくと、ボタンを押すと、例えば望月靖之氏の紹介とか、そういったガイドみたいなものを置いてあるところもあるんですけど。あるいは、塩の華は従業員さんが、お客さんが入ったときに、簡単にこのミュージアムのこういったものかということの説明できるようにするのかとか、そんなことも考えるべきではないかなと思いますけれども、そういったこと考える考えがありますか。

○議長（井上光三君）

生涯教育課長 深澤千秋君。

○生涯教育課長（深澤千秋君）

施設のアナウンスについてのご質問にお答えをさせていただきます。おもてなしの観点から申し上げますと、アナウンスは大変必要なことと考えております。今後、管理運営機関との相談等をしながら、今施設の全体に渡ったPR活動が必要だと考えてございますので、その部分にアナウンスも含めた検討を材料として考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君。

○9 番議員（深澤公雄君）

ぜひお願いしたいと思います。そうすれば塩の華との相乗効果も出てくると思うんで。ぜひ、産業振興とも協力してやっていただければと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（井上光三君）

以上で、 通告5 番 9 番 深澤公雄君の一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時09分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。続いて通告6 番 8 番小林有紀子さんの一般質問を行います。

8 番 小林有紀子さん。

○8 番議員（小林有紀子さん）

8 番、公明党の小林有紀子でございます。これより、大きく3点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、防災対策についてお伺いいたします。新しい令和の時代が幕を開けましたが、これまでの平成の時代は、甚大な被害をもたらした自然災害が相次ぎました。激甚化、頻発化する自然災害から身を守るためには、防災減災を社会の主流に押し上げるとともに地域における防災力を向上させることが何より重要と考えます。

1 番目の質問として地域の特性を踏まえ、平時の防災対策や発生時の安否確認等、住民や事業者が各段階で、自発的に取り組む防災をまとめた地区防災計画は、従来からの国の防災基本計画や自治体が出している地域防災計画に加え、東日本大震災で、自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、地域防災力を高める手段として、2014年4月に制度が導入されました。昨年度、地区防災計画を作成実践支援事業として鯉沢中区上北自主防災会が県のモデル地区として、地区防災計画を策定いたしました。昨年の12月定例会の一般質問で、その進捗状況の質問はいたしました。今後は、地区防災計画に関してどのような取り組みを具体的にやる考えをお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

昨年度、県主催の地区防災計画作成実践事業に、鯉沢中区上北自主防災会が峡南地域のモデル地区として参加し、地区防災計画を作成しました。

地区防災計画は、災害対策基本法の改正により平成26年度に創設され、地区住民が普段から地区のリスクを把握し、避難計画を立てる等の内容となっており、地区による支え合い（近助・共助）の必要がより一層高まる中、大変重要な位置づけとなる計画であります。

こうしたことから、各地区に鯉沢中区上北自主防災会が作成した地区防災計画を紹介するとともに、計画の必要性も合わせて説明して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

岐阜県下呂市の小坂町の山あいにある、人口237人の落合地区は、ほとんど高齢者なんです。昨年の西日本豪雨で大きな被害があったあの集落であります。早い段階から、皆が安全な場所に避難でき地区長さんが地区防災計画があつてよかったと話をされておりました。落合地区が2016年に計画づくりをはじめまして、地域の災害リスクを洗い出すことで、1人1人の意識が変わり、避難訓練も全世帯が参加するようになり、避難場所の見直しや、小グループで声をかけ合い、避難することができたそうです。それぞれの地区防災計画の策定が進むことが町全体の災害対応力の向上につながるものと考えます。

そこで、再質問ですが、災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり共助であります。この視点に立てば、例えば小さなコミュニティーでつくる地区防災計画の必要性が欠かせません。今後、各地区に周知をしていくとのことですが、この地区防災計画を立てる単位は、町会や自治会、マンション管理組合や企業、NPO法人、商店街、学校、医療や福祉施設なども主体となることができます。このような、単位での地区防災計画の推進や周知についてはどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えいたします。地区防災計画につきましては、さまざまな分野での、計画が必要になると思いますので。そのような中、各分野の方々にも声をかけていきたいと考

えております

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。防災だけではなく、防災もまちづくりであるということ、そして、計画を作るプロセスが非常に大事であること。そして、地域コミュニティが主体的に課題解決に取り組めるようになることが必要であると考えます。ぜひとも小さな単位まで地区防災計画を作成することができるよう、町内全域に推進していただきたいと思います。この鯉沢中区の地区防災計画を作成するにあたっては、県の防災アドバイザーの方が、日頃の災害現場での実体験を通しての貴重なご指導をしていただき、地区防災計画を作成することができました。防災対策のための意識向上につながる意義深いものであったことと思います。

そこで、2番目の質問として。地域の防災力向上と減災のための取り組みを強化するため防災アドバイザーを、本町でも活用すべきと考えますが見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

地域の防災力向上と減災を図るためには、防災講座等の開催による住民の防災意識の向上が重要です。豊富な知識と経験を持つ防災アドバイザーを活用した事業を展開することは、防災意識や地域防災力の向上につながると考えておりますので、地域の防災力向上のためにも、町が把握している防災アドバイザー、防災士や防災リーダーを活用して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

町が把握している防災士や防災リーダー、防災アドバイザーをお願いしていくということですが、千葉県成田市役所の危機管理課の危機管理専門家の方にお話を伺って参りました。成田市では各避難所毎の避難所運営委員会を設立し、避難所運営マニュアルを作成するなどの先進的な取り組みが行われております。この危機管理専門官のこれまでの経験と知識、そして、防災対策に執念を持って取り組まれる姿に地域住民が意識を変え、市の施策に対する取り組みも変わったということです。市内各地域へ防災講話や啓発活動などを行い、市の広報でも、「防災、何もしない自分を変えよう」と題して、表紙から13ページにもわたる特集を組んでおりました。福祉、住民福祉の向上を中心にすれば、おのずと住民の安心、安全なまちづくりに焦点があたります。お隣の市川三郷町でも、県の防災アドバイザーの方を委嘱されました。昨年、防災リーダー養成講座を行い、多くの町民が参加し、町民の防災意識を高めております。ぜひ本町でも防災アドバイザーを委嘱して、防災対策の強化に取り組むことで、富士川町国土強靱化地域計画がさらに推進できるものと考えますが、委嘱などはいかがでしょうか。

再質問をお願いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

現在のところ、防災アドバイザーの委嘱等は考えておりませんが、地区団体から開催の要望がありましたならば、防災アドバイザーを活用しての防災講座や山梨県や気象庁が行っております出前講座を活用しての防災講座等の開催を考えて参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。ぜひ検討をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3番目の質問として防災リーダー養成講座。自分の避難行動時系列にしたチェックリスト、マイタイムラインの防災講座、女性消防団による火災警報器の設置に対する推進の実施状況について伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

これまで町は、地域で活躍する防災リーダーを養成するため、山梨県が主催する「峡南地域防災リーダー養成講座」や「甲斐の国・防災リーダー養成講座」へ参加して参りました。昨年度の各講座の受講者は、「峡南地域防災リーダー養成講座」が8人、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」が3人となっております。

なお、本年度の「峡南地域防災リーダー養成講座」には、マイ・タイムラインを取り入れた講座を開催する予定であると聞いておりますので、区長会等を通じて、参加者を募集したいと考えております。

また、女性消防団員につきましては、平成30年12月に山梨県消防学校に1日入校し、救急法や火災警報器の必要性等について学んできたところでありますので、消防本部や区と連携する中、火災報知器の設置を推進して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。これはあの先ほど樋口議員も防災リーダーの育成講座のことはお話を質問されておりましたけれども、私も今までも何度も質問をし、前向きな回答をいただいておりますけれどもなかなか実施に至っておりませんので、再度実施状況を今回伺いをさせていただきました。防災リーダーの養成講座に関しましては、町単独での開催ではなく、今、お話があった峡南地域の防災リーダー養成講座、また、県の甲斐の国防災リーダー養成講座、これを進めていくということでありましたけれども、この甲斐の国防災リーダー養成講座。どちらも私参加をしておりますけれども、特にこの甲斐の国防災リーダー養成講座に参加できる方が限られると思います。甲府の防災新館まで1カ月で毎週火曜日、1日中防災講座に参加し、1回でも欠席すれば終了はできません。防災士の資格を取得したい方でなければ、一般の参加はなかなか厳しいのではないかと思います。町民の防災への意識を高めるためには、より多くの方が参しやすい講座を地元で開催すべきと考えます。韮崎市では、地域減災リーダーの育成講座を5日間かけて救命の基礎や家庭の減災力などをテーマに実施。その他、高校生、消防団員向けの講座や講師が地域に出向く出前講座など、2日間で集中的に行なっております。すでに540人が認定

されており、地域の防災訓練などで活躍しているそうです。地域減災リーダーの連絡協議会も設置され、毎年、スキルアップ研修会が行われております。ぜひ本町での防災リーダー養成講座の開催を実施していただけますよう、さらに検討していただきたいと思っております。

再質問であります但マイタイムラインの防災講座ですけれども。この峡南地域の講座に区長会の参加を呼びかけて、学んでいただくということですが、そうしますと、その後、各区で実施していただくことを事前に説明しておいていただきたいと思います。そのような認識で進めていただけるのかその点伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。マイタイムラインにつきましては先ほど申し上げたとおり、今年度で峡南地域防災リーダー養成講座で、講座の中に取り入れてくれという中で、マイタイムラインというもの、まず、防災リーダーになってくれる方にですね、理解していただいたうえで、説明会等の開催を行ってまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、各区長さん方に説明をよろしく願いいたします。計画づくりに取り組むことで、行政の支持を待つのではなく、自ら危険を察知して、適切な避難行動に移ることができる。ぜひ、各地区でマイタイムラインを取り入れた防災講座ができるよう、推進をよろしく願いいたします。そして、女性消防団員に関しましては、研修に参加して下さったということですので、次は、ぜひ、高齢者宅を訪問していただき火災警報器設置の推進と、また、点検も呼びかけていただきまして、火災を未然に防ぐ取り組みをしていただき、利用をぜひよろしく願いいたします。各区長さんや自主防災会や民生委員さんなどとも協議をしていただき実施をしていただきますよう重ねてお願いをいたします。

4番目の質問としまして、子どもの防災手帳を作成し、小学生に配布する取り組みについて、見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

子ども防災手帳は、災害時に必要なことがらを、子どもに分かりやすく説明するために、工夫して作られた防災手帳で、作成の目的は、子どもやその家族の防災意識向上であると認識しております。

また、子ども防災手帳等には、自分や家族の情報、発災時の行動や連絡方法などが一般的に記載されております。

こうした内容は、現在町が作成を進めている地区防災計画に取り入れることが可能で、町は、この地区防災計画を使った自助・近助・共助の防災力向上を目指しております。

こうしたことから、子ども防災手帳を作成し小学生に配布する考えはありませんが、各地域で地区防災計画を作成する際は、防災手帳としての活用も含めた計画となるよう提案して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、地区防災計画の中で取り入れるということですが、私は別に実施をしていただきたいと考えます。この子ども防災手帳は、小学1年生から3年生向けと4年生から6年生向けにそれぞれ策定され、中学生高校生用もあります。1年生から3年生のテーマは、「自分の命を守る」自宅や出先学校や通学途中に行って、大地震や風水害などに遭遇したときの対応策、学校や通学路や自宅の危険場所はどこかなど、親子で確認していただくこと。そのようなことを促す内容となっております。4年生から6年生のテーマは、自分の命を守り、身近な人を守る。ここでは、災害によって、避難所に移ることになった場合を想定し。避難所の所在地や避難所で過ごす際の注意点。自分でもできる役割。他の避難者とかかわり方などを学びます。

また、家族で話し合った結果を記入できる欄などがあります。大人の防災意識を高めるには、子供から伝えることが有効であります。釜石の奇跡という概念の防災教育を進めてきた群馬大学の片田教授は、今の子どもたちが防災教育を受け、10年20年経てば大人になり、そして親になる。だからこそ、防災教育が重要であるとおっしゃっております。子ども防災手帳は防災教育の観点からも教材になるのではないのでしょうか。その点を含めて、再質問ですが教育委員会のほうではどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。

子ども防災手帳についての教材としてということですが、教育委員会の方でも研究していきながら、学校の方でも、教材として、こういった活用ができ、またそういった防災意識を学校側でも伝えていくかということにつきましては、今後、教育委員会の中でも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。ぜひ、東日本大震災の時の釜石の奇跡を教訓にさせていただきたいと思います。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

5つ目の質問としまして。乳幼児や高齢者等などの災害弱者に対する防災対策についてお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。乳幼児や高齢者などの災害弱者に対する町の防災対策は、発災時の避難が安全に行えるよう、避難の順位を優先させること、避難所での授乳スペースの確保や介護が必要な者に対する専用スペースの確保、さらに、状況に応じて福祉避難所を開設するなどの防災対策を講じることとなっております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

災害時の早目の避難行動が大事だと思いますので、災害弱者に対しては早目の避難行動ができるよう、また、避難所への支援体制の方法など、しっかり地区防災計画を立てていただき普段の訓練に生かしていただきたいと思います。と思っています。

乳幼児に関しましては、6番目の質問になりますが、お湯に溶かすことなく、哺乳瓶に移し変えれば、そのまま赤ちゃんに与えてられる便利な液体ミルクが、国内での製造が認められ販売が開始をされました。公明党が強力に推進し液体ミルクが注目された熊本地震から、わずか3年で国内での製造販売が認められました。女性の社会進出が進む北欧を先頭に、液体ミルクが海外では広く普及しております。

しかし、日本では液体ミルクが一般的ではなかったためか。せっかく、被災地に送られた海外の製品が受け入れないなどの誤った認識で活用されなかったこともありました。現在は、全国で災害用備蓄として乳児用液体ミルクの備蓄が進んでおります。本庁においても、災害用備蓄として設置すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

今春、国内で乳児用液体ミルクの販売が開始されました。

乳児用液体ミルクは、調乳用のお湯が不要であり、そのまま飲むことができることなどから、授乳者の負担軽減や災害時の備蓄としての活用が期待されております。

現在町では、乳幼児用の粉ミルクや紙おむつ等については、災害時における医薬品・日用品の安定供給に関する協定に基づき、提供いただけることになっておりますが、乳児用液体ミルクにつきましても、提供いただけるよう要請をしていきたいと考えております。さらに、災害時への対策として、保護者に対し、母子健康手帳を交付する際に乳児用液体ミルクが災害時の備えとして活用できることや、ローリングストック法により安定して備蓄できることなども周知して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、母子健康手帳を交付するときに周知していくと、個人で備蓄するローリングストック法などを使って備蓄するとのいう答弁でありましたけれども、もちろん個人についての備蓄は当然でありますけれども、もう突然の大災害に見舞われたときに、着の身着のまま避難で、まずは、赤ちゃんの命を守ること。その命をつなぐものとして、私は乳児用液体ミルクが最も効果的であると考えます。甚大な被害に遭ったショックで、お母さんの母乳が出なくなったり、衛生面の問題やプライバシーが確保できない避難所では、赤ちゃんを抱えたお母さんの心労は過酷なものです。そこで、常温で赤ちゃんに飲ませることができる、液体ミルクがあることで、どれほど助かることか、図り知れません。さらに、私は、新しく建設された児童センターは災害時対応となっていることから、一般の避難所では難しい、乳幼児の1次避難所として周知をし、乳幼児用の備蓄を児童センターで行うことが最善の対策ではないかと考えます。この液体ミルクも加えておくことで、乳幼児の尊い命を守ることが

できるのではないのでしょうか。児童センターへの備蓄についてはいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまの乳幼児用液体ミルクの備蓄についてのご質問にお答えいたします。災害時、特に乳幼児と保護者が安心して安全に1次避難ができるよう、児童センターについては避難所としての機能も整備いたしております。今後、健診や相談、母子手帳交付等の中で、乳幼児を抱えるお母さま方に。1次避難所としての周知をして参りたいと考えております。

また、こうしたことから、乳幼児用の備蓄につきましても、必要最低限のものは整備することとなると考えておりますので。その中で液体ミルクにつきましても、備蓄、また、活用方法などを併せて検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ進めていただきたいと思います。賞味期限が近付いたら離乳食教室などで使用するなど育児教室やイベントを活用していけるのではないかと考えますので、その点もよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の質問として、高齢者の運転と公共交通の充実についてお伺いいたします。毎日のように、高齢ドライバーによる重大な自動車事故が相次いで社会問題となっております。I番目の質問として本町の高齢ドライバーへの状況と、免許返納への対策についてお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

平成31年4月末現在、本町の65歳以上の運転免許証の保有者は、3,215名おります。近年、高齢者ドライバーが加害者になる交通事故が社会問題化されており、高齢者の運転免許自主返納が促進されていますが、通院や買い物など、返納後の移動手段の不安から、免許証返納が進まない状態であります。本町では、デマンド交通、ホリデーバス、コミュニティバスの公共交通を運行しておりますので、これらの公共交通を利用することで、返納後の移動手段への不安がないことを高齢者の交通安全教室などにおいて、分かりやすく説明を行うとともに、鯉沢警察署の協力を得るなかで、運転免許証の返納に関する講話などにより、高齢運転者への注意喚起を行って参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

先日、内閣府の調査で、外出時に車を運転する人の割合が発表されておりました。80歳以上の26%、4人に1人が車を運転し、58.7%がほとんど毎日運転している。そのうち、人口の少ない市町村では75.5%と高く、小規模な市町村の高齢者ほど車の運転が、生活に欠かせない裏付けとなりました。今後については視力低下などで運転に支障を感じたら、やめようと思うが80%との回答でした。中山間地域を抱える本町においても、車が日々の生活手

段として、買い物や通院に欠かすことができない地域の実情を抱えております。高齢ドライバーの方に、運転免許証自主返納していただくにあたっては、返納後の支援について、できる限りの配慮が必要ではないかと考えます。

そこで、2番目の質問として、免許返納者への支援として、運転経歴証明書申請に必要な手数料補助や自主返納支援事業共催展や共催企業割引などとして、商工会にご協力をお願いし、運転経歴証明書を提示すると、商店での商品購入時などに割引を受けられるなどの支援事業に取り組めないか、お伺いいたします。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町では65歳以上の高齢者や運転免許証返納者などへの支援といたしまして、デマンド交通及びホリデーバスにおける利用料金の軽減を実施していることから、手数料補助等の支援は考えてございません。以上です

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

免許を返納したあとの身分証明書にもなるこの運転経歴証明書の申請は、免許返納した方が全員申請するとは限りませんが、今後、やめようと思うと考えながら毎日のように運転している高齢者が8割もいる現状を深刻に受けとめなければいけないのではないのでしょうか。運転経歴証明書をあえて使うことで、商店街の活性化や、地域住民とのコミュニティの強化が図れるものと考えます。何といても、尊い町民の命を守るために高齢ドライバーによる事故を未然に防ぐ、免許返納しやすい環境整備の充実が早急に必要ではないのでしょうか。運転経歴証明書の活用として商店や企業への働きかけをぜひお願いしたいと思っております。前に私が、消防団事業所表示制度の設置と、消防団員サポート店の拡充を訴え実施していただきましたが同じように、今度は免許を返納した方のサポート店となっていただくような考えです。ぜひ検討していただきますようよろしくお願いいたします。

3番目の質問として、免許証を返納しても、高齢者の方が安心して生活していける公共交通機関の整備が最も重要と考えます。本町の公共交通に関しては、県内でも先進的にデマンド交通に取り組み、登録者も増えて活用していただいているわけですが高齢者の免許返納後の生活の足として、デマンド交通のさらなる充実を図るべきと考えます。高齢のご夫婦からご相談がありました。ご主人が免許返納したが、自宅までの道はデマンドバスが入らない山間地域の道幅の狭い道路、現在の10人乗りではなく、小型車にして、近くまで来てくれないかとの切実なご相談でありました。今までも、旧鰺沢地区の中部五開地域などの停留所について、中山間地域の方の要望をうけてデマンドバスがUターンができる限界のところまで停留所を増加していただきましたが、道幅の狭い道路の集落の方々の生活の足の確保のため、小型車の追加ができないかお伺いをいたします。また、ホリデーバスの運行コースも、観光客の利用だけではなく高齢者の生活支援としての活用を考え、コースの見直しをしていただきたい。

さらに、最近、高速バスが利用者が増加をしております。高速バスが来てもホリデーバスに乘れないとの声もいただいています。高速バスとの連携についても検討していただき、公共交通機関の充実に力をいれていただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三さん）

防災交通課長 長澤康君。

○防災交通課長（長澤康さん）

ただいまの質問にお答えいたします。本町のデマンド交通は、ピーク時の乗車人数を勘案し、10人乗りのジャンボタクシーで運行をしております。小型車両を使用することで、狭い道路への通行は可能となりますが、乗車できる人数に限られることから、小型車両の導入は考えておりません。

しかし、停留所につきましては、利用者からの要望により、通行及び乗降が可能な容易な場所であれば増設しているところであります。また、ホリデーバスの運行コースにつきましては、運行を委託しているバス事業者と協議しながら、電車や高速バス等の交通機関に接続できる利用しやすい路線を検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

町民の命を守るため、安心安全な町づくりのために、スピード感を持って対応していただけますようよろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目の質問として、投票率向上の取り組みについてお伺いいたします。1番目の質問として、この夏には、令和の新時代初となる参議院選挙が行われます。18歳以上の有権者がしっかりと、候補者や政党を選んで投票をしていただけることが何より大事です。しかし、昨今、投票率の低下が全国的に問題になっております。投票率向上に向けて、町の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君

○財務課長（秋山忠君）

投票率向上については、各種行政団体の長や選挙管理委員会補充員で構成する、富士川町明るい選挙推進協議会による、町内のスーパーの出入り口で投票を呼びかける啓発活動を行っております。また、1月の知事選挙の際には、増穂商業高校の生徒が、明るい選挙推進協議会と一緒に啓発活動に協力していただき、若者の投票への意識を高めていただきました。今後も増穂商業高校の生徒に協力をお願いし、若者の投票率の向上に努めて参りたいと考えております。

このほか、広報ふじかわへの掲載、公民館や公共施設へのポスターの掲示、小中学校への選挙啓発キャッチフレーズとポスターの募集、公用車での放送をしながら巡回を行って、投票への啓発を行っているところであります。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、最近では、投票日当日ではなく、期日前に投票される方が増加をしているように思われます。本町の投票率の推移と、期日前投票率の推移は、どのような傾向にあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

本町の投票率の推移につきましては、平成22年に行われました町長選挙町議会選挙に、おきましては、投票率は79.68%ということでありました。昨年行われました選挙におきましては71.53%。また、参議院議員の通常選挙では平成22年執行においては、68.29%。平成28年年の参議院選挙におきましては63.48%でございました。

また、衆議院議員総選挙においては平成24年執行で64.63%。平成29年では60.73%と減少ということになっております。また、知事選においては平成23年度執行では46.64%でありましたが、本年1月に行われました知事選では62.81%ということで、知事選については上昇したというような状況であります。

一方、期日前投票の本町の推移ということでございますが、平成22年に行われました町長選挙、町議会選挙においては期日前投票を利用した有権者数におきましては18.49%でした。昨年行われました町長選挙町議会選挙におきましては26.73%であり、また参議院議員選挙の平成22年執行では17.59%が平成28年選挙では21.77%。衆議院議員では、25年執行14.94%平成29年執行で25.76%知事選におきましては平成23年度11.59%本年1月に行われました選挙では24%ということで、期日前投票所を利用する有権者がすべて増えてるというような状況となっております。以上です。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

少し前までは若い方が、仕事や旅行などの理由で期日前投票利用される方がいらっしゃいましたけれども、最近は高齢者の方も早めにお天気や体調に合わせ、期日前投票される方などが増えているように思われます。それだけ、期日前投票が定着してきたのだと思います。ただし期日前に来られない理由を書く期日前投票宣誓書を記入しなければなりません。投票所で記入するのに、高齢者の方から手が震えて緊張したとの戸惑いの声がありました。

そこで、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷し、事前に自宅で記入できるよう、併用する取り組みを実施できないでしょうか。すでに南部町や早川町でも実施をしております。職員の事務負担軽減にもなるものと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

現在、本町で使用している投票所入場券は、はがきの大きさに1枚で4名分を印刷し、送付しているところであります。期日前投票宣誓書を投票入場券の裏面に印刷することは、可能と考えられますが、注意事項や期日前投票の理由、氏名、住所といった必要事項を記載するスペースが必要となりますので、今後、研究して検討して参りたいと考えております。

なお、この入場券は峡南広域行政組合情報センターに印刷を委託している、峡南5町の共通の様式であり、7月に予定されている参議院議員通常選挙の投票所入場券につきましては、既に作成を進めておりますので、宣誓書については、前回の選挙と同様にホームページからのダウンロード、もしくは投票所での記載をお願いしたいと考えております。

○議長（井上光三君）

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。ぜひ町民の投票率向上のために、検討をして進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告6番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。

なお再開は午後1時とします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。続いて、通告7番 1番 秋山仁君の一般質問を行います。

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

1番秋山仁です。それでは質問に入らせていただきます。大きく分けて2問、質問させていただきます。

第1番目が、児童センター運営について、(1)番目としまして、本年4月に開所しました児童センターは、7つの大事業のひとつでありリニア中央新幹線のルート上に位置していたため、移転を余儀なくされた経緯があります。小学校により近く、安全で安心して通えて、心地よい居場所として、最大限ベストの場所であると思われます。さらに、事業費も第3計画、10億円でありましたが、7億円弱で完成したと、理解しております。第2次総合計画での最重要の位置付け、また基本計画のニーズに合った事業展開。小中高生の健全育成、地域との連携を図り、適切な施設の基本理念があります。今後細かいこともありますが、その運営をどのようにするかということが重要と考えます。そうした中、中高生のボランティアの受け入れ体制をどのように考えているか伺います。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。児童センターは、放課後や土曜日の子ども達の居場所として、また、子ども同士や地域との交流の場、さらに遊びや学びを通して、心身の健康増進を図るなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設として位置づけられています。

こうしたことから、児童センターでは現在も、中高生のボランティア活動として、社会福祉協議会との連携により、児童センターまつりや増穂商業高校ボランティアアクトを受け入れ、異年齢の子どもたちの交流や学びの支援を行っているところであります。さらに、町総合計画や地域福祉計画においてもボランティアの確保・育成は課題となっていることから、子どもの時からボランティアに親しめるよう、中高生ボランティアの育成やボランティア活動にやりがいを持てるような取り組みを行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

子どもたちの居場所交流の場、心身の健康増進を図れるような、一層の充実した体制をとって期待しているところです。再質問ですが。ボランティアの確保、育成は今後の課題であり、子どものときからの、ボランティアに親しめるような活動にやりがいを持てる取り組みにどのようなことを考えているか伺います。

議長（井上光三）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ボランティアにやりがいを持てる取り組みといたしまして、ボランティア活動のインセンティブツールにつきましては、ボランティアカードや、手帳、ポイント制など、いくつかあります。こうしたことを社協や学校と連携し、検討して作成して参りたいと考えております。

また、こうした取り組みで、ボランティア活動参加のきっかけとなったり、地域に活動の場が広がることを目指して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

先ほどでまじしたけれど結構県内外でポイント制っていうのは結構導入しているところがあるのかなと思います。やっぱり、活動のきっかけというのが、特に大事なかなと思います。（2）番としまして、児童センターの利用時間について延長の考えがあるか伺います。現状、午前9時から5時までですが、県内外、ほとんどの施設が時間帯です。中高生においては、部活動などがあるため、延長時間がやはり必要ではないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまの利用時間の延長についてのご質問にお答えしたいと思います。町児童センター条例において、利用範囲は原則として。乳幼児から18歳までの児童生徒及び児童の健全育成を目的とした活動団体等としております。

しかし、開館時間を午前9時から午後5時としていることから、平日における中高生の利用促進を図るためには、時間的に難しい状況であります。

こうしたことから今後、教育委員会や学校と連携を図りながら、中高生が放課後などに安心して交流や学習室利用ができるよう開館時間について検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

中高生の、放課後の居場所機能を考えた場合延長することで、学習を行う場所として、これからもっと利用する方が増えるのかなということで、ぜひ、検討をよろしくお願いいたします。

再質問ですが、仮に利用しやすくなった場合、さらに中高生が放課後等に学習を行う、行う

場所として、利用が考えられる学習スペースの対応は利用者が増えても可能か伺います。ちなみに、今児童センター見ましたら、席が8席ですかね、学習室が創作活動室がここを合わせると約90平米ぐらい、そこも結構利用できるのかなというふうにちょっと現場見た中で思ったんですけども、そのへん子どもたちが利用できるということではいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまのご質問にお答えします。おっしゃるように、利用者が増加し、学習スペースが限られているため、対応が難しいような状況になった場合には、学習室のみでなく、先ほど創作活動室というところが出されておりましたが、センター機能部分になります、そちらの部分を柔軟に活用して、学習支援を行なって参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

ぜひですね、柔軟に活用ができますように、子どもたちのためにもぜひご検討お願いします。次に（3）番としまして、子育て世代包括支援センターのサービスは具体的にはどのようなことを考えてるか伺います。たまたま、この6月6日の読売新聞に甲府の市長は子育て世代包括支援センター、これは今までよりも加速して取り組みますよということを、表明、まあ明言したんですね。ぜひ、そのように思うんですけどもいかがですか。

議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

子育て世代包括支援センターのサービスにつきましては、まず、子育て世代包括支援センターの役割は妊産婦・乳幼児・児童及びその保護者の状況を把握し、相談に対応するとともに支援につなげることであります。

現在町では、国のガイドラインに基づき、保健師等の専門職が支援を行う「母子保健型子育て世代包括支援センター」に加え、本年4月からは富士川町児童センターにおいて、身近な立場で個別のニーズに応じたサービスにつなげる「基本型子育て世代包括支援センター」を開始したところであります。具体的な取り組みといたしましては、富士川町児童センターを「子育て支援の拠点」として位置づけ、制度や機関による支援が分断されることのないよう、相談者が、誰にどこに相談しても、必要な支援、必要な人材、問題解決につながる「切れ目のない支援」を行い、育児不安の解消や虐待の予防等に努めているところであります。

また、その過程において把握したニーズが、施策や事業に反映されるよう、母子保健型と基本型が両輪となって、町の子育て支援サービスを充実させて参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

先ほど言われるように、国のガイドラインに29年8月ですか、あのできてたわけですけども、今申されたように、母子保健型と基本型がこれは中心と思われます。利用者の目線から見

てやはり切れ目なく一貫性のあるものとして提供されているよう、マネジメント、このことだということが大事なというふうに思われます。児童センターが子育て支援センターの、先ほど言うように拠点としての位置づけはその相談者にとって安心して寄り添える場所と思われま

す。
ちょっと再質問ですけども、包括支援センターの機能が発揮されるには、対象になる方はもちろん、地域の方々にも十分な周知を行う必要がありますが、ほとんど知られていない、知られていないと思われま

す。
議長（井上光三君）

子育て支援課長 佐藤洋子さん。

○子育て支援課長（佐藤洋子さん）

ただいまの周知についてのご質問にお答えします。おっしゃる通りまだ、周知が行き届いていない状況があるかと思います。町としましては、新たに体制を整えた2つの子育て世代包括支援センターにつきましては、その存在や役割を周知することが最も重要であると考えているところです。妊産婦や保護者が相談したいときにどこお尋ねればよいのかわかるように窓口や対応する専門職を詳細についてチラシなどを作成しまして、今後、母子健康手帳交付時や検診時、相談時にさまざまな媒体を通して機会を通じて、周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

確かに存在とか役割の周知が重要であると思われま

す。まあ、チラシの作成ですね。あらゆる機会を通しての周知が必要かなと思われま

次に、2番目としまして粗大ごみ収集についてということで。先に午前中ですか、ごみ対策減量対策なんてことで、長澤議員からも質問も出ましたけども、今、富士川病院東の富士川協業組合へ毎週火曜日と金曜日、午前8時半から午後4時までの持ち込みしていますが、なかなか町民の皆さんには周知されていません。富士川町の年間の全体のごみの量も平成29年度ですが、2,862トンとのことで、これ毎年減少しています。1人あたりの量も188キロと富士川町はほかの町よりも比較的、比較すると断然少なくなっております。ちなみに、この近辺のところでも、1人あたり240キロというところもあります。このようなことから粗大ごみの持ち込みの場所をもっと町民にPRすべきと思いますが、いかがですか。

○議長（井上光三君）

町民生活課課長 中込裕子さん。

○町民生活課課長（中込裕子さん）

ただいまの秋山議員のご質問にお答えします。現在、粗大ごみを持ち込む場所は、中央市の中巨摩地区 広域事務組合清掃センターと、町内のふじかわ協業組合の2カ所があります。

粗大ごみなどの処分方法に関する町民への周知は、4月の広報とともに年1回、各家庭に年間保存版のチラシを配布し、その他、町のホームページや、富士川CATVのデータ放送にて周知を行っております。

粗大ごみの持ち込み場所の、さらなる周知方法につきましては、今まで活用していた媒体を中心に、より町民に分かりやすいレイアウトやデザインの工夫をし、周知徹底をして参りたい

と考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

この粗大ごみに関しては、うちの隣の南アルプス市、町民の方からよくここでは、アルプス市ではこうなんですよ、ということをよく聞きます。では、うちの町でも、やってないじゃないけども、やってますけども、ちょっとこのへんですけども、やはりこれ周知、本当にやっぱり徹底しているといえますか、やっていただければなというふうに思います。まあやはり区長さんと組長さんとかこういう方にやっぱり、その都度チラシ等配付したらと思います。参考ですけども家庭ごみもリサイクルが29年度が15.2%ということですけども、第2次総合計画では37年度の目標が目標数値に、もううちの町では達しているというふうなこともんでぜひ、このへんの周知、ぜひよろしくをお願いします。

再質問ですけども、今も進んでますけど、高齢化がこれからもっともっと進むわけですけども、粗大ごみを持ち込むということが非常に高齢者の方は厳しくなってるんですけども、そのへんの町の対応はどのようにお考えですか。

○議長（井上光三君）

町民生活課課長 中込裕子さん。

○町民生活課課長（中込裕子さん）

ただいまの議員のご質問にお答えします。粗大ごみを直接、ご自分で持ち込むことが困難な高齢の方などに対しては有料になりますが、家庭ごみの運搬許可を持っている町内の民間業者を紹介しております。

また、高齢なため、ごみ出し等日常生活でお困りのことがある場合は社会福祉協議会で行う生活支援サポーターのご紹介や包括支援センターなど関係課と連携し、対応を行なっておりますので今後もそのようにしていきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

まあ、有料で業者をお願いするということですけども、ぜひいい策を考えてもらいたいなというふうに考えております。（2）番としまして、今後ですね、粗大ごみの収集場所の新設の考えがあるかということですけどお伺います。

○議長（井上光三君）

町民生活課課長 中込裕子さん。

○町民生活課課長（中込裕子さん）

ただいまのご質問にお答えします。粗大ごみの収集につきましては、合併前は旧町単位で年1～3回の粗大ごみ収集を行っていましたが、合併後はふじかわ協業組合にて、毎週火曜日と金曜日および毎月第三日曜日と、年間で100日ほどの持ち込み日を確保しております。

また、ふじかわ協業組合の位置が町のほぼ中心にあることや、町の規模を考えますと、現状の収集場所で充分と考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

第二次総合計画によりますと、ごみの減量化と適正処理の推進とありますが、きれいなふるさとづくり条例に基づく環境に優しい、いい暮らしを進めるとともに、循環型社会の構築を目指したまちづくりの推進とあります。やはり、経費もかかりますけれども、多くの場所の確保が今後はやっぱり必要な。高齢化がだいぶ進んできておりますから、先ほど言った総合計画の中にも、冒頭の中に快適に暮らせるまちづくりというふうにも、うちの町ではあたってます。ぜひですね、検討していただいて、人口割からすれば1カ所ぐらいでなんて声もちらちら言いますけれども、そうは言いましても、ぜひ検討の方をよろしくお願いします。これをもちまして終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告7番 1番 秋山仁君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告8番 7番 成田守君の一般質問を行います。

7番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

7番成田です。よろしくお願いします。それでは、最初にですね、耕作放棄地について本町においてはどのような状態になっているのか、教えてをいただければありがたいと思います。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

成田議員の耕作放棄地の現状についての質問にお答えします。本町の耕作放棄地の現状につきましては、全農地面積732haのうち353haが耕作放棄地であり、率といたしましては48.22%となります。

また、耕作放棄地の内訳といたしましては、多年生草類の抜根や客土など、機械を使って整備をすれば農地として再利用が可能な農地が約19ha、既に森林の様相を呈するなど、機械を使って整備をしても農地としての復元は困難な農地が約334haあります。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

すいません。それでは、この放棄地をですね、どのように利用するか、という問題点はあるのかないのか。今後の対策は、どのように考えているのかこれを伺います。

○議長（井上光三君）

（2）で、よろしいですか。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

（2）で、よろしいです。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

ただいまの問題点と今後の対策についてのご質問にお答えします。

耕作放棄地が増加する背景といたしましては、耕作者の高齢化に加え、若者の農業離れ等が考えられます。さらに、本町の場合にあっては、広大な果樹園や水田が広がる近隣市町とは異なり、狭小で勾配のある農地が散在しているため、販売農家や担い手が少なく、農地の集約化が進まないことも耕作放棄地が増加する要因と考えられます。

このような状況のなか、町といたしましては、耕作放棄地増加の抑制、また、解消に向けた取り組みとして、町単独補助事業・遊休農地有効活用事業の活用や、県・農地中間管理機構など関係機関との連携を図るなかで、新たな担い手の確保や新規就農者の育成を進め、耕作放棄地の解消に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○4 番議員（成田守君）

はい、よくわかりました。

それでは次の項目に移ります。リニアの問題についてですが、この問題については井上議員の方からの説明もありまして、その点はよくわかりました。それでですね、私はちょっとあの視点を変えて今、この地区の人たちの一番の問題点は自分たちの生活がどうなるのかということについて非常に大きな不安を持っています。それで、これは、町長にお願いできるかどうかわかりませんが、町長が直接ですね、この地区の住民の人たちにひざを交えて、今の状況とか今後の見通しを伝えてもらう。そういうことができないのか。それを伺います。

○議長（井上光三君）

成田議員の通告の内容とちょっと離れていますので、通告の内容に沿った質問に変えて下さい。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○4 番議員（成田守君）

はい、それだけです。私の方は補償問題だったんで。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

リニアで移転を余儀なくされる人たちへの対応というご質問にお答えをいたします。リニア中央新幹線はＪＲ東海の事業でありますので、この町を通過いたします。そんなことでうちでもリニア対策担当を設けながら、対応しているところでありますが、今町のほうでも側道を整備するということがあります。リニアだけではあたらなかった家が、町が側道を整備することによって軒先が当たるという家も出てくると思います。そういうのは４軒ぐらいだと思いますけども。そういう人たちもこれらの方を含めて現在、ＪＲ東海で用地測量物件調査を実施しているということを伺っております。側道の設計案が概ね整いましたんで、今後、地区単位で説明会を開催し、その後も補償問題ですから大勢集めてもこれは仕方ないと思いますんで、地区単位の説明会を開催したのちに、補償問題は個別に対応して参りたいと考えております。以上です

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○4 番議員（成田守君）

町長ありがとうございました。よくわかりました。それです、次に本町における情報管理について、本町の情報管理の現状というのはどのようになっているのか。そこを伺いたいと思います。

議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの成田議員の質問につきましては、公文書の情報管理につきましては、富士川町文書管理規程に基づきまして、適正な処理と管理を行っております。

また、データ化されました情報管理につきましては、富士川町情報セキュリティポリシーの規程に基づいた運用と併せて、各種セキュリティシステムの導入によりまして、厳重な管理を行っているところであります。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

よくわかりました。これで私の質問を終わります。

○議長（井上光三君）

7 番 成田議員。（2）がまだ、質問されていませので、（2）の質問をお願いします。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

ああ、そうですね、すいません。情報開示の基準というのはどのように定められているのか、それを教えてもらいたいと思います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは情報開示の基準のご質問にお答えさせていただきます。情報公開の詳細については、本町情報公開条例に定めており、開示請求することが出来る方は、町の区域内に住所を有する者、区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区域内に存する学校に在学する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者であり、開示請求に関しましては、開示請求書により必要事項を記載していただくこととなっております。

開示の内容につきましては、国、県の機関の指示により公にすることができないと認められる情報や、特定の個人を識別することができるもの、公にすることにより個人の権利利益を害するものなどであります。

○議長（井上光三君）

7 番 成田守君。

○7 番議員（成田守君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

以上で、通告8番 7番 成田守君の一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告9番 10番 青柳光仁君の一般質問を行います。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

10番 青柳です。大きく3つのことをお伺いしたいと思います。まず1番目にですね、小中学校の校舎の長寿命化について、これは、3月の定例会で庁舎新築よりも、築50年たっている増中や鯉小などが先じゃないかという質問に対して、町長からは庁舎新築と小中学校舎新築が重なると町の財政が大変なので、小中学校は今後検討していくと回答を頂きました。

また、教育総務課長からは長寿命化工事により、建築後80年、これから約30年くらいは延命できるという回答を頂きました、そのときにちょっと確認を忘れたので1点だけ改めてお伺います。（1）として 長寿命化の検討着手はいつからで、工事の実施目標年度はいつと考えているのか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。文部科学省では、財政負担の縮減と平準化を図りつつ、学校施設を長期にわたり有効に利用するため、各自治体に「学校施設の長寿命化計画」を策定することを求めています。

こうしたことから、町では、今年度中に「学校施設の長寿命化計画」を策定することとしており、今月中に策定業務委託を発注することとしております。この長寿命化計画では、各学校の長寿命化に必要な整備内容や時期、費用等が示されることとなりますので、今後、この計画に基づき、長寿命化改修等の時期を検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今年度中に検討してまとめるというお答えだったので、ぜひよろしく願いします。それでは大きい2番目の質問に移ります。

2、小学校の英語教育についてでありますけれども、令和2年度から、来年度から小学校の英語教育が本格実施されます。小学校の英語教育について、2018年からは5、6年生に導入された、年間15コマ約15時間の外国語活動ですが、これは体験学習で成績評価はないものでした。本年度からは、本年度っていいですか来年の4月からは、この部分が3、4年生に英語活動年間35コマということで義務化されました。また5、6年生には国語や算数と同じように教科として実施されまして、成績も評価されます。そこでの1番目の質問です。（1）小学校の英語教育実施に対応する教師の確保計画を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えさせていただきます。明年度から全面実施となる小学校の新学習指導要領では、外国語が５、６年生に教科として導入され、また、３、４年生には外国語活動が導入されることとなります。

現在、増穂小学校に英語専門の教諭として１名が配置され、町内３校の小学校の授業をALT講師とともに受け持っております。明年度以降の教諭の配置については、これまで以上の教諭の配置について、県へ要望しているところであります。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

再質問ですけれども、県に要望している最中で、今現在は、来年度の新しい教員といえますか、教員の増加というのは見えていないということでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。今年度、今の段階ではございませんが、来年度に向けて現在１名配置されている講師より、またこれ以上の講師が富士川町内に来るような形で要望しているところであります。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

再度質問しますが、要望しているのはいわゆる世間ではネイティブの英語、特に会話について慣れ親しむようにとのことで言われておりますけれども、要望のほうは外国人教師を予定しているのか、日本人教師を予定しているのかお答えいただければと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。現に要望いたします教師は英語の専門的な教師、いわゆる日本人の教師になると考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

あの町内には従来から早く来た先生を採用していただいて補助をしていただいていますので、子どもたちも外国人に接するという中では、他に比べても進んでいるんじゃないかと感じております。ぜひ、よい先生を配置して、子どもたちが外国語になれるようにご配慮をお願いしたいと思います。

次に通告２番目の質問（２）に移ります。英語の教師は小学校ごとに配置されるのか。今現在のように、追加されるかもしれないその英語教師を巡回するのかその辺を伺っていただければと思います。

○議長（井上光三君）

青柳議員（２）の質問もう一度質問をお願いします。ちょっとそれているような。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

先ほど、今現状では英語教師と外国人のＡＬＴが各学校を回っているというふうに伺いました。ところが最初に述べましたように、小学校１５コマから３５コマの体験、それから今度は５、６年生は必須科目になるわけですから、県への要望は何名というお答えはありません。何名要望しているのかお答えいただけませんので各学校へ配属されるのか、現状のように各学校をたとえば２人の先生が回って基準を満たしていくのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育長 野中正人君。

○教育長（野中正人君）

青柳議員の英語教育の教師の件につきまして、お答えをしたいと思います。まあ先ほど課長が述べた通りでございますけれども、現状では小学校の５、６年生用ということで英語専門の専科教員を１名県が配置している。その１名で３校の英語をすべて受け持っている。３、４年につきましては外国語活動ということで担任の教師がやっているわけですが、先ほど言ったネイティブな授業ということでＡＬＴも一緒になって、３、４年５、６年ともに実施をしているというような状況であります。英語の教師につきましては専科教員で配置をするのか担任が受け持つのかということでの議論がございますけれども、最終的に現在では専科の教員がやっているというようなところであります。県への要望も県が国への要望も来年も専科教員で行くんだらうというような見込みがたっているわけでございますけれども、専科教員がさらに配置ができるようであれば３年生４年生も専科教員での活動をお願いできるかなというふうにも思っているところでございます。現在の１名をさらに１名余計に出来ればと思っているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

では通告の（３）番に移ります。小学生３、４年生の。

○議長（井上光三君）

青柳議員（２）の質問の内容がまだ答えていないんですよ。教育長、今、どちらかというと１の再質問の内容のような形で答えているので、質問の内容が通告した内容と少しずれていたんで教育長がそれに対して答弁したということですので、あらためて通告２番に通告した内容で質問していただければ、もう一度答弁し直すということになります。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

同じ答えになると思いますけど、通告２番目を再度、質問させていただきます。英語教師は小学校ごとに配置されるのか伺います。

○議長（井上光三君）

そこが通告内容が違ってらるんですね。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

すいません、再質問のつもりでございましたので、お答えいただいたんで。

○議長（井上光三君）

いや、通告内容は別の。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

私の原稿が間違っておりました。通告の2番目として、違う質問になりますが、通告してある質問に移ります。（2）小学校3、4年生の年間35コマの外国語活動とは、週に何時間位で、町ではどのような活動を計画しているのか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育長（野中正人君）

ただ今の質問にお答えさせていただきます。新学習指導要領における3、4年生の外国語活動の授業時数は、年間35時数とされており、これは週に1単位授業で、45分間の授業時間となります。また、外国語活動の内容については、学級担任とALT講師により、英語に親しむ気持ちが持てるよう、絵や色を使つての簡単な英会話が中心となります。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

質問を間違えて失礼いたしました。それでは、今のことに對して再質問です。5、6年生は今後教科となると週何時間ぐらいになるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただ今の質問につきましてお答えさせていただきます。5、6年生の外国語につきましては週2単位授業となり、1単位1時間30分の授業で学級担任を持たない英語専門の教師とALT教師で指導することとなります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

それでは次にですね、再質問ですけれども、現在通常の教科書は広域で統一の教科書が採用されていると思いますが、算数、国語ですね、そういったものは峽南で統一された教科書が採用というかたちになっていると思いますが、英語教育の教材や教科書も広域で統一される予定なのではないかと伺います。

○議長（井上光三君）

青柳議員これは（3）に移つてよろしいわけですね。

○議長（井上光三君）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

さっき（2）と（3）が入れ替わったもので、（3）として伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。小中学校で使用される教科書は、4年ごとに各市町村教育委員会で決定することとされております。明年度、小学校で使用する教科書については、今年度決定することとなっており、峡南地区の5町においては、峡南教科用図書採択地区協議会で各教科の教科書を選定し、各町の教育委員会で決定することとなります。

明年度から使用する英語の教科書についても他の教科と同様に今年度決定することとなります。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

文科省のほうからの指導で、広域で広域連携でやりなさいということになっておるようですが、ぜひ富士川町らしい英語教育の推進を期待して次の大きい3番の質問に移りたいと思います。

義務教育の無償化についてです。通告の大きな3番は憲法26条で、「すべての国民は保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」と同時に「義務教育は無償とする」と規定されています。教育基本法でも無償とは授業料のこととしておりましたが、その後教科書の無償化が実施されました。ところが近年は制服代、給食費、副教材費、修学旅行積立金、その他教材費ということで保護者負担がだいぶ大きくなってきています。富士川町でも保護者負担は、小学校で給食費が約5万4千円、修学旅行積立金4万円を含めて、これはある意味個人的なものかもしれませんが、年額小学校で11万7千円ぐらい、中学校で年額14万ぐらい保護者負担が無償化以外にかかっております。そこであの憲法を持ち出したので大げさに聞こえますが、義務教育の無償化について町ではどんな考えを持っているのか伺いたくて（1）番の通告をいたしました。3. 義務教育の無償について、（1）憲法に規定する「義務教育は無償」の範囲について町の考えを伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。憲法第26条第2項の中で「義務教育は、これを無償とする。」と規定されております。

この「無償」とは、昭和39年最高裁判所判例において、「授業料不徴収の意味である。」とされており、また「教育に必要な一切の費用まで無償とすることを定めたものではない。」と示されております。

したがって、憲法上、義務教育の無償の範囲とは授業料であると考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

教育基本法ほか法律に基づいてということで、それもやむ負えないかと思います。そこで次に以前の議会で望月議員も質問しましたが、保護者負担の軽減の観点から（2）番目の質問に移ります。給食センターの設置によって、いわゆる人件費とかですね食材の一括購入など経費削減によって、給食費そのものの軽減はできないか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。給食費につきましては、児童・生徒が食べる食材購入に係る費用として、1食あたりの単価や年間食数などから、ひと月あたりの給食費を割出し、長期休暇を除く11カ月分を毎月保護者から徴収しております。

給食センターが完成した際には、乾物や調味料など、長持ちする食材などを一括購入することにより、1円でも安くなるよう努めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

再質問ですけど、一括購入とか各調理職員、栄養士とかがまとまることによって経費削減は考えられるんでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。センター方式で一括ということになりますので、維持管理費用として経費削減は考えられますが、あくまでも給食費の材料として、保護者の方から負担していただいておりますので、先ほど述べたとおり調味料等の加工品等で1円でも安くするという事は考えられますが、その他のことについては、実際運営しながら考えていきたいと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

どうも給食費を軽減するところまではいかないようなお答えでしたので次の（3）の質問に移ります。町の小中学校で副教材費としてどんなものが必要と考えているのか伺います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。副教材として使用される主な教材は、小学校では学習用ノート、図工の材料、理科の実験セットなどがあり、中学校では教科用参考書や学力テスト検査料、技術教科用材料などがあります。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

再質問ですけど、小学校の学習ノートとかですね、理科の実験用品とか図工の關係の個々に手元に行くものはやむえませんが、特に中学校なんかですね、小学校にも対応できるものがあるかもしれませんが、せっかくパソコンや電子黒板による授業もあるので、もともになるものを学校のパソコンとか機器に副教材を入れて、生徒が参考書とか副教材を購入しなくてもいいように、そういうふうにITを活用することができないでしょうか伺いたいと思います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。副教材の内容につきましては、先ほど答弁したとおり、いわゆる理科セットなど、学校のICT機器の中に入れ込める教材等でございますので、今回のように教材として電子黒板等のように使うということは、副教材は入らないという考えであります。以上です。

○10番議員（青柳光仁君）

それでは次の（４）ですね。今後、制服などの補助や給食費など保護者負担の軽減について町の考えを伺うということですが、今まで述べてきたことがここにつながるんです。特に制服についてはですね、学校が指定して保護者が準備をしています。ジャージや制服は保護者にとっても、子どもにとっても平等でよいものとは思っておりますけれども、町が指定するものなので教科書と同じように、できれば無償が望ましいかと思っております。３．義務教育の無償について、（４）今後、制服などの補助や給食費など、保護者負担の軽減について、町の考えを伺う。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。本町では、児童生徒の保護者への給食費支援として、生活保護世帯及びそれに準ずる世帯に対しては、学校給食費の全額を給付しております。

さらに、平成27年度からは18歳以下の子どもがいる家庭においては、第2子の給食費を半額に、第3子以降の給食費を全額補助しているところであります。

また、18歳までの医療費の窓口無料化や保育料の軽減など、保護者の経済的な負担軽減に努め、子育て支援策を実施しているところから、現時点では、制服の補助や給食費の更なる補助については、考えておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今の答弁になるとは思っていましたけれども、再質問として、現在小学校3校で672名、中学校2校で365名が在籍して、合計で1,037名、制服補助として1人5,000円補助しても約520万円、こういったことを具体的に検討できないか再質問として伺いたいと思

います。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。町内の学校で指定した制服またはジャージ等につきましては、物もちのよい物を選定して、児童生徒が長く使えるような物を選んでいくというか指定していると考えております。これらの学校で指定した制服ジャージ等についても、現時点については助成等については考えておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

現在は考えていないというお答えですけれども、本日の私の質問は、町が教育に特色を出してですね、住みたい町、子どもを育てたい町として、もっといわゆる明日の富士川町を担うところに資本を投下してもらいたいということ思いからの質問でした。ぜひほかの町にない積極的な特色を期待して質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告9番 10番 青柳光仁君の一般質問を終わります。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時08分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。続いて、通告10番 11番堀内春美さんの一般質問を行います。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

11番堀内春美です。今回は大きく2点について質問をさせていただきます。

まず第1点目ですが、新庁舎建設についての質問を行います。町では、3月27日にプロポーザル方式で、設計者が山形一級建築士事務所に設計料2,160万円で決定しましたが、3月29に富士川町の未来を考える会より約30億円の新庁舎建設の見直しの要望書が、1、財政の健全化、町民負担の回避、他庁舎建設との比較など、さまざまな視点から、30億円の建設費を、人口減少が避けられない町の今後の財政に見合うように、見直しをすること。2、町民が納得するように丁寧な説明会を開催し、町民の意見を広く聞くこと。3、新庁舎建設のために、2軒の立ち退き要求と、町民の生活道路である。町道の一部を廃止をやめること。4、富士川町の未来を担う子どもたちが、過度の借金を背負うことがないよう安心して暮らせる町にすること。以上の4点の要望書が4,588名の署名と共に、回答を4月までにという要望書が提出されております。そこで（1）の質問です。富士川町の未来を考える会から、庁舎建設等の見直しについての要望書が提出されました。その要望書に対する回答は、いつできるのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

先ほどの質問にお答えいたします。「富士川町の未来を考える会」の要望書につきましては、本年3月29日に町へ提出されました。内容につきましては、先ほど議員がおしゃったとおり新庁舎の30億円の建設費の見直しに関する件、説明会を開催し町民の意見を聞く機会を設けることの件、民間の用地と町道の整備計画に関する件、子どもたちが借金を背負うことへの不安に関する件の4項目でありました。町といたしましては、要望書にある内容をしっかりと受け止めさせていただいており、要望に対する町の説明につきましては、多くの町民の皆さまにもお伝えしたいことから、広報誌や町のホームページを通して情報発信を行い、お答えしたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。ホームページとか広報紙で、お知らせするというんですが、私の質問はいつ頃それを回答するのかということですがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

回答につきましては、先ほど述べさせていただいたとおり、広報誌や町のホームページを通すという形で、お答えしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

役場庁舎の整備につきましては、金曜日に最初のあいさつの中で言わせていただきました。3月27日にプロポーザルの委託業者と本年12月末を履行期限とした契約を締結しておりますので、基本設計の段階でありますけれども、概ねの概要が出てくるのは12月末と考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。今議会の初日にですね町長の所信表明の中に、新庁舎建設について町内の有識者、公募町民との懇話会を設置すると発表しておりました。いつ頃この会を立ち上げを行い、何名ぐらい町民を公募するのか、その公募の方法を町民にはどう知らせるのかを伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

建設に関する懇話会でございますが、これにつきましては、7月号の広報でその募集を呼びかけまして、募集した結果、人員が集まりしだい、8月中旬、これについては、その懇話会にお示しできる資料が基本設計の中で整ったという段階を持って示させていただくことになっております。周知につきましてはすべて広報ホームページを通して行いたいと考えております。

以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。今、ホームページっておっしゃいましたけれども、ホームページを見られる人が少ないんです。大半の人たちはホームページは開けません。そういう人たちに周知徹底するのに、どんなふうなことを考えてるんでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

町が発信できますメディアの中には、ホームページ、そして広報誌がございますので、ホームページが開けない方につきましては、広報誌を見ていただくというふうなことでお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。そうすると7月の広報誌に募集要項が載っているということですね。そういうふうにとらえてよろしいんですか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。町民の代表を公募するということですが何名くらい募集するのか、また、その応募者に対しての決定基準はどのようなものであるか、それから誰がその公募の人選を決定するのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

懇話会につきましては、まず人数は22名を予定してございます。22名の内訳におきましては、町議会議員の方から2名、各種関係団体の代表者を11名、公募町民4名およびその他、必要としたと認めた者を5人ということで合計22人を予定してございます。公募町民につきましては、募集要綱に基づきまして、募集を行いまして、人選につきましては、募集の要領を定めておりますので、この中で、町が目指す実現可能な庁舎への思いを持つものを基準として、応募動機を募集いたしますので、これによりまして選考したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。この懇話会に決定権があるのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

懇話会につきましては、現在進めております建設基本設計費の中身につきまして、広くご意見をいただくということで、決定権ということではなくて庁舎の中身についてご意見を伺う、そういう機会として設けるものであります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。そうしますと、先ほど町長のほうの答弁にありました、12月の末に基本設計を確定するっていうことでしょうか。そしてその基本設計を議員に開示するのはいつになるのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

基本設計の履行期限につきましては、本年12月27日をもってでございます。その前に、基本設計の形がある程度お示しできる段階になりましたらば、議員の皆さま方にも、その旨説明する予定であります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

議員に見せていただくのは大体推定でどのくらいの時なんでしょうか。

○議長（井上光三君）

今の質問では答えられますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

お示しできる段階は町民懇話会の会がございます。このタイミングではある程度を懇話会の資料として、出さなければならないものがございますので、この時期と同じような時期になろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

それでは、次の質問に入ります。3月29日に先ほども述べましたが、富士川町の未来を考える会が要望書を提出した時、町長は身の丈に合った庁舎を造って行きたいと答えていたのが山日新聞に掲載されていました。そこで（2）の質問です。町の広報6月号に新庁舎建設費は、28年2月の庁舎建設検討委員会では、設計解体周辺書整備を含めると30億円とありましたが、その後、合計面積を5,900㎡として集約するとありました。町で考えている身の丈に合う、新庁舎建設費が30億円なのか、あるいは身の丈に合った額とはどのくらいなのか、

お伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町が行うさまざまな事業につきましては、その費用にかかる財源の確保を見込み、将来の財政を圧迫させることのないように、財政見通しを立てながら、実施しているところであります。

新庁舎建設におきましても、事業執行にあたっては合併推進債といった有利な起債を活用しながら財源の確保を図り、他の事業や住民サービスに影響が出ないように、将来に渡る財政見通しのもと実施するものであります。

建設費につきましては、平成28年11月の「新庁舎整備基本構想」で26億円程度と算定し、その後、設計費や現庁舎の解体費、周辺整備費などを含め、平成29年2月の広報誌において、概算事業費30億円という数字をお示したところであります。

現在は、建設基本設計を進める中、設計業者と打合せを重ね、建物の規模をコンパクトにすることや、設計の内容を工夫するなどして、可能な限り建設費用の縮減を図るよう精査しているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。コンパクトにするということは、非常に望ましいことですので創意工夫していただきたいと思いますが、5,900㎡という、約24億円の建物だけでなりますね。再質問なんですが、これからの富士川町は人口減少が著しいその中で、こんなに大きな庁舎は本当に必要なのか、何のためにそんな大きな箱ものが必要なのか、大きければよいというものではないと考えます。大きければ維持費がそれだけたくさんかかるということを考えなければいけません。それを誰が負担するのか、少子化の子どもや孫たちが負担していかなければならないということと。大事なことは、今まで働いて、税金を納めてくれていた人口が減少し、たとえば、今まで働いて税金を納めてくれていた人が10人いたとします。その10人がこの町を支えてくれている、ところがですね、毎年出生率は減少してます。そういうことになりますと、今後は6人で、この町を支えていかなければならないというそういう事態になっていくんです。その目に見えて人口が減少しているこの時代に住んで、本当に、5,900㎡という大きな建物が必要なのかどうか改めて伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

最初は、最大6,500㎡ということでした。この時にはですねいろんな方面から、町民会館が鯉沢地区の方へ移転して行く、旧増穂にあった町民会館と比べると研修室とかが減ってきましたんで、これから建てる庁舎はそういった会議室を増やしてほしいという要望があったものですから、基本構想の時には6,000から6,500という幅をもたらしただけの数字になったと思います。その後執務環境調査とか、いろいろしてきまして、先般、プロポーザル業者を決める時には、5,900じゃなくて、最大5,900の範囲でプレゼンをしてくださいという

ものですから、5,900㎡が1人歩きしているようですが、まだ規模は決まっておりません。これから造っていくもんですから、まだまだ小さくなると思います。今、現状、役場の執務室が6カ所に分かれておりますが、これが約6,200㎡でやっております。当然1カ所にまとめることによって廊下も少なくなります、トイレも少なくなります。そうすると、小さくはなっていくわけでありますけども、多分もっと5,900よりも小さな役場になって今の役場よりも1割は小さくなってくるんじゃないかと思います。

また、これから人口減少も歯止めがかかりませんので、あるかもしれませんが、今、いる皆さんにのことも考える。そういう中で、ばかでかいで物は入りませんが、適正な役場のこの富士川町にあった規模で当然設計はしていくようになりますけども、仮にもし人口が減った場合にですですね、執務室ももし減ってきた場合には、会議室に使ったりいろんな活用方法があります。それから、人口がここで1,000人減った2,000人に減ったからといって役場の職員そんなに減ることないんですね。これは、例えば、500人の自治体であっても、うちの町と同じような少ない規模でという、基本やってることは同じですから、ある程度の人数がかかってくる。これは住民サービスのためにということでもありますので、ぜひそのところは、ご理解をいただきたいと思います。職員の人数にしても、定数管理等を使いながら、着実に今減らしてもきてますから、それらも加味した調査を今後設計していただくことにしています。また、町の全体を担っているわけではなくて、当然皆さんも所得税で納めておりますので、飲食もしている中で、当然酒税も国へ行きます。それが地方交付税としてこちらに還ってついているので、500人しかいない町だから、その500人がすべてやってることありません。実在比率が高くなれば、当然交付税はなくなりますけども自主財源が少ないところには、地方交付税ということで、国全体で日本の組織を守っておりますんで、この前も言いましたけども、人口が減ったからって、これまでつぶれた市町村どこにもありませんし、うちのほうもですね。この町に人がいる限りは、町が中心となって、町民福祉を図っていかなければいけないので、ぜひそのへんは、町の人間だけでこの町の財政すべて賄っているとことはありませんのでご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。新庁舎を造っていけないと言っているのではないんです。この町の財源に見合う、人口減少に見合うものにしていくべきではないかということを訴えている訳なんですね。

再質問です。先日、中央市で新庁舎が完成しました。周辺整備まで、全部入れて18億円です。これは山日新聞に掲載されていました。人口3万855人、富士川町の倍ですね。その中央市で総額18億円です。また南アルプス市では人口7万1,062人で、増改築で10億円です。人口減少ではなくて、南アルプス市は人口が増えている市なんですね。そういうところでさえもこういう現実の建設をしているのです。人口が同じ市川三郷町では、新高校建設のために、今、体育館と町民会館と図書館を建設していますが3つの合計建設費は24億円です。3つですよ。富士川町ですねこの財政が裕福ではない富士川町が、なぜこんなに高額な庁舎建設が必要なのか。国からの有利な借入金を使うからよいということをではないと考えます。そのためにですね、その庁舎建設のために、立ち退きを要求されている家と、昔からの町民の必要な生活道路を廃止するというのは、余りにも町民を無視した進め方ではないでしょうか。町

民がこの町に生まれ育ち、暮らしてよかったと思っているような政治をするのが町と議会のやるべきことだと思います。他町と比較しても富士川町は、建設費が高すぎます。改めてそのへんのところを伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

建設費が高いというのはまだうちのほうでも、㎡も決まっていませんし、全体の事業として30億想定はしておりますけれども、建設費にいくらかはまだこれから、12月末ごろ、基本設計の段階ですから、実際は実施設計をやらなければ出てこないと思いますけれども、先ほど課長が言ってますように、建設と現庁舎の解体、もしかすると、仮設の調査も造らなければいから、そういうことを考えると30億ぐらいいかかるのかなということです。総事業費が30億となっております。今、例で中央市の市役所の話が出てきました。中央市は旧田富の庁舎プラス、豊富、玉穂を入れましたから、一括で執務をしていくというつもりでいましたから、増築をしました。3,800㎡だと思います。それで金額は、16億数千万ということでありまして、㎡単価でいきますと42万8,000円という㎡単価であります。うちのは、今40万を想定しておりますが、児童館も40万円超えておりますので、その辺もこれから精査をしなければなりません。市川三郷の話も出ましたが、市川三郷はまだ六郷の庁舎も、三珠の庁舎も持っています。向こうと合わせて、床面積であれば、人口規模も同じぐらいであるかと思っておりますけれども、市川三郷のほうが大きな庁舎だということになると思います。うちのほうは今度、新しい庁舎にすべて入れようとしてますから、今まで6,200が、たぶん、最大5,900ということであって、もっと小さくなってくるんじゃないかなと思ってます。㎡単価も、使う部材によってまた変わっていきます。これはまた、先ほども、県産材できれば町有林からともありましたが、そういうのも含めて、どの程度の金額になるのか。これから精査をして参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。最初出た30億、29年の2月にでた約30億という金額の中には、2軒の、買収費も入っているのでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

最初に言いましたように調査の費用もまだ分かりません。当初の基本構想の中では最大6,500というのがありました。国の単価で40万円かけますと約26億、後の残りの部分は、庁舎の解体、周辺整備、当然整地もしなければなりません。後の植栽もしなければなりませんので、何を具体的にということは、これからということでありまして、つかみの予算として、概ね30億ぐらいい想定した事業で、とりかかっているわけではないという意味で35億を出した訳です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。2軒の買収費なんですけれども、1軒は、危険物の撤去も行わなきゃならない。そういうことをしますと、通常の民間の買収とは違って、2軒で2億5,000万から3億円くらいかかるのではないかなと思うんですが、この辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（井上光三君）

堀内議員、通告とだいぶずれていますが、町長大丈夫でしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

先ほど言ってますようにばプロポーザル業者を入れながら一番安い方法で、効率的なことを検討していただいています。その中で、今、周辺をどういうふうに使っていくかということもこれから具体的になってくると思います。3億円の補償というものがどうも1人歩きしているようですが、役場からはそういうことを一回も出したことはありません。これをまだ、いろいろやってるとまだ対象者は補償金を積み上げているのかいうふうな意見も聞きますけれども2軒入れてもですね3億はとてもいかないと思います。この金額についても、業者にちゃんと調査をしていただいて、役場がすることですので、安くもなく高くもなく適正な価格を提示しながら交渉に入っていきたいと思ってます。3億円というのは1人歩きして、ご本人たちもそうとうご迷惑かけているじゃないかと、まだまだ積み上げているように、第三者からみれますので、多分にそんなに大きなお金じゃないかなと思ってます。金額はまだ出ていけませんので、これからの話しだと思しますので、そう言ったおかしな要望が1人でどんどん飛び上がってしまって、今の役場も迷惑をしておりますけれども、その対象である家の方も非常に迷惑してるんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長（井上光三君）

堀内議員、通告に沿った発言でお願いいたします。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。ぜひですね、民間の2軒の買収と、それから町民の生活道路である、道路の一部廃止というのは、これは町民が賛成しているということではありません。町民の生活の便利さを私たちは、考えていかなければならない。そういう事からその辺2点目はしっかりと協議していただきたいと思います。それでは、(3)の質問に移ります。庁舎、新庁舎建設についての、住民説明会を行うとしていますが、いつどんな形で行うのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。新庁舎建設 基本設計を進めていくにあたり、町では、新庁舎に取り入れるべき機能など、幅広い分野のご意見を伺うため、各種団体の代表の方や、公募する住民の皆様を構成員とする、「新庁舎建設 町民懇話会」を設置したいと考えております。

こうしたことを踏まえ、町民の皆さまへの事業説明会につきましては、懇話会のご意見を取

り入れた基本設計を行い、新庁舎の規模や構造、建設位置などが、より具体的になった時点で開催したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうするといつ頃を目途に考えているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

いつというご質問ですけれども、段階をふみまして、まず、町民懇話会、これが終わりその意見を集約したのち基本設計の業者と、お示しできる資料が整い次第、開催したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうしますと、その時期になりましたら、再質問です。説明会の開催を、住民にはどのように知らせていくのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

説明会の開催の形につきましては、具体的な形が現在、お示しできる状況ではございませんが、1カ所で開催してくるといような形になりましたならば、これはやはり広報、そしてホームページ等を通じ、また区長会等を通じ周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。今課長が1カ所と答弁されましたけれども、全町で1カ所、1回ですか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

1カ所というのは、現段階で担当の中では、1回の説明会をさせていただきたいというふうを考えてるところでありまして、確定したお話ではございませんが、担当ではそういうふうになに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。各区ごと、そのくらいの範囲で開設すべきではないでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

各区ごとということも検討いたしました。建物の本体が現在の本庁舎の周辺ということでございますので、この本庁舎周辺の皆さまの関心度と、または、遠いところの区の関心度とございますので、1度の開催というようなことに担当の方では結論を今出しているところで、そのような準備をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。全町で1回というのは、あまりにも、少な過ぎると思います。いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいま検討をしている段階ですので、議員さんのおっしゃった意見も、検討の中で、考えて参りたいと思います。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

ぜひ、広範囲でやっていただきたいと思います。

それでは、次に大きな質問の2点目に入らせていただきます。私たち議員は、町民の代表者です。町議会の意見、要望等を心身に受けとめて、行政に反映させていくというのが議員の役目でもあります。次の質問はまさに町民からの声を代弁しています。ですので町も真摯に受けとめていただきたいと思います。昨年の6月議会で、笹本議員が、公共事業の入札結果をもっと詳細に、広報へ掲載するべきだと質問しました。そのときの当局の答弁は、紙面の関係でできないということでしたが、それを読んだ町民から何件も苦情が寄せられました。ですので再度質問をさせていただきます。（1）広報への入札結果を、工事名、工事場所、落札業者名、落札率、落札価格工事と、詳細に掲載にできないか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町が行う入札及び契約に関しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」により、公表が義務付けられている項目が10項目あります。

こうしたことから本町では、広報ふじかわと町のホームページを通して公表しているところではありますが、広報では、紙面に制限があること、また、項目を増やすには文字を小さくするなどしなければならぬことから、公表項目の中で特に重要と考える、件名、場所、落札金額、落札者のみを掲載しております。

一方、ホームページでは、紙面のような制限がありませんので、入札結果一覧表として、公表が義務付けられている10項目全てを掲載しております。

こうしたことから、広報への掲載につきましては、これまでと同様にしたいと考えておりま

す。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

再質問です。この前の答弁の時にですね、紙面がないからだということですが、紙面を1ページに増やしてもたいした出費、印刷費にはならないと思います。それからホームページに詳しく書いてあると、載せてあるとおっしゃいましたが、先ほども申し上げましたけれども、町民の半分以上はホームページを覗くことができない年代の人が多いいんです。ですからですね、そういう町民が、詳細に、掲載すると困るのかという疑惑の目で見ているという意見が寄せられている。そういうことは非常に良くないことだと思います。そういうのを払拭する意味でも、広報に半ページか1ページにになっても、掲載するべきではないでしょうか、伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。広報につきましては、入札結果以外にさまざまな情報を掲載するものでございます。これまでも紙面について検討してきたところでありますが、やはり、広報の紙面の制約がございますので、先ほど申しましたとおり、公表項目の中で特に重要と考えるものについて掲載をしているということで、これまでも検討したところの結果、広報の掲載については、同様にしたいというふうに考えてるところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

そうするとあくまでも、今までどおりのこの工事名、場所、落札金額、落札者、これでいくということですね。再質問です。今議会の初日に、富士川町学校給食センターの、建設工事請負金額の締結についての説明がありました。その説明を聞いて驚きましたのが。1億6,170万円の工事の落札率が99.8%なんです。またですね。2億97万円の工事の落札率が99.75%。4億7,080万円の落札率が96.5%。あと1億8,117万円と、2,651万円の落札率は、説明がありませんでしたが、このようにですね、100%に近いような落札率、こんなことがあるのかって素人の私でも不思議に思いました。正しく公正に入札が行われているのかしらというような感じさえもいたしました。再度詳細に、これは町民が感じる事だと思います。再度、詳細に掲載するべきだと考えます。それから、落札率の説明がなかった1億8,117万円と、2,651万円の落札率が、どのくらいであったのか後で結構ですので教えてください。再度詳細に、掲載するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

広報の掲載につきましては先ほどお答えしたとおりでございますが、公表につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づいて義務づけられているということで、その義務を履行する意味で本庁でも対応してございます。そういったことから、

10項目すべてをホームページに載せているということでございます。広報につきましては、繰り返しになりますが紙面との制約とがございますので、今後もこの掲載の形につきましては同様にしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

最後になりますが、再質問です。時代も平成から新令和の時代に変わりました。管財課の課長も今年、新しい課長になりました。今までとは少し変える、ちょうどよい機会だと考えます。ここに昭和町の広報があります。これを後でご覧になってください。これを見ますと、入札日から契約番号、入札日、工事名、工事場所、落札業者、落札率。予定価格、落札額、工期、全部載っております。これが本来の姿ではないかと考えます。それを見ますとですね、ここに、16件の工事の内容が書いてありますが、16件中ですね98.17%の1件きり、あとは全部97%台です。それに比べてみますと、富士川町の落札率はかなり高い確率です。そう思います。町民の税金を使って物事を進めているのです。同じ仕事をするのなら、町民に疑惑を持たれないようにするべきでないでしょうか。いかかでしょうか。

○議長（井上光三君）

堀内議員、これも通告とは離れていますので、今は広報掲載についての質問ですので、それに沿った質問にしてください。

○議長（井上光三君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長（井上光三君）

再開しますが、通告にあった質問でお願いいたします。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

以上で私の質問は、終わらせていただきますが、ここに昭和町の広報がありますので、いつでもご参考にしてください。お貸しいたします。以上で私の質問は終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告10番 11番 堀内春美さんの一般質問を終わります。

○議長（井上光三君）

続いて、通告11番 3番 笹本壽彦君の一般質問を行います。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

3番笹本壽彦でございます。それでは、質問事項1として、新庁舎建設に関し、資金面での質問をいたします。先ほどの堀内議員の質問に対する答弁と重なる部分もあろうかと思います。

が、もやもやとした、まだまだ感じを受けるんですね。先ほど町長から、だいぶ以前よりは、もっと減るかもしれないというふうなお話も出ましたけれども、そういうことがようやく出てきたという状況なのです。それで、質問要旨1として通告いたしました。有利な借入金という文言が、今日、この議会だけでも3、4回も出てきてるんですね。非常にその行政としては使いやすい言葉かもしれませんが、一般町民からしてみれば非常に何だかもやもやとして何だかわからない実はですね、過日あの全議員の会の席でも、先輩議員から、新庁舎建設では合併推進債という有利な資金を使って造る、もっと勉強してくれって言われました。議員からです。先輩議員からです。どっちむいて話をしているんだと私は思いました。また、広報ふじかわの6月号の2ページにも有利な借入金の期限、令和6年度までとの記載があり返済の5割を国が負担してくれる合併推進債という補足説明が書いてあります。これが、あの有利な資金だということだと、これは当然、判断できますが、事業を行うにあたって、他の借入金とかと比べて、その有利な借入金というのが、どのように有利なのか、あの、新人議員にも一般町民にもわかりやすいように、さらっとでいいですから、どのように有利なのか、有利な資金というのは、何に比べてどのように有利なのか、逆に言えば不利な借入金もあるのですかということになります。ですから、有利な借入金というのならば、なにに比べてどれだけ有利な借入金なのかご説明をお願いします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、合併推進債の有利な借入金がどれだけ有利なのかについてご説明申し上げます。庁舎建設における地方債は、通常、一般単独事業債のみで充当率は75%、交付税措置がありません。本町のように合併した市町村が起債できる合併推進債は、事業の充当率90%、交付税措置は40%が基本ですが、庁舎建設のような既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって、合併による行政コストの合理化につながる事業については、元利償還金の50%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

このほか、地方債では、令和3年度までの事業を対象とする公共施設等適正化事業に対する地方債がありますが、充当率は90%と同率で、交付税措置が30%と低く、合併推進債とは比べものにならないものであります。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問ですが、確認事項ですが、そうすると、新庁舎建設に関しては合併推進債以上に有利な借入金はないと、このように理解してよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

笹本議員の言うとおりでございます。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

そうすると、新庁舎建設にかかわる費用の9割を合併推進債でまかなえると、そのうちの半分を返せばいいんだよ。こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

（2）と別の再質問ですか。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

すいません、質問要旨2に移ります。

○議長（井上光三君）

（2）の質問に移ったということによろしいですか。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい。新庁舎建設に関しては庁舎のみで、現状のところ26億円を予定していて、その他もろもろで、30億円の費用はかかるとそのうちの庁舎に関する26億円、庁舎に関する部分は借入金だけは5割の返済、他は6割の返済になるんですか。

○議長（井上光三君）

町長（志村学君）。

○町長（志村学君）

合併推進債の件についての質問にお答えします。先ほど最初の質問がしり切れとんぼみたいになりましたから、通常、庁舎を建てるような時には借金使えますけども冒頭言いましたように75パーセントが借金でいいと。そしてその返済のときには、1円も見ませんよというのが通常の庁舎建設うちは合併をしておりますから、もうちょっと早く合併して合併特例債が使えれば、7割を国が返済してくれますよというんですが、合併が遅れたもんですから、半分しかみてもらえない。2番目の質問に入りますけども、庁舎だけでなく事業でとらえますんで、この庁舎建設事業というのを30億と言ってるのは、庁舎建設も、もっと小さいですが、まわりのことも含めて30億といってますから。それにかかわるものは一連の事業として30億、仮に30億もしかかった場合には、その90%、27億円が合併推進債の対象となって、その半分以上を元利償還、国が交付税でみてもらえるという制度であります。以上です。

○議長（笹本壽彦君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。非常に、素人との質問になります。その、造るにあたって合併推進債というのは、必ず交付されるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

合併推進債についてですけども、普通交付税の基準財政需要額のほうに算入されるというようになります。以上です。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

この庁舎建設もですね、ふってわいたようにする事業ではありません。こういうことをしま
すってことはもう県のほうにも話をしながら、ちゃんと合併推進債の枠を確保していただける
ようにしておりますので、そういった財源の措置はできていると考えていただいて結構だと思
います。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

質問要旨 3 なのですが、質問要旨 2 のうちの新庁舎建設の合併推進債の割合を伺うという
のは、お答えをいただきましたので。

○議長（井上光三君）

2 番に入ったと理解していますけれども。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

はい、あの質問要旨 2 としてですね。30 億円の費用のうちの何割を合併推進債でまかなえ
るのかという質問だったのですが、課長と町長のほうから 9 割というお答えをいただきました
ので。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

9 割というのは充当できる借金のできる割合であって、国のほうから措置されるのは、元利
償還の半分、50%ですから、トータルすれば、9 割の 50%ですから、30 億のうちの 45%
は国がみてとくれるということで考えていただければありがたいと思います。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

質問要旨 3 に移ります。合併推進債を 9 割使えて、その約半分だけの返済になる。これは理
解しました。その合併推進債の有効期限は 5 年後の令和 6 年 2024 年ですが、それまでに新
庁舎の建設をしなければならないというふうに理解をしております。そして、それが終わると、
その返済が始まるわけでしょうが、年間に元利含めどのぐらい、向こう何年間にわたって支
払うというふうな、返済計画があれば伺います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

借入金の返済計画というご質問にお答えいたします。合併推進債の償還は 30 年償還であり
ますが、5 年間は据え置き期間がありますので、5 年間は利子のみを支払、5 年後からは元金
および利子の 25 年償還となります。以上です。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○3番議員（笹本壽彦君）

そうすると、今後永年、長年にわたり返済が続いていくわけですが、先ほど堀内議員の質問のときにもありましたが、富士川町も人口が減り続け、またどんどん高齢化していくのは明らかなわけですね。親としては子どもに借金をできるだけ残したくないと思うのが心情ですし、同様に町長も現幹部職員の皆さんも未来へやたらな借金を残したいとは思っていないと思います。以前、負担の公平性という言葉頂きました。とても、ある意味行政としては都合のよい言葉だと私は思います。例えば、新庁舎を建設しても、必ず、何年間後には、メンテナンス費用をもたなければならないがかかってくるのはこれ現実です。人口が減って、高齢化していく、町民がいく中で、現庁舎の割合を返済する中で、そこにメンテナンス費用がのっかってくるはずなんです。そうすると、負担の公平性ではなくて、未来の町民の方が、現在の町民よりも、そのメンテナンス費用をもたなければならないから、負担の不公平になりませんか伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

当然、建築物ですからいずれ老朽化はしていきます、そのときに、また50年60年、建替えという話が出てくるのではないかなと思っております。私どもも、ちょっと早くに庁舎造っていただければ、今こういう議論がなくて、新しい庁舎の中で、耐震化されてる中で、処分ができるわけでありまして、合併もいたしましたし、先ほどから言ってますように、今6つの庁舎に分かれてやってますから非常に不合理であります。またましてやこの中、本庁舎で使っている庁舎も、老朽化もしてきてますし、そして耐震もしていないということから今そういった庁舎建設が出てくるわけでありまして、先ほどから言ってるように、合併をしていなければやはり建てるのはえらかったですね。有利な、全額身銭を切っていかなきゃなりませんから、今、こうして、合併をして、数年たちましたけども、子どもたちが使う施設をまず耐震化をしたりいろんなことをしたりしながら、やっと庁舎の番に回ってきたかなとこんなふうな思います。負担の公平性というのは、庁舎ばかりでなく道路なんかも、長い借金を入れながらやります。当然河川改修も同じことであります。今いる人たちも利用いたしますけども、これから生まれてくる子どもも、そこで安心な町の中で過ごしていく。そういう中で負担の公平性でありますから、当然、修理費がかさばらないように、丁寧に使ってるわけでありまして、老朽化とともににはなってくると思います。その時はその時に直していかなきゃならん。投資費用とやはり維持費用というのは分けて考えていかなきゃいけないかなと思ってます。こういった制度はですね。国、県は地方自治体すべて同じ制度でやっておりますから、うちだけが特別なことをやってることじゃなくてですね。日本全国同じような考えのもとに、住民の負担が公平性が保てるように、そしてまた財政の平準化ということも考えながら、むりと長い期間の工事期間を取ったり、しながらやっていっておりますので、ぜひその点をご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

あの、私の知り合いで、おじいさんの代で、でっかいりんご小屋の80坪ぐらいの立派な家

を残してもらって今、非常に困っている友人がおりますが ぜひ、華美な庁舎と後々の今の子どもたちが、この町を背負う世代になった時に、こんぐれのもの造ってくれてと、いうようなことがないようにぜひお願いをいたします。

○議長（井上光三君）

笹本議員、質問の途中ですがここで暫時休憩に入ります。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時16分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて質問を再開します。3番 笹本壽彦君。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問事項2に移りますが、先ほどのお答えとだぶってしまいますが、質問させていただきます。質問事項2の有利な借入金についてですが、1現状では至るところで有利な合併推進債という文言が出て参りますが、先ほどお聞きした限りでは、現状では、これ以上有利な資金はないというお答えでございましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

庁舎建設等に限ってですね。合併をしたことによって、今、機能集約をするための今回は借り入れですから、合併推進債以外に有利な起債はありません。

○議長（井上光三君）

笹本議員 （1）の今の質問と（1）の質問は多少違ってしますので、（1）の質問に戻ってください。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい、有利な借入金とは、たとえば、他にどのような借入金があるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それではお答えいたします。有利な地方債とは、充当率が高く、交付税等による措置率が高いことが有利な地方債と言えます。このことから、地方債の借入においては、借入対象事業に合致した地方債の中で、最も高い充当率や交付税措置率等を勘案して借り入れているものであります。

交付税措置率の高い主な地方債は、普通交付税縮減相当額が起債できる臨時財政対策債が100%充当で、全額交付税措置されます。

公共土木施設等の災害復旧事業債は、100%充当、95%が交付税措置されます。

また、過疎債は、鰯沢地区のみが該当となり、100%充当、70%が交付税措置される起

債などがあります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

よくわかりました。それでは質問事項の2に移ります。他の事業も合併推進債になるのでしょうか、例えば、先ほどこちと、私の勘違いかも知れませんが、旧町民会館の解体費用は今回の新庁舎に関するなかの周辺整備には含まれていないのでしょうか。いなしとすると、その旧町民会館の解体にも億円という単位で費用がかかると思いますが、それらは、それらでも有利な借入金があるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

あのまた、少し通告とそれてますけれども2番でよろしいのでしょうか。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

合併推進債はですね。先ほどもいいましたように両町が一緒になって、よりコンパクトなものを造っていくというところには該当してきますが、旧町民会館は今度の庁舎建設業とは関係ありません。そういう中で、起債が今はありますが、先ほど言った交付税措置がゼロの起債があります。借りると、利息をつけてその町がすべて返していかなきゃならないという解体借金だけですから、それはまた町につぶす余裕が出たときに、利息がつかないような形で町民会館は解体していかなきゃならんじゃないかなとこんなふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

通告とは違いますが今の町長のお答えのことで、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが。

○議長（井上光三君）

さきに通告2番のですね、もう質問してますので。

○議長（井上光三君）

当局で答弁いただきますので、先に2番のところ、町長のところ、町長のところは町民会館のところですよ。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

他の事業で合併推進債を使える事業、また使った事業というのはあるのでしょうか。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

お答えします。合併推進債は、新町まちづくり計画に基づき実施する事業が対象となります。対象事業としては、市町村相互間の道路、橋りょう、トンネルの整備や本庁舎等及び消防防災施設の整備のほか、保育所、子育て支援施設等の整備及び既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備事業などが対象となるということになります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

質問要旨3に移ります。既に完成した児童センターは、1いきいきスポーツ公園では、どのような有利な借入金をいくらぐらい借りたのか。給食センターでは、どのような有利な借入金を活用するのかお伺いします。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

どのような有利な借入金を活用したのかについてお答えいたします。児童センターは、用地購入及び実施設計を合併推進債、建物建築は、山梨県市町村振興資金のリニア沿線地域活性化資金を活用しております。

いきいきスポーツ公園は、合併推進債とリニア沿線地域活性化資金を活用しております。

給食センターは、合併推進債を活用する予定のものであります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

ここで先ほどの町長のいきいきスポーツ公園の、町長は、国交省まで行って、交渉して、管理棟やらトイレとか造れる。それらは、先ほどの話からいくと、合併推進債よりも、さらにと有利な資金ととらえてよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

事業をやっていくときには、まず国庫補助金等を充当をいたします。その残ったところに、借金を充当します。借金が90%とか75%とかあります。その足りないところに自己財源を出していかなきゃなりません、リニアにからむものにつきましても、その自己財源分を県の振興資金、これも半分を県が見てくれます元利償還の半分みてくれますから、それも入れて、当面、将来市町村はお金を用意しなくても移設ができるような、今財政措置になってます。このいきいきスポーツ公園もですね。リニアの軌道上にでます利根川スポーツ公園の代替として造ってますから。県の振興資金はうちの事業実施に間に合わなかったところもありますけども、そういうものを活用しながら、町の金を当面用意しなくてもできるような措置をしております。冒頭言いました国交省の方にリニアの移設をということでしてきたのは、あそこの約半分は社会資本等整備交付金という国の補助金を入れてます。その残りに合併推進債を入れて、そのさらに残ったところに、県のリニア振興資金を入れるということになっております。まず国の補助金がつかなければ、それ以外のも入れるわけにいきませんから、そこの部分を、町が予定している額だけ、国交省から山梨県に内示が来てなかったというところで、これはリニアに関

わるものですから、いただかなければリニアを予定どおり造ることはうちも移設ができませんから、できないですね。そしたらリニアから補償金だから、もらえばいいんじゃないかちゅうからリニアは線の部分しかいただけません。けれども、当然、児童館も同じことがいえませんが、全体がくるわけじゃありませんから。そういったところの一番根幹の部分をもとに頂かなければ、事業が進みませんよって話に行きましたら、今年度の4月に、うちが要望しているほぼ同額を付けていただいたということで、管理棟が手がつく、管理棟が手をつくということはトイレも整備ができていく。それ以外にもうちもいっぺんにするわけがいきませんので、令和四年までかけながら、いきいきスポーツ公園は整備していく。その交付金の部分を、冒頭言わせていただいたということです。よろしくお願いします。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

職員の皆さんや役場の関係者の皆さんはどうかわかりませんが、私が聞き及んでいる限りでは、いきいきスポーツ公園を使った方々の評判は著しく悪いです。やっぱりトイレの問題ですね。ですから一刻も早く、その辺のことを解決していただけたならば、まず、せつかくあれだけの施設ですから生きると思います。

それでは、質問事項3として通告をいたしました富士川町地球温暖化対策実行計画について、質問いたします。平成24年、7年前の2012年に、町は約200万以上、費やして富士川町地球温暖化対策実行計画というものの作成し、冊子を作りました。その後、せつかく200万円からの投資をして冊子を作りましたが、それに基づいて、その後どのような施策を行なったのか。進ちょく状況をお知らせください。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただ今の笹本議員のご質問にお答えします。富士川町地球温暖化対策実行計画区域施策編は上位計画である山梨県環境基本計画や山梨県地球温暖化対策実行計画及び第一次富士川町総合計画や関連計画である旧増穂町地球新エネルギービジョンとの整合を図り、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを行い、町民事業者町が一体となっている酸素社会を実現するための指針として策定しました。

本計画では、国が指名する中長期的な温室効果ガス削減目標を念頭に、町においても、短期中期目標を定め四つの基本施策と、主要対策をまとめ。町民事業者町の各主体が連携及び協力する中で、リユース食器復旧促進事業や太陽光発電設置費、補助事業及び子どもを対象とした環境教育などに取り組んでおります。

また、これらの取り組みについては富士川町地球温暖化対策推進会議にて主要対策の重点プロジェクトなどの実施状況を報告し、協議進行管理を行なっております。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

これは、京都議定書から始まった壮大で困難な問題ですから、富士川町単独で何をしたら、温暖化を防げるかとかそのようなことを思っていないし、そのようなお答えを望んでいるわ

けでもありません。ただ7年前に、くどいようですが、200万円というお金をかけて計画を作ったのは事実なんですよね。200万円というのは、ここに100万円の束の2つあったら大金ですよ。ただ今回のように何億円何千万円という数字が、どこを見たり飛んでいくと思う。200万円をおろそかに思っているわけではないと思いますが、世間ではいやし言葉というか、行政を揶揄した表現として、役所は人の金を使って、仕事をしたふりと、そのようなことを言われるんですね。今回の場合はその200万円使って作った冊子があって、一般企業であれば、個人事業主でも、200万円かけて何か事業を行なったとすれば、それに見合う利益を出すべく必死に働きますよね。役場ですから、利益を求めないのは当然ですが、200万円というお金を使った方にはどのような成果があったのか。どのような改善が見られたのか、その辺を少しでいいですので具体的にお知らせください。

○議長（井上光三君）

再質問ですね。再質問ということでもいいですね。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

はい

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただいまの笹本議員のご質問にお答えいたします。本計画の重点プロジェクトなどの実施状況及び効果について現時点で把握している数字で考えますと。理由書食器を活用することで、削減できた二酸化炭素については平成25年度の。1,800kgから平成30年度には5,200kgが削減され、年々増加傾向にあります。

また、平成29年度から実施している学校、保育所などから発生する食品残渣の堆肥化については、毎年約13トン进行肥料化いたしており、その二酸化炭素削減量は年間約8,500キログラムの効果があります。さらに、環境省が直近で発表している富士川町の二酸化炭素排出量については、本計画の基準、平成21年から、平成27年度の排出量を比較しますと、7,448トン、約7%の縮減となっております。

こうしたことから、本計画策定後から、年々着実に二酸化炭素などの削減を実行しておりますが、計画当初の理念は令和2年の目標数値である30%削減については、今のところ厳しい状況であると思います。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

この先の答も一緒にいただいたというようなことになりますが、重なるかもしれませんが質問要旨2として、第2次富士川町総合計画の中に富士川町地球温暖化対策実行計画という文句がどこにも出てまいりません。現在は、どのように位置づけているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ご質問にお答えします。富士川町地球温暖化対策実行計画につきましては、第2次富士川町総合計画の基本目標である安全安心で生活の質が高いまちづくりの中の自然環境の保全と環境美化の推進に関する主な施策である、地域温暖化対策の推進として位置づけております。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

非常に困難な事業だということは理解しております。

質問用紙3に移りますが、2012年にくだいようですが200万円を費やしていくコンサルタント会社に依頼をして冊子をつくった。この年が基準になるのか、これがあいまいですが、短期目標年が、平成25年は2013年であり、中期目標が、平成32年、2020年、これ来年ですよね。中期目標になっていって、基準年よりCO2を30%削減となっております。これを来年度なんですよ。来年ということは、その前に、どういう検証があって、どのような数字になって、来年は、その、中期目標として、どういう様子になっているのか伺います。

○議長（井上光三君）

（3）でよろしいですね。多少ニュアンスが違いますけど、（3）の質問ということ
でよろしいですか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん。）

質問にお答えいたします。本計画の中期目標年度である令和2年度までは、現在の計画の主要宿泊施策に基づいた環境教育の推進、太陽光エネルギーの利用促進、リユース食器の積極的活用などを推進する中で、温室効果ガス。排出削減に向けた事業も実施して参りたいと考えております。 以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

審議会等で、どのような議論や審議がされ、その内容とかの情報とかをね。どのようにして
知らせているのでしょうか。再質問ですが。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

推進会議での状況については、直接的には公表ということになっておりませんので、その内容自体を公表されていませんが、活動自体に、それぞれの事業で実施した活動自体については、広報等で実績をお知らせをしている部分がありました。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

先ほども申し上げましたが、この問題を富士川町単独で何をやったからどういうふうな世界的なことに、どんなことがいいことがということになると非常に難しいことではありますが、やはり、7年前に、これだけの200万円というお金をかけて始めたことですので、できるな

らば、率先して他の町の見本になるようなことを推進していただけたらと思います。私が、中学生のころはですね7月に平均気温は約25.3度だった。30度を超えると、これ大変だったという。それが、昨年の山梨県内の平均気温が34.5度。ざっと10度も上がっているんですね。それと他の資料なんです、峡南地区の熱中症による救急搬送者数、2003年は5人だったんですね。しばらく一桁が続いていて、2017年は26人に、2018年の数字は出ていませんが30人を超えているらしいと。峡南地区でですね。今後富士川町地球温暖化対策計画をしていけばこれが減るとかっていう問題ではないのですが、町長に何かですね、これに、富士川町地球温暖化対策実行計画として、どのような施策を実施していくお心があるのか伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

京都議定書を皮切りに始まってきた温暖化防止対策でありますけれども、世界的に見ますと、アメリカがどうも同調してくれない。そしてまた、開発途上国に同じルールを課せていくと、先進国だけがいい思いをして開発途上国が発展できないというふうな、地球規模で考えればそのようなゴタゴタがまだしているのではないかなと思いますが、日本は、京都でそういった会議にいたしまして議定書の発効いたしましたから、今、すぐよくなるということは考えられないわけでありまして、いつか誰かやはりみんなにまとまってやっていかなければこの地球のもとはないんじゃないかという危惧はされております。

そうしたことから、富士川町でも200万が高いか安いかは別問題としまして、国の計画、県の計画に沿いながら富士川町の地球温暖化対策実行計画を作って、少しずつではありますけれどもやってきている。その中で一番大切なことは、環境教育ではないかなと思っております。これは、今、すべてが教育から始まるということでもありますけれども、そういったすべての世代に対する環境教育、そしてまたこの町でも、特に、転入しやすいような形もとりながら転入者に対する太陽光エネルギーの利用促進の部分では、太陽光パネル設置町民の人とは若干変えながらも、人も定住促進を増やしながらかやってきておりますし、そして何よりも、企業の皆さん住民の皆さんにもご協力をいただく中で、リユース食器がうんと普及をしてきております。町もこれまで年間5万円程度しか利用がなかった補助金制度は、今は相当の額で利用されております。その効果もあって、償却ゴミ、先ほどもどなたか質問があったようですが、この中巨摩広域の中でも、うちの町は1人平均年間188キロというところです。中巨摩広域の全世帯で割ると245キロになってるんですが、それと比べると、ぐっと減ってきている。200万が高いか安いというのが別にあってもですね1のうちの環境教育はそれなりにできていて、子どもたちもしっかりと分別をしていただいたりそして、今、温暖化防止に向けての活動をしていただいている、息の長い事業になると思います。

また、第2次、実行計画というのはですね。うちの今の基本、また中間目標が、明年度、令和2年までであります。令和2年になったところでまた、するかどうかは検討しながらですね。作っていかなくやならんと思います。そして、やはりこう目標数値とは下回っては今おりますけれども、ある程度の目標数値を立てながら、みんなで努力をしていく。この努力がなければ、地球が本当に悲鳴をあげてしまうんじゃないかな、こんなことも考えておりますので、環境施策はほんと、これといった特効薬はないとは思いますが。1人1人が環境に目を向け

た行動を活動をしていただいて初めて、そういった効果が出てくるんじゃないかなと思ってます。プラスチックごみの話も今日は出ました。これも富士川の河原が汚れている、うちからではなくてもっと上流から来てるもんだと思います。そして、うちの人たちも気をつけなければ、それが海へ行って海洋汚染につながっていく。富士川ファンクラブの皆さんも宣言をしていただきましたん、まちの方でもですね企業がどこまでできるなんか見きわめながら、ほんとに、まず、プラスチックを減らしていくという努力もこれからしていかなきゃならんと思います。いずれにいたしましても環境というのは、息の長い、事業なるとは思いますが、1人1人が環境に目を向けた行動活動をしていただけるよう、町としても取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

こういう計画に関しては、私もまだまだ勉強不足ですし、自分では、いつも環境にいいことをしているようなつもりなのですが、それでも、こういうことって自分に目に見えてプラスにならないので、ついついおろそかになったり失念したりしてしまうことが多いかと思います。ですから、また、新任の中込課長にも今回はこれは酷な質問だったかもしれませんが。9月までに、また、私も勉強してまいりますので、次までに、また宿題も少し残るということで、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、質問事項の4として児童生徒への交通ルールの指導について伺います。日ごろから、こういうことは、指導されていることは承知しておりますし、学校というよりも家庭での指導のほうが最重要なのかなと認識しております。しかしなぜこんな当たり前のことを質問するかという私自身もが、2度非常に危険というか、もらい、やばいようなことがあったのですね。一度は数年前ですが、軽自動車がようやくすれ違える程度の、こういうT字路を私がとろとろ行っていたんですね。こっちから、小学校の5年生がズドンと突っ込んできたんですね。私のほうは左の後ろにどんとぶつかって、これはボロ車ですから、私の方がなんともなかったのですが、やっぱり自転車もかなり壊れました。ただ、私が名前を聞いていて、病院行くか、警察呼ぶか、家はどこだというと、いいということだったので、私も、そのときは、もうちょっと丁寧な対応をしたらよかったなという反省もあります。ついこの間なんですね。今度はこういうT字路あるので、私がここからこういうふうに行こうとした。で、ここにカーブミラーがあって、何となく写ってるなということで、私、右折なんですね、ということで、私、右折ですから大回りしてこういうふう到大回りをするとならぬとズドンと来たんです。やっぱり小学生でした。それですね、ここにもあるように、警察庁の29年度中のデータでは、自転車乗用中の交通事故で亡くなった方の6割が頭部に致命傷を負っていると。ヘルメット未着用場合は致死率が2.5倍、年齢によっては3倍以上にも高くなっている。自転車事故では頭部を守るためにヘルメット着用を、警察庁としても、強く進めております。特に、小学校の児童に関しては、致死率は高校生よりも低いんですが、頭部のけがによる重篤な後遺症が多いのだそうです。このような、最新のデータが検察庁も、データとしてあります。

富士川町の児童生徒へのヘルメット着用の指導等は行っているのでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤靖君。

○防災交通課長（長澤靖君）

ただいまの質問にお答えいたします。自転車に乗る際に、頭部を保護するヘルメットの着用は、道路交通法において13歳未満の児童、または幼児の保護者責任者に対して着用を努めるものと定められております。こうした中、小学校におきましては保護者に対して、各家庭において、ヘルメットの着用に勤めていただくよう呼びかけております。

また、私学校の生徒に対しましては、着用について、口頭で指導しているところであります。増穂小学校におきましては、長年にわたり、交通少年団を形成し、児童自ら交通ルールを守る意識を持ち、高学年から低学年の児童への交通安全の大切さを伝える取り組みを続けております。また、本庁では、夏休みに児童クラブで実施しています。交通安全教室におきまして、自転車の安全な乗り方とヘルメットの着用の重要性を説明しているところであります、以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

再質問です。チャイルドシートへの補助金というのがあるじゃないですかね。それに比べればあの、ヘルメット例えば貸与するだとか、ヘルメットへの補助金というようなことは、かなり少額で済むと思うのですが、そういうようなことが考えられないんでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長、長澤靖君。

○防災交通課長（長澤靖君）

現在のところ、ヘルメット購入についての助成等については考えておりません。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

子ども相手の例えば自転車で、今私の場合は大きな事故に至らなかったからよかったのですが、もし事故大きな事故につながれば、被害者も、当然私はこの加害者になるわけですが加害者対しても、被害者になるになってしまうような状況になるかと思います。ですから、現状よりもですね。さらに、交通指導を徹底していただいて、特に頭をケガしたら大変なんだよということは、強く指導をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で通告、11番 3番 笹本壽彦君の一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時02分

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告12番 5番望月眞君の一般質問を行います。

○5番議員（望月眞君）

5番議員、望月眞です。通告に従いまして3つの大きな質問をさせていただきます。まず、最初の質問事項になります。富士川右岸の防災整備についての質問です。

5月21日の通勤通学時間帯には、富士川町内においても大雨が降りました。この雨の影響で戸川は濁流化していました。富士川病院前の信号付近は、側溝から水が溢れ、湖のようになっていました。桜新町町内の町道も水が溢れ、小さな川が流れているようでした。元々富士川病院付近は扇状地の末端部分にあたり、上部地域の水の終末地域となり、地下には伏流水が流れている状況がありました。大変、水がつきやすい地域です。私は、ちょうどその日に山梨大学地域防災マネジメント研究センター所長、鈴木猛康教授から富士川右岸の水害および防災対策について、レクチャーを受けることになっていたのも、周辺の様子を写真やビデオに撮っておきました。鈴木先生に見てもらおうと、「道が白く濁って光ってますね。もう少し雨が降り続いたら危険な状況になっていたかもしれませんね。」というお話でした。改めて、内水対策の必要性を痛感したところです。

そこで、質問します。青柳排水機場等の管理、操作体制については、前の議会で青柳議員の質問への答弁で理解しました。また、富士川町地域防災計画でも触れられています。新田排水機場の管理、操作については、この防災計画でも触れられていません。国土交通省の管轄になっているため触れられていないのではないかと思います。新田排水機場の管理、操作体制について伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えします。

新田救急排水機場につきましては、鯉沢新田地内を流れる準用河川新田川の内水対策のため国土交通省において、平成6年に完成し、富士川上流出張所で維持管理を行っており、これまで、平成22年度及び平成24年度に、主ポンプのオーバーホールを実施していただいたところでございます。

排水機場のポンプなどの年間保守点検につきましては、6月から10月までの洪水時期には毎月1回、それ以外の11月から5月までは、2か月に1回の定期点検を行っていただいております。

また、操作体制につきましては、国の職員及び委託業者により操作をしており、ポンプの稼働手順については、機場での水位や流入する新田川の水位、また、放流先の富士川の清水端の水位計を確認しながら、内水排除に努めていただいているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

新田排水機場については、国交省の管理で緊急時の処理能力に支障はないということがわかりました。青柳地域については、東川の拡幅工事で排水処理能力が高くなっていますが、鯉沢北区地域内の排水路の処理能力は十分なのでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えいたします。

鰍沢新田地内を流れる河川新田川に流入する量や水路については処理能力は十分であると考えております。なお、想定外の、先ほども議員さんがおっしゃられましたゲリラ豪雨等に対しましては、一時的に呑み込めない現象が発生する恐れがあると考えておりますが、こうしたことから道路側溝や水路については、豪雨の際、処理能力が確保できるよう道路上の土砂などは定期的に撤去するなど、日常の維持管理に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

排水路の掃除を地域でもしなきゃいけないかなというふうに思いますが、地域の住民が処でできるような体制になっていないので、今後ぜひとも点検等をお願いしたいと思います。

2 番目の質問に移ります。

富士川町土砂災害洪水ハザードマップと、これですね。富士川右岸は、小林区から鰍沢南区まで浸水想定区域に指定され、2000年に一度の想定最大規模の洪水が発生すれば、2階屋根以上が浸水することが想定され、早期避難が必要な区域になってきます。また、鰍沢北区の国道52号沿いや、鰍沢中区や鰍沢南区は、家屋崩壊、氾濫想定区域に指定されて、氾濫流により木造家屋が倒壊するなどの被害が想定されています。更に、河岸浸食により、河岸浸食により、家屋が倒壊する恐れがある区域となっています。

鰍沢北区は、大規模地震発生あるいは洪水時の緊急避難マニュアルを作成しました。洪水避難マニュアルでは、状況に応じては、垂直避難、2階に避難したり、公営住宅住民は上階に避難すること、富士川病院の2階に緊急避難することの提示しましたが、鈴木先生からは、それでは不十分だと指摘されました。堤防を乗り越えたり決壊したりする洪水は、土石流化して家屋を破壊、崩壊したり押し流す勢いがある。命を守るためには、早期に避難することが何よりも必要であり、どのタイミングで的確な避難情報を出すかが一番大切である。避難情報に対する地域住民のコンセンサスを形成していく必要があると指摘されました。以上のことを踏まえての質問です。大雨洪水に対する防災情報を、避難情報について、政府は5段階レベル分けする指針を公表し、6月29日より運用開始となりました。自治体には、的確な避難情報を出すように促しています。大雨洪水警報レベルでは、高齢者などの避難、避難準備にあたる警戒レベル3の発令がポイントになると思います。また、本町では大雨警戒レベル4以上に当たる「避難勧告」「避難指示」等の情報発信体制をどのように確立していくのかを伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

町では、災害の発生する恐れがある場合、災害警戒本部を、災害が発生した場合には災害対策本部を役場本庁舎内に設置することとしております。

災害警戒本部は、常時、河川の水位をデータや目視で確認すると共に、台風の進路、接近する時間帯など、様々な気象情報を収集し本部長、町長であります。に報告する体制となっております。

また、住民への避難情報の発信は、収集した気象情報等を基に本部長が判断し、警戒レベル3となる「避難準備等・高齢者避難開始」、警戒レベル4となる「避難勧告」「避難指示」

を発令している状況であります。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

先ほども申しましたように、どのタイミングで的確な情報を出すかっていうことが非常に大切なことになると思います。併せてですね、大雨洪水警戒レベル4以上の発令により、発令区域にあたる住民は、再質問です。すべて避難をすることになりますが、地域住民のコンセンサスを得ておく必要があります。また、近助、共助の避難体制の確立が必要となります。大雨洪水警報レベルへの対応について、どのように啓発活動をしていくのかを伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ご質問にお答えいたします。

5月29日から5段階警戒レベルの運用が始まっており、すでに出水期を迎えていることから、今月発行の町広報とともに内閣府省の作成したチラシを全戸配布するとともに、ホームページに掲載し周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

この警報に対するコンセンサス、警報が出たらば何をおいても逃げるんだと、というような住民意識を高めることが、私は必要ではないかというふうに思っています。

それで、再質問です。町で行う防災訓練に合わせて、大雨洪水警報、例えばレベル3の状況では、高齢者やあるいは要支援者の避難準備、対応も必要になってくると思います。レベル4になると、当然今度は避難をするという段階に入ってくると思いますが、こういったレベル3、レベル4の発令を想定して避難訓練をして、意識を高めるというようにしたらよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

町におきまして総合防災訓練を地震を対象としておりますけども、今後、ゲリラ豪雨等の発生が多くなっておりますので、洪水に対する防災訓練も考えていきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

新たな警戒レベルの提示により、やはり町民ひとりひとりの理解とコンセンサスを得ていくように努力していったきたいと思います。

3番目の質問に入ります。富士川いきいきスポーツ公園付近は、護岸整備がなされたので洪水への対応力が増したと理解しております。一方、富士川ふれあいスポーツ公園は、富士川の河川敷内にあり戸川の水量が増すと、ふれあいスポーツ公園から占用農地へと流れ込むように

なり、これまでも何回も浸水しています。富士川ふれあいスポーツ公園付近の、更なる護岸整備や治水対策も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えします。

富士川ふれあいスポーツ公園につきましては、禹の瀬の河道整正事業の完成により、富士川の高水敷を利用して、河川占用許可を受け、平成4年7月から、スポーツ広場、テニスコートなどとして、利用していただいているところでございます。

高水敷とは、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より、一段高い部分の敷地であり、平常時には、グラウンドや公園など様々な形で利用することが出来ますが、大きな洪水の時には、水に浸かってしまう敷地でございます。

占用している富士川ふれあいスポーツ公園は、平成23年、台風15号、及び平成29年台風21号により、21号に伴う増水による、浸水はあったものの、公園付近の高水敷については、洗掘など、特に見受けられなかったことを確認しているところであります。

富士川ふれあいスポーツ公園付近の護岸につきましては、高水敷が広く安定しており、高水敷本体が、治水対策の役割も果たしていることから、堤体本体が破堤することは、無いものと考えております。

なお、戸川と富士川の合流地点付近については、戸川改修の際、高水敷法面に、じゃかご、階段護岸を設置し、補強工事が実施されているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問いたします。

端的に言えば、富士川いきいきスポーツ公園から富士橋下付近までは、いざという場合の貯水機能も果たしているというような、貯水機能の役割も果たしているということについては理解も出来ます。ただ、戸川の河口付近からは、富士川いきいきスポーツ公園まで、草木が生い茂がり、状況においては戸川に逆流することも危惧されます。戸川、旭橋付近は「切れ戸」とも呼ばれ過去に何回か氾濫した歴史もあります。戸川については、一昨年度、関係区及び町の上により県の方へ河川整備もしていただきましたが、国道52号架橋から富士川までは国交省の管轄になっていて、十分な河川整備がなされておられません。それで、国土交通省の方に更に河川整備を働きかけてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えします。

富士川と戸川の合流地点につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、甲西道路から下流につきましては、国土交通省の管理となっております。ただ、議員さんのご指摘のとおり、草木が繁茂している箇所も見受けられますので、管理について国土交通省富士川上流出張所でございますので、富士川上流出張所に伐採など要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

どうか、強力に働きかけていただきたいと思います。

私は、富士川町地域防災計画を通読しましたが、大綱的な防災計画となっており、この防災計画に基き、各地域で地域の必要に応じた地域防災計画の作成や、見直しが大切だと考えております。

次の質問に移ります。2 番目の質問になります。

新庁舎建設に向けての基本設計業務の進ちよく状況についての質問です。まず最初の質問です。プロポーザル方式により、新庁舎建設設計業者が確定し、基本設計業務が行われていることと思いますが、現時点での、基本設計業務の進ちよく状況について伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設基本設計業務委託につきましては、本年3月27日に契約を締結し、繰越明許事業といたしまして、12月27日を履行期限としております。

委託内容といたしましては、意匠・構造・電気設備・機械設備・外構の基本設計業務等であり、最終的には、建物の配置を含めた基本設計図書と、概算工事費算定書などの作成を行うこととなっております。

現在は、業務スケジュールに沿って、委託業者との打合せを重ねる中で、各部屋の配置や、執務室内の机、書類ロッカー、OA機器類等の配置計画の検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

現在の状況については、了解いたしました。理解いたしました。

令和元年度富士川町一般会計補正予算案は、新庁舎整備土質調査事業費が計上されていますが、この調査内容について伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

今回、計上いたしましたのは、現在進めている建設基本設計や、今後の建築、施工を行うにあたり、計画している建設予定地敷地内の、より精度の高い土質調査が必要が生じたことから、当初2カ所を、さらに2カ所追加する土質調査業務にかかる経費を計上したものでございます。

以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

建設候補予定地の4カ所の土質調査を行う、具体的に言えばボーリング調査等を実施するということになると思いますが、調査対象となる4カ所は既に確定しているのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

4カ所につきましては、具体的な場所は現在決定はしてございません。現在進めています基本設計業務の請負業者とその場所について調整をしているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

再質問です。現在、ボーリング箇所場所選定についても業者と検討しているというふうに受け止めましたが、ボーリング調査の結果も当然基本設計業務の資料になると思います。

新庁舎建設経費の削減を図るためには、新庁舎が完成するまでは現庁舎を活用していくことが望まれます。また、新庁舎建設用地の場所によっては、新庁舎の形態も変わってくることが予想されます。新庁舎建築用地についても、検討しながら基本設計業務が進められていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

先ほどの、進ちょく状況の答弁のとおりで、現在、各部屋の配置や執務室内の配置計画の検討を行いながら、建物の基本的な事項を決めていく基本設計を行っているところであり、建物の大きさや、土地利用、配置計画についても検討しながら現在進めているところであります。

以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

再質問になります。

隣接する用地確保に向けての交渉も進められていると思いますが、交渉に向けて、土地や家屋等、不動産の鑑定作業は終えているのかについて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

既に終了しております。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

用地交渉の状況については、交渉事情ですので詳細についての質問は避けます。交渉にあたり、地権者の居住権や定住権に配慮して、理解と協力が得られるようにていねいに進めてほしいと思います。一部で、賠償価格について3億円という金額もとりざさされていますが、賠償価格提示の基準的根拠について伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

土地につきましては、不動産鑑定により算定いたしまして、建物や工作物などの補償につきましては、国の示す公共補償基準により算定しております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。当然、基準価格に基いて交渉が進められるというふうに理解していいかと思います。新庁舎建設に伴い、現庁舎と駐車場の間の町道最勝寺9号線の活用についても、検討課題になると思います。当該町道は、ガソリンスタンド前交差点近く、県道平林青柳線とのT字路交差点になっています。この付近は、サンマルシェの開店以降は、交通量も多く、南側から北進してくる車はなかなか県道に入れず、危険な状況にあります。また、増穂小学校の通学路もあり、T字路交差点内で事故が発生すれば、子どもたちの危険が及ぶことも危惧されます。

町道最勝寺9号線については廃止をするというのではなく、安全性を考慮したり、現町道の利用者の利便性にも配慮して、新庁舎建設に伴う区画整理で町道の付け替えをするとよいと思いますが、町道最勝寺9号線の活用等の区画整理も基本設計業務の検討事項になっているのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

建物の大きさや、土地利用、配置計画の中で、敷地周辺の一体的に検討していることから、町道用地につきましても、その中で検討しているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

多角的な検討を進めていただきたいと思います。次項の質問に入ります。

先ほどの、堀内議員の質問と重なるところもありますが、確認の意味で質問いたします。

新庁舎建設に向けての基本設計の完了時期は12月末になるとの答弁でした。基本設計が完了して、実施設計に至るまでには、基本設計を基にして検討を見直していくことが課題となっています。既に議会全員協議会では、執務環境調査結果を受けて、議場のあり方等を検討しています。議場については多目的に活用することができるよう、フラットで可動可能な議場に

していくこと。委員会室は1つにして庁内の他の会議室との併用をしていくこと、更衣室は設けないこと等を検討しています。

新庁舎建設について、町民のコンセンサスを得ていくためにも、検討、見直しの機会を持つことが大切です。そこで、質問します。実施設計に至るまでに、多方面から検討する機会をどのように設定するのかについて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、「新庁舎建設実施設計」の基礎となる「基本設計業務」を進めており、これまで、本業務の進捗に合わせて、実際に実務を行う職員からなる、作業部会において、きめ細かな検討を重ねてきております。

こうした経過を踏まえ、今後は、庁舎に関係する各種団体の代表や、公募する住民による、「新庁舎建設町民懇話会」を開催し、新庁舎に取り入れるべき機能など、幅広い分野のご意見を伺う機会を設定したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

再質問です。先ほどの堀内議員の質問の答弁でもありましたが、新庁舎建設検討懇話会を開催して検討していきたいというのが大きな流れになっているようですが、この懇話会の構成メンバーについて、議会からも2人というようにお話もありましたが、具体的にどのようなメンバーを予定しているのかについて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

懇話会につきましては、懇話会の設置要綱を定める中で、町議会から2人、各種関係団体の代表者11人、公募町民4人、そして、その他必要と認めた者5人ということで、合計で22人を予定してございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

再質問お願いします。この中で、一般公募者は何名くらいを予定していますか。

○議長（井上光三君）

今、回答いたしましたけれども。

○議長（井上光三君）

5 番 望月眞君

○5 番議員（望月眞君）

4名でよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

4名でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

はい。新庁舎基本構想検討委員会では、確か、一般公募者2名だと記憶していますが、4名に増やしたということになると思いますが、これはですね、一般公募者が5名上になった場合、その選定についてはどのようにしていきますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

一般公募の町民につきましては、応募用紙にございます書類を選考する中で、決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。私は、一般公募者はできるだけ増やしたほうがいいのかなというようなことを考えておりますが、いかがでしょうか。これは個人的な意見というようなことで。

再質問に移ります。検討の要旨は、縮小したり削減したりすることだけが目的ではないと思います。大災害の際には、防災本部の機能も持つ新庁舎は、大規模地震等にも支障なく業務遂行ができる構造や執務環境になっているかどうか、甲府市役所も建ててすぐに窓ガラスが落ちたというようなことがありましたが、プロが造ることだから間違いはないと思いますが、建設経過、形態に欠陥はないのか、あるいは町の玄関としてエントランスは適当なのか、新たな情報設備、IT関連設備は十分、体制は十分なのか等々も検討内容になると思います。必要なところは、しっかりと造る、もちろん無駄を省いて、建設経費の削減を図ることは大切です。そういった意味で、より多くの人たちに、基本設計を提示して参考意見や、専門的な意見を聞くことも大事だと思います。役場庁内や教育文化会館内等に基本設計を提示して、広く参考意見を寄せてもらうようなことも、考えたらいいいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

町といたしましては、住民説明会を開催するという形で考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

住民説明会も必要だと思いますが、そういった広く意見を伺う、いろんな機会を検討していただけたらというふうに思います。新庁舎の建設に反対している町民はほとんどいないと思います。最小の経費で、最大の効果を生み出す新庁舎建設が推進されることを望んで次の質問に移ります。

3番目の質問事項になります。子どもたちの見守り活動と、あいさつ運動の推進について伺います。5月8日、滋賀県大津市で保育園児が巻き込まれる大事故が発生しました。実は、新学期に入った時に、鰺沢北区内においても、あわや大惨事となる事故が発生する直前でした。直前という言い方、発生するような事態でした。富士川病院前、点滅信号を歩行者信号青にして、横断歩道を渡ろうとした小学生通学班の列に、赤信号を無視した車が、あわや飛び込む寸前でした。子どもたちの危機能力があったので、車が通過するまで待機していたので大惨事には至らなかったのですが、もしかしたら大変なことになっていたんじゃないかなと思っております。ラウンドアバウト交差点から国道までの町道北新1号線は、通勤車両や病院へ入ろうとする車両で通学時間帯は結構交通量が多い状況があります。また、子どもたちの待機場所は、町営住宅サンコーポラスの生垣で通行車両の運転手からは、見えにくい状況にあります。大変危険なので、鰺沢小学校の校長先生に通学路を変更するように進言しました。校長先生は、何日か該当箇所立ち、状況を観察したところ、信号無視の車両が多く、危険性を感じたとのことでした。

保護者の理解を得て、現在は、サンコーポラスの駐車場うしろから歩道を通ってラウンドアバウト交差点に出る通学路を変更しています。交通事故はさまざまな要因が重なって発生しています。子どもたちを交通事故から守る取り組みの必要性を改めて感じています。一方、不審者や声かけ事案も絶えることがありません。つい最近も、鰺沢旭橋付近で不審車両が女子児童に付きまとう事案も発生しています。

5月28日には、川崎市登戸で通学バスを待つ子どもたちが暴漢に襲われ、小学4年生女子と保護者1名が尊い命を奪われました。何の罪もなく関わりのない子どもたちが犠牲になる痛ましい事案が、続くことに恐怖さえ感じます。このような事故や事案は私たちの周りでいつ起こるかわかりません。子どもたちの見守り活動の推進の必要性を痛感しています。このような状況を踏まえ質問いたします。

行政として子どもたちの安全を守るための、見守り活動の更なる推進をどのように図っているかについて伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えいたします。

子どもたちの安全を守るため、学校におきましては、スクールガードリーダーを活用して、児童の登下校時の見守りや学校周辺のパトロールなどを定期的に行っております。

また、通学路に関しまして、児童生徒が安全に歩くことができる道路を選定するなどの対策を行っております。

町におきましては、通学路へのグリーンベルトの設置や、青色灯パトロールカーによる防犯巡視、防災行政無線による下校時の見守り放送などを実施しております。

こうした中、子どもたちへの見守り活動を更に推進するためには、町内全体の協力が不可欠であることから、区長会などを通じ、地域の方へ見守り活動を依頼して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。こういった事例が発生する、その時はいろんな対策等が考えられますが、望むとすれば何とかで、時間が経つにつれてそういった見守り体制が薄れていくってような現状があります。私たち、桜新町3名の高齢者は「桜新町通学路見守り隊」と勝手に命名して、通学路に立ち、子どもたちの交通安全指導等見守り安全活動をしています。最初に報告した事例は、メンバーの1人が朝の見守り活動時に気が付き進言した事例です。地域での抑止力向上を図り、事故防止、危険回避に取り組み、子どもたちの安全を確保していくためには、より多くの人たちに見守り活動に関わってもらうことが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

子どもたちの安全を守るため、多くの方々に見守り活動に関わっていただくことは、小さなことまで目が行き届き非常に有効であると考えております。そのため、現在行っています児童の下校時の放送に合わせまして、多くの方々が見守り活動に関わっていただけるよう、犬の散歩をしながら見守る、ウォーキングをしながら見守る、農作業をしながら見守るなどの、ながら見守り活動について提案してまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。より多くの人たちに、子どもたちの見守り活動に参加してもらうためのひとつの手立てとして、これは例えば例ですが、かつて不審者の事件が相次いだ時に、鰯沢に住んでいる先生たちが会費を払ってこういったベストをですね、各学校に配布して見守り活動を協力してもらったということがありました。富士川町子ども見守り隊等のロゴの入ったユニフォーム、ジャンパー、ベスト、なんでもいいです。腕章、襷、帽子等を作成してボランティアや各区の育成会役員等に、協力者に配布して参加や活動協力を呼び掛けるようにしたらよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

お答えいたします。

ユニフォームやジャンパーなどの子どもの見守り用の用品につきましては、見守りを行っているPRや見守りを行っていただける方々の防犯意識の向上には有効だと考えております。今後、ながら見守り活動を提案するなかで、そのようなものについても提案してまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、強力に推し進めていただきたいと思います。

次に2番目の質問に移ります。

現在、富士川町では交通指導員1名とスクールガードリーダー1名を配置していますが、交通指導員やスクールガードリーダーの役割、職務について伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

交通指導員の役割につきましては、児童、生徒が安全に登校できるよう見守ることや高齢者の交通法令の遵守を指導することとなります。

また、スクールガードリーダーの役割は、児童の登下校時の見守りのほか、学校周辺のパトロールや通学路における安全点検などになります。

交通指導員及びスクールガードリーダーは、登下校時の見守りと同時に、児童の様子を日々確認する中で、気になることが見受けられる場合は、学校や鯉沢警察署等の関係機関へ情報の提供をしております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。私たち、桜新町見守り隊は、交通指導員と連携して通学指導等、見守り活動しています。交通指導員がいることで、4カ所の危険個所での見守り活動ができています。ただ、残念なことに、今年度から交通指導員が2名から1名に減員されてしまいました。私たちの所で、1日おきに来てくれることになっています。交通指導員さんは、交通指導や見守り活動をするだけでなく、子どもたちのよりどころになり、相談相手にもなってくれる貴重な存在でもあります。スクールガードリーダーには定期的に交通指導や見守り活動に来ていただいています。

最後に通る通学班には、必ず学校まで付き添ってもらって感謝しています。子どもたちの日常の見守り活動を推進するためには、交通指導員やスクールガードリーダーの役割が必要不可欠です。これからも交通指導員やスクールガードリーダーの配置を継続していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもたちの安心、安全を担う大事な役割のため、今後も継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

どうぞ、よろしくお願いします。3項目目の質問に入ります。最後の質問です。

子どもたちの見守り活動を推進していくためには、あいさつ運動の推進も必要です。青少年育成富士川町民会議では、あいさつ運動の推進の取り組みのひとつとして、昨年度まで年に6回、各小中学校の敷地内で子どもたちへのあいさつ運動をしてきましたが、今年度は、あいさ

つ運動の輪を広げるとともに、子どもたちの通学の様子を見守ってもらうことを目的に、通学路に立ってあいさつ運動を推進する計画でいます。子どもたちだけでなく、地域の皆さんにもあいさつを呼び掛けていく予定です。町としても、町ぐるみのあいさつ運動の推進に取り組んだらよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君

○生涯学習課長（深澤千秋君）

町ぐるみのあいさつ運動の推進についてのご質問にお答えさせていただきます。

町では、青少年育成富士川町民会議のご協力をいただきながら、小中学生を、主体とした朝のあいさつ運動を、新学期が始まる4月、青少年の非行問題へ取り組む全国強調月間となる7月、子ども若者育成推進支援強化月間となる11月など、年6回行っているところでございます。

こうした中、青少年育成富士川町民会議においては、「朝のあいさつ運動」をさらに推進していくということのなかで、全体的に、町内全域で広められるよう検討していただいているところであります。今後も、各地区で行われている行事において「あいさつ運動」の啓発をお願いするほか、現状や課題の洗い出しをおこない、町ぐるみであいさつや声かけが浸透する方策を探っていきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。最勝寺地区では、毎月の1日と15日を区民あいさつ運動の日と位置づけ、区民の意識を高め、あいさつ運動に取り組んでいるようですが、町としても、町民あいさつデー等を設定してより広くあいさつ運動を呼び掛けたいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君

○生涯学習課長（深澤千秋君）

町民あいさつデー等の設定についてのご質問にお答えさせていただきます。

子どもたちの身近に住まれている地域の大人が、あいさつ運動の主体となって活動されている事例、また最勝寺地区の区民あいさつ運動の日の活動事例などを参考にさせていただくとともに、区長会や青少年育成町民会議、さらには関係機関等、あいさつの日の制定やあいさつ運動の推進の手法について相談させていただきながら、町のみなさんにあいさつ意識の啓発が進むよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問、最後の質問になります。あいさつ運動の推進を通して、子どもたちと地域の大人がふれあい、コミュニケーションの機会が増えれば、子どもたちの見守り活動の推進にも繋がり、子どもたちの健全育成にも繋がって行きます。1人では点での見守り活動、あいさつ運動しか出来ません。見守り活動をする人が、3人、4人と増えていけば線での見守り活動やあいさつ運動が可能になります。線が増えれば、面での見守り活動、あいさつ運動が可能になります。

通学時だけでなく、帰宅時や土日にも、もっといえば先ほどながら活動という言葉も出ましたが、畑仕事や買い物に出かける時等など、普段の日常的で絶えることのない面での見守り活動やあいさつ運動が推進されていければ、地域で子どもたちの見守り活動、あいさつ運動の推進に繋がっていきます。地域の子どもは、地域で見守り、育てるという青少年育成町民会議のスローガンを民意化した取り組みになります。より多くの人たちに、子どもたちの生活に関心を持っていただき、子どもたちと触れ合い、日常的な子どもたちの見守り活動やあいさつ運動が推進される町づくりができればよいと思います。町長は、青少年総合対策本部長であります。子どもたちの見守り活動の推進、あいさつ運動の推進についてお考えを伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

望月議員の子どもたちの見守り活動とあいさつ運動の推進についての質問にお答えをいたします。子どもたちの見守り活動につきましては、本当、全町内です、町全体で協力をしてもらうことが不可欠だと思います。今、これまでお話に出ました交通指導員、スクールガードリーダー、またボランティアによる交通指導員の皆さん以外にです、町全体で子どもたちを見守る、こんな環境が必要ではないかなと思っております。あいさつ運動は、平成15年頃に、少子化、核家族化の進行から人間関係が希薄になっている、これを何とかしようという事で、県の教育委員会で、声かけあいさつ運動をやったらどうかという提案がありました。それから始まったんですが、最初の頃は、知らない人に声をかけるのも、知らない人が声をかけるのもです、これは当時子どもの誘拐拉致事件もありましたから、そういうことはしないでしょうという申し合わせが出た最中ではありますが、高校生を学校の正門の前に全部並べて、大人があいさつしないのであれば、子どもからあいさつしようということで、何校かしたことがあります。今も、県の教育委員会の封筒には、「声かけあいさつ運動実施中」というのを全部出してあるはずであります。町といたしましても、これはあいさつ運動デーではなくて、1年中町民が子どもたちを見守られるような雰囲気を作って行きたいと思っております。今、区民会議の中でも地域との連携ということから、学校の悩み事を聞いてるんですが、各学校のほうもです、学校の課題を地域に出していただきながら、そして学校と家庭と地域が連携した取り組みがこれからは、さらに必要ではないかなと思っております。私どもも、昔は知らない人というか、怖いおじさんというのが地域にいて、変な格好をして歩いていると、また、運動靴のかかとを踏んだりしていると、ちゃんと履けと言いながら怒られた人もいます。知恵がついた時には、そういう所は通らないようにして学校に通ったことも覚えておりますけれども、ぜひです、これからの大人たちが、他人の子ともでも自分の子どものように指導できる、育成できるような大人を作って行きたいと思っております。富士川町の中でも、これから役場から出す封筒、できるものにはそういった、「声かけあいさつ運動実施中」というのをしながら、年間を通して子どもたちを町民全体で見守る、見守っていく行政を築いていきたいなと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

子どもたちの健全育成を、町づくりのひとつの大きな柱として取り組んで行くことが私は必要ではないかと思っています。以上で質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告１２番 望月眞君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 ４時５２分

令和元年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 0 日

令和元年第2回富士川町議会定例会（3日目）

令和元年6月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 平成30年度富士川町一般会計繰越明許費の件 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 平成30年度富士川町一般会計事故繰越費の件 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 | 平成30年度富士川町下水道事業特別会計繰越明許費の件 |
| 日程第 5 | 報告第 4 号 | 平成30年度富士川町下水道事業特別会計事故繰越費の件 |
| 日程第 6 | 報告第 5 号 | 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 7 | 報告第 6 号 | 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 8 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 9 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 10 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町一般会計補正予算（第9号）） |
| 日程第 11 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 12 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 13 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 14 | 議案第 48 号 | 富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 49 号 | 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 50 号 | 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基 |

		準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 5 1 号	富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 5 2 号	富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 5 3 号	令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 5 4 号	令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 5 5 号	富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）請負契約の締結について
日程第 2 2	議案第 5 6 号	富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について
日程第 2 3	議案第 5 7 号	富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について
日程第 2 4	議案第 5 8 号	富士川町学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結について
日程第 2 5	議案第 5 9 号	富士川町学校給食センター厨房設備機器購入契約の締結について
日程第 2 6	同意第 5 号	富士川町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき議会の同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 眞	6 番	秋 山 稔
7 番	成 田 守	8 番	小 林 有紀子
9 番	深 澤 公 雄	10 番	青 柳 光 仁
11 番	堀 内 春 美	12 番	鮫 田 洋 平
13 番	長 澤 健	14 番	井 上 光 三

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町 長 志 村 学	副 町 長 齋 藤 靖
教 育 長 野 中 正 人	会 計 管 理 者 内 田 一 志
政 策 秘 書 課 長 秋 山 佳 史	財 務 課 長 秋 山 忠
管 財 課 長 樋 口 一 也	税 務 課 長 遠 藤 悦 美
防 災 交 通 課 長 長 澤 康	町 民 生 活 課 長 中 込 裕 子
福 祉 保 健 課 長 松 井 清 美	子 育 て 支 援 課 長 佐 藤 洋 子
産 業 振 興 課 長 依 田 正 紀	都 市 整 備 課 長 河 原 恵 一
土 木 整 備 課 長 志 村 正 史	上 下 水 道 課 長 原 田 和 佳
教 育 総 務 課 長 中 込 浩 司	生 涯 学 習 課 長 深 澤 千 秋

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 早 川 竜 一
書 記 中沢美和子

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。おはようございます。着席願います。

令和元年第2回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員並びに町長はじめ執行部各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開会いたします。

○議長（井上光三君）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっております。質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。なお日程第26同意第5号、富士川町農業委員会委員に占める認定農業者等または、これらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき議会の同意を求めることについては、当局からの申し出により、質疑の後、討論採決を行いますので、ご了承願います。議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

日程第 2 報告第 1 号 平成30年度富士川町一般会計繰越明許費の件
日程第 3 報告第 2 号 平成30年度富士川町一般会計事故繰越費の件
日程第 4 報告第 3 号 平成30年度富士川町下水道事業特別会計繰越明許費の件
日程第 5 報告第 4 号 平成30年度富士川町下水道事業特別会計事故繰越費の件
日程第 6 報告第 5 号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について
日程第 7 報告第 6 号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の6件は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから、報告第1号から第6号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。
4番 井上和男。

○4番議員（井上和男君）

報告第5号について、質疑をいたします。議案の21ページ、損益計算書、営業外収益の雑収入、591万5,867円。これについて施設単位に、具体的に項目金額を教えてくださいと思います。

○議長（井上光三）

タブレットページをお願いします。

○4番議員（井上和男君）

21ページです。

○議長（井上光三）

井上和男議員もう一度質問お願いいたします。

○議長（井上光三君）

4 番 井上和男君。

○4 番議員（井上和男君）

損益計算書、そこの営業外収益の雑収入、5 9 1 万 5, 8 6 7 円。これについて、施設単位に、具体的に、項目と金額をお願いします。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀。

○産業建設課長（依田正紀）

ただいまのご質問の、損益計算書の中の営業外収益の雑収入について、施設ごとの金額であります。この雑収入につきましては、主に道の駅富士川の収入でありまして、この雑収入の5 9 1 万 5, 8 6 7 円の内訳としますと、自動販売機の手数料が4 6 7 万円、その他主なもので、神明の花火の席料が7 5 万円、会議室の使用料1 4 万 3 千円、レンタサイクル使用料で1 3 万 6 千円、中日本高速道路からの電気料で1 1 万 7 千円が主なものでありまして、そのほかその他細かいものの雑収入で、主に道の駅富士川の収入となります。以上です。

○議長（井上光三君）

4 番 井上和男君。

○5 番議員（井上和男君）

ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

報告第5号ですけれども、タブレット1 4 ページになります。

施設別損益一覧ということで、まあ、3つの施設の数字が載ってるわけですが、塩の華、またはつくたべかん、これは例年赤字ばかりがあれですけど、この辺をですね、今後の活用策の利用というですかね。その辺をどのように考えるか。まあ今年度の経営方針にも載ってますけれども、数字だけを見る限りでは、営業の段階でもマイナスになってるということで、人件費が高いのか、それとも売り上げが少ないのか、塩の華に関しては4, 8 0 0 万ですから、プラマイでいきますと後1 千万ほど上げれば、一応プラスになる数字ばかりではいきませんが、その辺恐らく、国道5 2 号線がだいぶ減少したのが要因ですけど、そればっか、せめてでもどうかなと思われるんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

ただいまのご質問にお答えします。つくたべかんにつきましては、五開筋の観光というふうなことで、大柳溪谷に多くの方が、見ていただいている中で、つくたべかんは今後も必要というふうなことで考えております。またあの塩の華につきましては、今後あの中部横断自動車道の全線開通に伴いまして、国道52号線の交通量が、減少することが予想されると思ってます。同一の線内に同じ施設が2施設あることから、町としましては、塩の華の今後の活用策について、関係部署と協議をして参りたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

ぜひ、よい活用策をお願いします。

報告第6号、タブレット41ページになりますけど、ますほ文化ホールの施設の利用状況ですけども、この中で、空き日の日数が年間70日あるわけですけど、この70日がちょっと稼働ができればいろいろ利用者数も、増えるんじゃないかなというふうに、単純的にちょっと思ってるんですけどもその辺はいかがでしょう。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

ただいまの秋山議員の空き日数についてのご質問にお答えします。利用率は、75%ということございまして29年度が58%ということで、時間借し利用の向上により、利用率が上がったということございますが、空き日数につきましては、施設のメンテナンスとかがいろいろございますけども、一社、ふじかわと、自主事業等の調整をしながら、利用率が上がるよう、研究していきたいと思っています。以上です。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

今年度の目標を見てみますと、三味線の吉田兄弟ですか、有名な方呼ぶようですから、もっと稼働上げてほしいのかなと思いました。それから、45ページですけど、損益計算書があるわけですけど、この中でページが違ってましたちょっと待ってください、損益計算書じゃなかった。正味財産増減計算書ですね。そのところですけど。

○議長（井上光三君）

44ページですか。

○議長（井上光三君）

1 番 秋山仁君。

○1 番議員（秋山仁君）

43ページです。その中で、2番計上費用の中に、報償費ってあるんですけども、これはどういう費用か教えていただきたいです。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○生涯学習課長（深澤千秋君）

報償費の1, 364万2, 446円ことだと思いますが、これにつきましては、出演者の報償です。出演料でございます。以上です。

○議長（井上光三君）

1番 秋山仁君。

○1番議員（秋山仁君）

はい、終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

道の駅富士川の件でございますが、今、ここではタブレットのページはございません。当然株主総会というものがあるはずでございます。私も、この近隣の、そこそこの会社の株主総会も数回出たことがあります。当然、決算内容の報告、ほかは当たり前ですがそのほかにですね。経済に関する、かなり細かな新雑なやりとりもあったと記憶しております。例えば、昨年も思ったのですが、この道の駅の株式会社富士川の株主総会では、決算報告とかほかに、どのようなやりとりがあったのか、教えていただけますか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

株式会社富士川は、毎月1回取締役会やっております。年に一回株主総会をやりながら、これまで運営してきました。毎月の取締役会では、前月、そしてまた前日までの、収支の動向とうとうですね。分析をしながら、どういう傾向にあるか、また対策をしながらやっております。株主総会当然収支の部分と、予算の部分それと役員の人事の部分ですね。いろんなことを回しながら株主に、御理解をいただければ会社運営できませんので、例えば、利益が出た場合の処分の方法、そしてまた、株主での分配の方法、とうとう、これは株主総会で決めながらやっている。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

私は3年くらい前までは、生産者のお手伝いをしながら、よく通っておりました。それで、そのときから、非常に気になっておったのですが、新雑な言い方になりますが、その職員の態度が、物を販売するという職員の態度とはとても思えないというふうな状況がもう何度も感じておったのです。そこでタブレットの、19ページですがここに接客マナー研修というのが出てまいりました。よろしいでしょうか。えーこれについてのどのようなことを、勉強してどのような成果があったのか、教えていただけますでし

うか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

今、3年前と議員さん言いましたが、道の駅が出て間もないわけですが、設立当初は一般の人たちも応募しましたから、接客態度が悪いとあったと思います。しかし、お客さんを相手にする商売ですから、取締役会でも社長の方から、そこんとか改善したいということで、ここ数年接客マナー研修をやっております。今の状況はですね、おかげさまで、皆さんほんとにここに迎えてくれるという評判をいただいております。これもこうした研修の成果かなと思っております。当然、言葉遣いとかあいさつの仕方、そして、笑顔とかお客さんを相手にする商売ですから、お客さんにいい印象を与えていただくような、そしてまた道の駅ですから、いろんなことを聞かれた場合に答えられるような知識、当然、道を聞かれることもありますし、この周辺のお祭り、また、施設等々聞かれることがあります。道の駅のコンシェルジュになるようにというふうな形で、今研修をしております。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

私もですね。余計なお世話かなと思いつつ、外にあるごみを、外にあるダストボックスっていうか、ごみを捨てる場所がありますね。燃えるごみは特にですね、各観光客でも来客したお客さんが、自分とこの車からゴミを持って、捨てるのが当たり前になっておるんですね。これは当然あういう施設としては、当然のコストだと考えなきゃいけないんです。あのセブンイレブンのように、そういうのが困るからって中に置くとかそういう問題で、それは当然、ごみが集まるのは、それはもうしょうがないことだと、何を言いたいかという、しょっちゅういっぱいなんです。見ているとその無理やり押し込む人、燃えるゴミはいっぱいなんで、別のところへ入れる人、そこへ置いていく人、こういう状況が見られます。そこでですね、時々私がですね事務所に行って、燃えるごみがいっぱい溢れているよというふうにお伝えするわけですが、そのときにですね、一度たりとも、すいません、ありがとうございますとかという反応は、いただいたこともないんです。しょうがないなーとか、あれがすぐにいっぱいになるなーとか、その前に言う事があるだろうと、まずそういう状況がありますね。それとですね。町長笑顔が、接客商売で笑顔が増えたと、増えていないんですよ。特に幹部職員の笑顔が足りない、それでそういうことを、いろんな苦情をいうんじゃないで、その、道の駅全体をよくするために、そういうような応援団というか、後援会というか生産者だけの集まりではなくて、なんかそういうふうな事を話し合えるアドバイスをしたい、アドバイスを受けるような、そういうふうな機会を持つことができないでしょうか。

○議長（井上光三君）

今のあの質問は関連ということで受けますけど、質問は意見の場を設けてほしいとい

うことですか。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

そういう機会を、そういう機会というかその応援団とか後援会みたいなものも、道の駅としてつくることができないでしょうか。

○議長（井上光三君）

今の経営状況に関する報告についての質疑ですので、これはまた別の機会に、改めて質疑をしていただきたいと思いますけれども、経営状況に関する質疑ですので、すでに2回してますから、よろしくお願いします

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

それでは、永井たかね総務部長に、大きな期待をして、終わらせていただきます。失礼いたしました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありますか。

質疑なしと認めます。以上をもて報告第1号から第6号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町一般会計補正予算（第9号））

日程第 11 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））

日程第 12 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））

日程第 13 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））

以上の6議案は、専決処分の承認案件でありますので一括して議題とします。

これから、承認第1号から第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑になしと認めます。以上をもって承認第1号から第6号について、質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第 1 4 議案第 4 8 号 富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告式条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5 議案第 4 9 号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 6 議案第 5 0 号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 7 議案第 5 1 号 富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 8 議案第 5 2 号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について

以上の 5 議案は条例改正案件でありますので一括して議題とします。これから議案第 4 8 号から第 5 2 号について、質疑を行います。質疑をありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第 4 8 号から第 5 2 号について質疑を終わります。

日程第 1 9 議案第 5 3 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 5 4 号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

以上の 2 議案は補正予算案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第 5 3 号から 第 5 4 号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○議長（井上光三君）

4 番 井上和男君。

○ 5 番議員（井上和男君）

議案 5 3 号について質疑をさせていただきます。2 点させていただきます。ページは議案の 2 2 7 ページ、6 項、農林水産費、2 項の林業費、この地域林政アドバイザー、勤務形態と年間賃金を教えていただけますか。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。個々の賃金の林政アドバイザーにつきましては、5 月 1 日から採用されております。1 名分の賃金でありまして、勤務体制につきましては、週 3 日というふうなことであります。今回 6 0 万 1 千円の補正予算ということで、計上させていただいておりますが、当初が 8 5 万 7 千円計上しております、今回の補正と合わせまして、合計で 1 4 5 万 8 千円となります。以上です。

○議長（井上光三君）

4 番 井上和男君。

○ 5 番議員（井上和男君）

この林政アドバイザーに求める作業と言った方がよいですか、職種と言った方がよいですか、そこについて教えてください。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

ただいまの質問にお答えします。この4月から、森林環境税ということがはじまったこのことを受けまして、今回この林政アドバイザーを採用したわけではありますが、林業につきまして、われわれ職員がなかなか知識が少ないというふうなことで、専門家のアドバイザーなどを採用しまして、これから民有林の整備、また町有林の整備をしていくところのアドバイスをしていただくという内容になってます。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○5番議員（井上和男君）

ありがとうございました。次の質問に移りさせていただきます。議案の228ページ10款の教育費5項保健体育費、ここに社会体育施設の修繕費556千円が計上されておりますけど、対象となる施設および修理内容について教えていただきたいと思います。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君。

○産業建設課長（深澤千秋君）

ただいまの修繕料の箇所についてですが、増穂小学校の南の最勝寺駐在所、それから廃軌道の南アルプス境に町民体育館の案内看板が設置されておるわけですけど、体育館解体に伴いまして案内表示を変更しようと言うことで、修繕料として計上させていただいたところです。以上です。

○議長（井上光三君）

4番 井上和男君。

○5番議員（井上和男君）

はい、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありますか。

質疑なしと認めます。以上をもて議案第53号から第54号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第21 議案第55号 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）請負契約の締結について

日程第22 議案第56号 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について

日程第23 議案第57号 富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負

契約の締結について

日程第 2 4 議案第 5 8 号 富士川町学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結について

日程第 2 5 議案第 5 9 号 富士川町学校給食センター厨房設備機器購入契約の締結について

以上の 5 議案は、契約締結案件でありますので一括して議題とします。これから、議案第 5 5 号及び第 5 9 号について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

タブレット 2 4 5 ページ、この契約方法で特命随意契約

○議長（井上光三君）

議案第 5 8 号でよろしいですね。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

はい、議案第 5 8 号、タブレット 2 4 5 ページに特命随意契約とありますが、何か教えてくださいませんか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

特命随意契約とは、という質問にお答えいたします。特命随意契約とは、国や自治体が、公共工事を発注する際に、発注者側の都合によりまして、特定の事業者を指定して、契約する契約を締結する方式でございます。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

特命随意契約を結ぶのが最善だったと理解しますが、それにしても 2 件合わせると、約 2 億円非常に数字が大きいと思うのですが、特命随意契約を結ばざるおえなかった事情等について、教えてください。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩二君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。給食センターにつきましては、根幹となる厨房設備の厨房機器の選定が相当重要なこととなりますことから、厨房機器メーカーによるプロポーザル方式、そういった形で技術提供を得ることが一番最重要ということで、考えましたことから、このプロポーザル方式によりまして、厨房機器の選定、設計協力等につきまして、そういった無償で技術をいただきながら、詳細設計を組

むという形をとらせていただきましたので、その点で特命随意契約となりました。以上になります。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

ということは例えば、見積もりを他社から取るという事は、しなかったという事で理解してよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩二君）

ただいま説明しました、プロポーザル方式ですが、こちらに参加しました業者、日時としましては、平成29年11月に、この方式で2社によるプロポーザルで提案型の説明を受けました。その中で2社の方から、それぞれ見積額出てきておりますので、この2社全体的な金額でございますが、その中で比較させていただきました。以上です。

○議長（井上光三君）

3 番 笹本壽彦君。

○3 番議員（笹本壽彦君）

以上、3回ですので終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

○議長（井上光三君）

10 番 青柳光仁君。

○10 番議員（青柳光仁君）

今の契約関係で1点だけ教えてください。議案55号、建設会社との本体との工事契約そして、56号は電気工事の契約、57号は、機械設備、58、59は今質問がありました特命随意契約ということで、その中で、58と59は厨房設備会社日新さんの、これも工事と設備で1億8千百万、58号ですね、59号は、購入で、2千6百万円とおそらく補助金の関係で、これは分けたと思いますが、それを1点教えていただきたい。なぜ分けたのか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩二君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議案第58号の給食センター厨房設備工事、こちらに関しましては、議員さんのおしゃるとおり厨房機器におきまして、そのまま購入しておくということではなくて、設置およびそれに付随する部分の改修、固定される工事が含まれますので、そういった形で厨房の備品等の設置に伴います加工が含まれる物につきましては、厨房設備の工事の中で、入れさせていただいております。後は、キャスターとかワゴンのような物を購入して、その中の施設にただ入庫させる物

につきましては、５９号にございます厨房設備の機器購入費という形で分けまして、工事と物品で分けた形になっております。以上です。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

よく理解できました。もう１点ですけど、本体工事は、建設会社が引き受けて、今の特命については、厨房業者が設置まで、設備工事までやると、議案５７号にある機械設備契約の２億９７万円というのは、何の設備になるんですか。

○議長（井上光三君）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩二君）

ただいまの議案第５７号の内容につきましては、機械設備という形の中で、衛生器具の設備、給水設備、給湯、ガス、後は排水設備、最後に空調の換気設備等が含まれる工事内容になります。以上です。

○議長（井上光三君）

１０番 青柳光仁君。

○１０番議員（青柳光仁君）

はい、理解できましたので終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありますか。

質疑なしと認めます。以上をもて議案第５５号から第５９号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第２６ 同意第 ５号 富士川町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることにつき議会の同意を求めることについて

を、議題とします。

これから、同意第５号について、質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、同意第５号について、質疑を終わります。

これから、同意第５号について、討論を行います。討論はありますか。

（ な し ）

討論なしと認めます。以上をもって、同意第５号について、討論を終わります。

これから、日程第２６ 同意第５号について、採決します。

お諮りします。原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（ な し ）

異議なしと認めます。したがって、同意第５号については、原案とおり同意されまし

た。以上で本日の日程は全て終了しました。本日は、これにて散会とします。起立願います。相互に礼。

散会 午前10：45

令和元年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 4 日

令和元年第2回富士川町議会定例会（4日目）

令和元年6月14日
午前10:00分開議
於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 8 議案第48号 富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第49号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第56号 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について
- 日程第17 議案第57号 富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- 日程第18 議案第58号 富士川町学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第59号 富士川町学校給食センター厨房設備機器購入契約の締結について

- 日程第 2 0 議案第 6 0 号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 6 1 号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 2 2 同意第 6 号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 3 同意第 7 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 4 同意第 8 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 5 同意第 9 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 6 同意第 1 0 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 7 同意第 1 1 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 8 同意第 1 2 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 9 同意第 1 3 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 0 同意第 1 4 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 1 同意第 1 5 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 2 同意第 1 6 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 3 同意第 1 7 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 4 同意第 1 8 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 5 同意第 1 9 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 6 同意第 2 0 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 7 同意第 2 1 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 8 同意第 2 2 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 3 9 同意第 2 3 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会
委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 0 同意第 2 4 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会
委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 1 同意第 2 5 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会
委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 2 同意第 2 6 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会
委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 3 同意第 2 7 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会
委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 4 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について
- 日程第 4 5 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 4 6 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 4 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	秋 山 仁	2 番	樋 口 正 訓
3 番	笹 本 壽 彦	4 番	井 上 和 男
5 番	望 月 真	6 番	秋 山 稔
7 番	成 田 守	8 番	小 林 有紀子
9 番	深 澤 公 雄	10 番	青 柳 光 仁
11 番	堀 内 春 美	12 番	鮫 田 洋 平
13 番	長 澤 健	14 番	井 上 光 三

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(18人)

町	長	志村 学	副町長	齋藤 靖
教 育	長	野中正人	会計管理者	内田 一志
政策秘書課長		秋山佳史	財務課長	秋山 忠
管 財 課 長		樋口一也	税 務 課 長	遠藤悦美
防 災 交 通 課 長		長澤 康	町民生活課長	中込裕子
福 祉 保 健 課 長		松井清美	子育て支援課長	佐藤洋子
産 業 振 興 課 長		依田正紀	都市整備課長	河原恵一
土 木 整 備 課 長		志村正史	上下水道課長	原田和佳
教 育 総 務 課 長		中込浩司	生涯学習課長	深澤千秋

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 早川 竜一
書 記 中沢美和子

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

令和元年第2回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。慎重にご審議をいただきました。第2回定例会も、本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしく願います。ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますのでこれより、本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。議長から報告します。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。なお、本日、追加案件として、人事案24件、意見書案1件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。ご審議を、よろしく願います。

○議長（井上光三君）

- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度富士川町下水道事業特別会計補正予算（第5号））

以上の6議案は、専決処分の承認案件でありますので一括して議題とします。

これから、承認第1号から第6号について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。以上をもって、議案第8号から第18号について討論を終わります。

これから、日程第2承認第1号から日程第7承認第6号について一括して採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、承認第1号から第6号については原案のとおり、承認されました。

○議長（井上光三君）

日程第 8 議案第 48 号 富士川町役場の位置を定める条例及び富士川町公告式条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 49 号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 50 号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 51 号 富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 52 号 富士川町介護保険条例の一部を改正する条例について

以上の 5 議案は、条例改正案件でありますので一括して議題とします。これから、議案第 48 号から第 52 号について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。以上をもって、議案第 48 号から第 52 号について討論を終わります。これから、日程第 8 議案第 48 号から日程第 12 議案第 52 号について一括して採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、議案第 48 号から 第 52 号については原案のとおり、可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 13 議案第 53 号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 54 号 令和元年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

以上の 2 議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。これから、議案第 53 号 及び第 54 号について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第 53 号及び第 54 号について討論を終わります。

これから、日程第 13 議案第 53 号及び日程第 14 議案第 54 号について一括して採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、議案第 53 号及び第 54 号については原案のとおり、可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 15 議案第 55 号 富士川町学校給食センター建設工事（建築主体・外構工事）請負契約の締結について

日程第 1 6 議案第 5 6 号 富士川町学校給食センター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について

日程第 1 7 議案第 5 7 号 富士川町学校給食センター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について

日程第 1 8 議案第 5 8 号 富士川町学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結について

日程第 1 9 議案第 5 9 号 富士川町学校給食センター厨房設備機器購入契約の締結について

以上の 5 議案は、契約締結案件でありますので一括して議題とします。これから、議案第 5 5 号から 第 5 9 号について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

（な し）

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第 5 5 号から第 5 9 号について討論を終わります。

これから、日程第 1 5 議案第 5 5 号から日程第 1 9 議案第 5 9 号について一括して採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、議案第 5 5 号から第 5 9 号については原案のとおり、可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 2 0 議案第 6 0 号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第 2 1 議案第 6 1 号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第 2 0 議案第 6 0 号及び日程第 2 1 議案第 6 1 号の 2 議案は、富士川町人権擁護委員、候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてで、ありますので、一括して議題とします。町長から本案について、提案理由の説明を求めます

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

—— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 ——

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、議案第 6 0 号及び第 6 1 号については質疑と討論を省略します。これから、日程第 2 0 議案第 6 0 号及び日程第 2 1 議案第 6 1 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり適任とすることに、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし。」の声)

「異議なし」と、認めます。したがって、議案第60号及び第61号は原案のとおり、適任とすることに決定しました。

○議長（井上光三君）

日程第22 同意第 6号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

を議題とします。町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

—— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 ——

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。この議題については、質疑と討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

異議なしと、認めます。したがって、同意第6号については、質疑と討論を省略します。これから、日程第22同意第6号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり同意とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

異議なしと、認めます。したがって、同意第6号は原案のとおり、同意とすることに決定しました。

○議長（井上光三君）

日程第23 同意第 7号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第24 同意第 8号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第25 同意第 9号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第26 同意第10号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第27 同意第11号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第28 同意第12号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

日程第29 同意第13号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める

ことについて

日程第 3 0 同意第 1 4 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

日程第 3 1 同意第 1 5 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

日程第 3 2 同意第 1 6 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

日程第 3 3 同意第 1 7 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

日程第 3 4 同意第 1 8 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

日程第 3 5 同意第 1 9 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

日程第 3 6 同意第 2 0 号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

○議長（井上光三君）

日程第 2 3 同意第 7 号富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて以下、日程第 3 6 同意第 2 0 号までの 1 4 議案は富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてで、ありますので、一括して議題とします。町長から本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

—— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 ——

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、同意第 7 号から第 2 0 号については質疑と討論を省略します。これから、日程第 2 3 同意第 7 号から日程第 3 6 同意第 2 0 号について一括して採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり同意とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、同意第 7 号から第 2 0 号は、原案のとおり、同意とすることに決定しました。

○議長（井上光三君）

日程第 3 7 同意第 2 1 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 3 8 同意第 2 2 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 9 同意第 2 3 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 0 同意第 2 4 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 1 同意第 2 5 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 2 同意第 2 6 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 3 同意第 2 7 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて

で、ありますので、一括して議題とします。町長から本案理由の説明を求めます。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

—— 議 案 の 提 案 理 由 朗 読 説 明 ——

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、同意第 2 1 号から第 2 7 号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第 3 7 同意第 2 1 号から日程第 4 3 同意第 2 7 号について、一括して採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり同意とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声）

異議なしと、認めます。したがって、同意第 2 1 号から第 2 7 号は、原案のとおり、同意とすることに決定しました。

○議長（井上光三君）

日程第 4 4 意見書案第 1 号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について
を、議題とします。意見書案第 1 号の提出者の説明を求めます。

○議長（井上光三君）

9 番 深澤公雄君

○9 番議員（深澤公雄君）

—— 意見書朗読説明 ——

○議長（井上光三君）

以上で、提出者からの説明が終わりました。深澤委員長、その場でしばらくお待ちください。これから、意見書案第 1 号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「質疑なし。」の声)

質疑なしと、認めます。以上をもって、意見書案第1号について質疑を終わります。
深澤委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、意見書案第1号について討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって、意見書案第1号について討論を終わります。これから、日程第44意見書案第1号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

異議なしと、認めます。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(井上光三君)

日程第45 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第46 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第47 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

異議なしと、認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会の議事日程は、全て終了しました。条例改正案、補正予算案など重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会出来ますことを厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめ、町の執行部の皆様においては、議案説明、答弁等ご協力をいただき、ありがとうございました。

これから、暑さ厳しい夏に向け、体調管理には十分留意されまして、町政の推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和元年第2回富士川町議会定例会を閉会します。起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分